

平成26年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 債権の管理と収納事務について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

番号	項目	監査の結果および意見（要旨）	区分	措置内容及び改善方針
1	共通事項 (1) 共通事項 (P195)	<p>【意見】</p> <p>①個別の債権に対応した管理マニュアルの策定</p> <p>現在、債権管理業務に関しては、下関市債権管理マニュアルをベースに各管理部署が独自で個別マニュアルを作成している部署（例えば、納税課では下関市滞納整理事務マニュアルを作成）もあれば、下関市債権管理マニュアルをそのまま利用している部署など様々である。しかし、下関市債権管理マニュアルは100ページを超えるものであり、また公債権と私債権の両方をカバーしているため、各管理部署の実際の業務に直接関連しない内容も多い。したがって、下関市債権管理マニュアルの活用方法として推奨されているように、それぞれの債権の特性に応じて簡</p>	① ② ③	<p>個別の管理マニュアルについては、各部局において債権の特性等を勘案した上で、必要に応じて策定します。</p> <p>また、発生した法的問題点や対処方法などを適宜整理し、部署内でのノウハウの共有に努めます。</p> <p>(H26年度外部監査対象課)</p>

		<p>素化やカスタマイズ化したマニュアルを策定、改編することが有用であると考えられる。当該マニュアルには、必要最低限の項目と過去に発生した法的問題点や対処方法などを適宜追加記載しつつ、各管理部署内でのノウハウを共有していくことが望まれる。</p>	
2	<p>共通事項(2) 新規滞納の発生抑制について (P195)</p>	<p>【意見】 ①納付方法の多様化による納付機会の拡大 今回監査対象とした債権の納付方法は、納付書あるいは口座振替による納付がほとんどである。一般に口座振替は納付書による納付よりも収納率が高い傾向にあり、その傾向は下関市においても同様である。したがって、口座振替による納付を一層推進することは非常に重要である。 また、現在下関市では納付書による納付が上下水道料金を除いて金融機関等での納付に限られており、コンビニエンスストアでは納付できないが、新規の滞納者の発生を抑制するために、納付者の利便性を高めるコンビニエンスストアでの納付書による納付を検討することは有用であると考ええる。さらに、他の市町村等ではクレジットカード払いやモバイルレジでの納入サービスを開始しているところもある。 これらのような新たな納付方法の導入には、システム開発や手数料負担が発生するといった課題もあるが、納付方法が多様化することで、納付者の納付機会が拡大し、新規滞納者の発生を減少させる効果が期待できるため、上下水道料金の収納率の変化や他市町村での実績を踏まえて新たな納付方法の導入を検討されたい。</p>	<p>② ③ ④ ⑤</p> <p>新規滞納の発生抑制及び収納等の向上を図るため、引き続き口座振替の推奨に努めるとともに、納付機会の拡大を図れるよう、コンビニエンスストアによる納付等、新たな納付方法の導入について、個人情報保護や費用対効果等を十分に踏まえながら、検討していきます。 (H26年度外部監査対象課 (上下水道局を含む))</p>
	<p>共通事項(3) 効率的・効果的な</p>	<p>【意見】 ①債権管理条例の早期制定 「下関市財政健全化プロジェクト(Ⅰ期計画)」では、未収金の回収と滞納発生防止のための取組みとして、債権管理条例の制定について検討することが掲げら</p>	<p>①</p> <p>平成27年第4回下関市議会定例会において、債権管理の適正化を図ることを目的とし、徴収見</p>

債権回収について (P196)	<p>れている。また、他市では債権管理条例を既に制定しているところもあり、その主たる目的の一つは「債権放棄の要件」を定めることにある。</p> <p>「IV2(3)⑦債権放棄(私債権)」に記載のとおり、現在の法令等の下では、債権放棄を行うには議会の議決を要するが(地方自治法第96条第1項第10号)、下関市では、議会の議決による債権放棄の実績がなく、その要因の一つとして、債権放棄を行うための明確な基準が定められていないことが考えられる。今回の監査を実施した中で、滞納債権の回収努力をしてきたが、債務者の資力がないために回収が極めて困難と思われる債権等も現実には存在していることが分かった。これらについては、公平性の観点から引き続き回収努力を行う必要はある。</p> <p>しかし、それでもなお回収が見込めない債権や回収コストが債権の額を上回るような債権を管理し続けることについては、下関市の財政負担も考慮し、債権管理をいつまで継続するのかを検討した上で、限られた人員の中でいかにして効果的・効率的に債権回収に注力できるかを検討する必要がある。</p> <p>そのためにも、各管理部署で管理しているそれぞれの債権の性質を見極め、議会の理解を得た上で、債権放棄の要件や滞納債権の状況の公表及び徴収計画の策定などを定めた債権管理条例を制定することは、滞納債権の管理部署にとっても拠り所となり、事務の円滑な執行に資するものと考えられ、また、同時に住民への説明責任も果たすことができるものといえる。地方自治法が債権管理に関して厳格な規定を定めているのは、適切な債権管理を行うことが目的であり、下関市においても既に債権管理マニュアルを策定してそれに沿った事務を進めているところではあるが、そのさらなる実効性を確保し、住民への説明責任を果たすためにも、債権管理条例を制定して市全体として債権管理への取組みを明確にすることについて検討されたい。</p>	<p>込みのない債権の権利放棄も定めた「下関市債権管理条例」を議案提出し、12月18日付けで可決されました。</p> <p>(財政部納税課)</p>
<p>【意見】 ②債権回収体制の整備</p>	<p>現在、下関市では債権回収指導室を設置して全般的な債権の管理及び税以外の債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施している。</p>	

しかし、債権回収管理業務は、共通する事務手続は あるものの債権の種類によって適用される根拠法令等も異なるため、職員は一定の専門性が求められるが、必ずしも全ての債権回収担当職員が十分な専門知識を有しているとは限らない。そのため、以下のような取組みを行うことで、滞納債権回収の促進に資することは有用であると考え。

a 納税課徴収担当職員の知識、経験等の共有

納税課徴収担当職員は、債権管理・回収に関する知識や経験が他部署の職員と比較して豊富にある。したがって、納税課徴収担当職員の知識、経験等を他部署においても有効に活用するために、計画的に納税課徴収担当職員を他部署の債権管理部署(担当)に配置することや、逆に他部署の職員を一定期間納税課徴収担当職員として配置することが考えられる。人事異動は職員の適性や経験その他の能力等を鑑みて行うべきであるが、納税課徴収担当職員の知識、経験等を全庁的に共有することを意図した人事異動のあり方を検討することは、市全体での収納率アップの観点から望ましいと考える。

④

人事異動に関しては、職員の適性や能力等を考慮した上で、各種施策を推進するため、適材適所の人員配置に努めており、今回の監査結果等も考慮しながら、今後も適切な人員配置に努めます。

(総務部職員課)

b 債権回収指導室の業務拡充等

下関市では債権回収指導室を設置し、債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施しているが、当該組織の事務分掌を拡充し一定の基準に該当する債権を債権回収指導室に移管し、債権回収業務にも関わられるようにすることが望ましく、業務内容によっては、新たに回収業務専門部署を設置することも有用であると考え。

具体的には、督促や催告等の手続は債権所管部署が実施し、一定の回収努力をしたにもかかわらず、当該部署ではさらなる回収が困難である等の要件を満たした非強制徴収公債権や私債権を債権回収指導室に移管し、

③

債権管理及び税以外の債権回収の推進に資するため、債権回収指導室を平成 22 年に設置したところですが、同室の機能拡充、あるいは債権回収に係る専門の組織を設置することについては、一定の効果が期待できると思われるものの、債権所管部署との納付

<p>支払督促等の法的手続を専門的に行うようにすることが考えられる。これにより、専門性の高い法的手続を効果的に実施することができるようになるとともに、各管理部署においても回収が困難な債権を移管することで実効性のある債権回収業務に注力できるようになると考える。</p>	<p>義務者に係る情報の共有等のしくみを構築することや、各債権に関する根拠法令に精通する職員の育成等の課題等も現実にあるため、他市の状況等を注視しつつ、本市にとって簡素で効率的な組織運営を図る観点から、引き続き研究してまいります。</p> <p>(総務部行政管理課)</p> <p>債権管理の一層の適正化を図るため、未収金回収のための新たな取組等については、今後も調査・検討に努めます。</p> <p>(財政部納税課)</p>
<p>【意見】</p> <p>③民間の債権回収業者の活用</p> <p>今回の監査対象 11 債権のうち、回収業務について外部業者を活用しているのは指定管理者制度を導入している建築住宅課の住宅使用料のみであった。また、コールセンターについては納税課が納税案内のために利用しているのみであった(なお、平成 26 年 10 月からは保険年金課の国民健康保険料の納付案内でもコールセンターを利用している。)</p> <p>職員数が減少している下関市においては、債権金額に比して債権回収業務に従事できている職員数が十分であるとはいえず、また必ずしも職員の能力が債権回収業務に十分に活用されているとは言えないと考える。そのため、個人情報保護や費用対効果を勘案した上で、一定のノウハウを有した民間の債権回収業者</p>	<p>③ 民間の債権回収業者の活用については、他の自治体での取組を参考に、個人情報保護や費用対効果、法令等を勘案しながら、活用について検討し、債権の収納率の向上に努めます。</p> <p>④ (H26 年度外部監査対象課 (建設部建築住宅課を除く))</p>

を活用することも有用であるとする。

例えば、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務を民間委託することで、専門性の高い分野に職員が専念できる、あるいは建築住宅課のように債権回収業務自体を民間委託するなど、滞納債権額の多寡や部署の人員規模などに応じて、適切と判断される業務の民間委託を検討することは有用であるとする。なお、債権情報には、重要な個人情報が含まれるため、他の自治体での個人情報保護に対する取組みも参考にして委託の検討を行う必要がある。

※ページの表示は、「平成26年度包括外部監査結果報告書」による。

平成26年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

1 選定した特定の事件 債権の管理と収納事務について

2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

事案番号 事案件名 (頁数)	監査の結果および意見(要旨)	区分	措置内容及び改善方針
個別事案 1: 軽自動車税 (P43)	<p>【意見】</p> <p>①賦課データの入力について</p> <p>軽自動車四輪、軽自動車二輪(125cc超～250cc)、二輪小型自動車(250cc超)については、軽自動車検査協会及び軽自動車協会並びに山口運輸支局が登録・抹消の手続場所になっており、ここで手続した人が提出した「軽自動車税申告書」の写しを山口県市長会がまとめて月3～4回に分けて資産税課に送り、資産税課が個別データを基幹系システムに手作業で入力して</p>	①	<p>「軽自動車税申告書」は紙媒体しか存在していないことから、電子データでの入手は不可能です。</p> <p>なお、「軽自動車税申告書」に含まれる情報のうち、車検情報については、平成27年11月より地方公共団体情報システム機構から電子データでの入手を行うこととしました。</p> <p>(財政部資産税課)</p>

	<p>いる。しかし、資産税課で入力する手数の削減のためにも、申告書に含まれる情報は電子データでの入手が望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>②収入未済額の回収手続に関する第三者チェックについて</p> <p>総務省が平成26年4月に公表した「地方公共団体の内部統制制度の導入に関する報告書」によれば、拡大傾向にある地方公共団体における事務処理リスクを回避するためには、議会や監査委員制度、住民訴訟等の制度を有効に機能させ、強化しながら、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められている。</p> <p>したがって、今後は、納税課における収入未済額の回収手続に関する事務が適切に実施されているかどうかについても、個別の納税者に踏み込んだ、第三者による客観的なチェックも必要と思われる。また、この点について監査委員監査等の監査対象にすることも、第三者のチェックを受けるといった観点から有用と考える。</p>	④	<p>税務職員に対しては、地方公務員法第34条(守秘義務)のほか、より加重された守秘義務違反に対する罰則を規定した地方税法第22条(秘密漏洩の罪)が課せられています。</p> <p>これは、税務調査等の権限が、租税の賦課・徴収を確実にを行うために認められたものであり、それによって得られた納税者等の秘密(税務関係情報)は外部に漏れないよう適正に管理しなければならないためです。</p> <p>なお、監査委員及び外部監査人についても、監査を実施することに関連して知り得た秘密に対し、地方自治法(第198条の3第2項、第252条の31第3項及び第4項)に守秘義務等の規定がありますが、これにより税務職員の守秘義務が解除されるものではありません。</p> <p>よって、税務職員以外の職員等による『個別の納税者に踏み込んだチェック』は、開示できる法的な根拠と理由がない場合、法律に抵触する可能性が生じる恐れがあるため、その導入の可否、情報提供の適否等について関係法令等を慎重に確認し、関係部署との調整を重ねた上での判断が必要となります。</p> <p>(財政部納税課)</p>
個別事案2: 国民健康保険料 (P59)	<p>【指摘事項】</p> <p>①国民健康保険に係る所得等の申告書の回収について</p>	①	<p>例年1月末に国民健康保険に係る所得等の申告書によって所得額の申告が必要な被保険者宛に当該申告書を発送</p>

確定申告をしていないが、国民健康保険に係る所得等の申告書によって所得額の申告が必要な被保険者のうち、実際に当該申告書により適切な所得額を申告している被保険者が多数である一方、所得割の納付を逃れるため、意図的に申告しない被保険者が少なからずいる。

保険年金課賦課係では、現在当該申告書の回収状況を把握していないが、未提出の被保険者を洗い出して、適時に当該申告書を徴取することが必要である。

②国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項について

下関市国民健康保険条例第 47 条では、「偽りその他不正の行為により保険料及び一部負担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。」と定めているものの、実際に過料を科したことは過去にない。

現在使用している国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項には、過料を課す場合がある旨の記載がないが、申告された所得額の妥当性を担保するためには、過料を課す旨を通知して、被保険者に注意喚起する対応が必要である。

③下関市外へ転出した滞納者への対応について

平成 25 年度に発生した収入未済額 686,452 千円 (7,108 世帯)のうち、下関市外へ転出した

し、当該申告書が新年度になっても未提出の被保険者に対しては、再度申告書を送付するなど、当該申告書の徴収に努めております。

さらに、窓口等で手続きの際、被保険者の申告状況を確認し、未提出の被保険者に対しては、申告するよう促しています。

(福祉部保険年金課)

②

平成 29 年度 (平成 28 年中) 所得等の申告書の裏面注意事項に過料を科す旨の記載を入れるよう改めます。

(福祉部保険年金課)

①

市外へ転出した滞納者に対し、文書及び電話による催告等を実施するとともに、納付誓約書兼債務承認書の徴取及び滞納処分の実施に努めます。

滞納者にかかる収入未済額は 13,303 千円 (280 世帯) であり、収入未済額に占める割合は 1.9% と僅少である。

保険年金課徴収係は、市外へ転出した滞納者に対して、督促状及び催告状を送付し、また、転出先の市町村へは年1回程度、滞納者の状況について照会しているが、滞納額や人的及び時間的な負担を考慮して、職員等による臨戸催告や徴収は実施しておらず、また、納付誓約書兼債務承認書の更新処理も保留されている。

しかし、公平性の観点からは、市外へ転出した滞納者に対しても職員等による臨戸催告の実施や、納付誓約書兼債務承認書の徴取及び滞納処分を検討する必要がある。

④延滞金の請求について

世帯主が国民健康保険料を滞納した場合、延滞金を加算して納付する必要がある(下関市国民健康保険条例第 41 条第1項)。この点、平成 25 年度中に延滞金を請求して徴収した滞納者は 1,544 名であるが、延滞金の減免措置を適用した滞納者はいない。延滞金は、市長がやむを得ない事由があると認める場合においては減免できるが(同条第2項)、現在そのような判断は行われていない。公平性の観点からは、延滞金を徴収すべきであり、減免する場合には適切な決裁をとる必要がある。

なお、臨戸催告の実施については、費用対効果等を勘案しながら、実施について検討していきます。

(福祉部保険年金課)

②

平成 28 年 4 月 1 日施行に向け、延滞金の減免に関する規定等の整備を進めています。

(福祉部保険年金課)

⑤滞納処分の実施について

下関市及び他の同規模の中核市における平成25年度の差押件数及び差押金額は次表のとおりである。

下関市における差押件数及び差押金額の実績は、他の中核市と比較して著しく少ない。しかし、滞納者の財産差押に着手及び実行することで、納付交渉に応じなかった滞納者が納付交渉に応じることも見込まれることから、滞納処分には積極的に取り組む必要がある。

【意見】

①収納率の向上について

平成25年度における口座振替による収納率は96.5%であるのに対し、納付書による収納率は55.3%と低い状況であるため、例えば以下のような方策を検討することが望まれる。

a 口座振替の原則化

岡山市においては国民健康保険料の納付方法を、平成26年11月より原則として全て口座振替とする取組みを行っている。

口座振替の対象口座に入金があれば口座振替を採用する意味は乏しいという課題はあるものの、口座振替を原則とすることで当該効果を見極める等の検証作業を実施することは有用であると考えられる。

①

平成27年度から滞納整理業務を複数人で行うよう徴収体制を見直し、滞納処分の実施に努めます。

(参考)

H27.4.1～H27.12.28 までの滞納処分件数
差押設定件数～104件

換価件数～82件 換価金額～13,944,230円

H26.4.1～H27.3.31 までの滞納処分件数
差押設定件数～5件

換価件数～2件 換価金額～189,670円
(福祉部保険年金課)

③

a 口座振替の対象口座に入金がない納付義務者や口座を持っていない納付義務者がいることを踏まえ、平成28年10月からコンビニエンスストアによる納付を開始します。

④

口座振替の原則化については、コンビニエンスストアによる納付の効果等を見極めたうえで、検討します。

b 口座振替の奨励

保険年金課徴収係では、口座振替納付未利用者に対して、「口座振替ご利用の案内」を送付しており、また保険年金課徴収係の窓口においても口座振替の利用を勧めているが、これら以外でも、被保険者に対して、口座振替を選択するメリットとなる施策を講じることも有用であると考えられる。

例えば、大阪府東大阪市では口座振替奨励金制度を導入しており、具体的には、口座振替で10期まで連続して納付、完納すると、振り替えた保険料の1%を奨励金として年度終了後の5月末に、登録されている口座に振り込むという施策を講じている。

c 納付書における奨励金制度

口座振替の原則化が難しい場合、納付書の収納率を向上させる施策を講じることも有用と考えられる。

図表 5-2-12 のとおり、下関市における差押件数及び差押金額の実績は、同規模の中核市と比較して著しく少ないことから、滞納処分を積極的に進めるための施策を講じることは有用と考えられる。

例えば、大阪府茨木市では前納報奨金制度を採用しており、具体的には、年度当初の納期までに1年分の保険料を一括納付す

b 口座振替奨励金制度については、次項の市税の『前納報奨金制度』が「高額所得者に対する優遇措置」との意見もあり、廃止となった経緯があるため、現状のままの取扱いを継続することとしました。

引き続き、口座振替納付未利用者対し、「口座振替ご利用の案内」の送付や窓口において口座振替の利用を勧めるように努めます。

c 過去に市税の収納で前納報奨金制度が採用されていたが、「高額所得者に対する優遇措置」との意見もあり、廃止となった経緯があるため、現状のままの取扱いを継続することとしました。

(福祉部保険年金課)

	<p>ることで、保険料年額の1%を差し引いた保険料額で納めることができるという施策を講じている。</p> <p>【意見】</p> <p>②滞納処分の推進について</p> <p>図表 5-2-12 のとおり、下関市における差押件数及び差押金額の実績は、同規模の中核市と比較して著しく少ないことから、滞納処分を積極的に進めるための施策を講じることは有用と考えられる。</p> <p>例えば、収納業務と滞納整理に関する業務を分担することが考えられる。財政部納税課では、収納業務は収納係 5 名が担当しており、滞納整理に関する業務は徴収第 1 係 11 名、徴収第 2 係 11 名及び収納対策室 5 名が担当している。一方、福祉部保険年金課では、徴収係の正職員 8 名、嘱託職員 12 名の合計 20 名が収納業務及び滞納整理に関する業務を全て担当していることから、滞納整理のみに関する業務を行う係を新規に設置するなど、人員配置を見直して、滞納整理に関する業務に専念させることも有用と考えられる。</p>		<p>① 滞納整理業務を複数人で行うよう収納体制を見直しました。</p> <p>(参考)</p> <p>H27.4.1～H27.12.28 までの差押件数 差押設定件数～104 件 換価件数～82 件 換価金額～13,944,230 円</p> <p>H26.4.1～H27.3.31 までの差押件数 差押設定件数～5 件 換価件数～2 件 換価金額～189,670 円 (福祉部保険年金課)</p>
<p>個別事案 3: 保育料(管内保育料) (P75)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①課税を証明する書類が未提出の場合の保育料について</p> <p>現在、保育所への入所申し込み時に課税を証明する書類を未提出の場合、保育料はD7の階層区</p>	<p>①</p>	<p>下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日より、世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層を最高階層であるD14階層とみなして保育料を決定するよう改めました。 (こども未来部こども育成課)</p>

分の金額が賦課されることになっている。しかし、課税を証明する書類が提出されない場合には、最高階層の金額を賦課することによって、扶養義務者に課税を証明する書類の提出を促す効果があると考えられる。

下関市によれば、従来は D7 階層が最高階層であったため、課税を証明する書類の未提出の場合には D7 階層での保育料の賦課を行っていたが、階層を変更して D8 及び D9 階層が新設された後も、課税を証明する書類が未提出の場合に賦課する階層を D7 から変更していなかったということである。

そのため、D8 及び D9 階層の扶養義務者が課税を証明する書類を未提出の場合、本来賦課される金額よりも低額の保育料が賦課されることになり、課税を証明する書類を提出するインセンティブがなくなってしまうため、課税を証明する書類を未提出の場合には、最高階層の保育料を賦課するように変更すべきである。

【指摘事項】

②保育料決定通知書の記載項目について

保育料決定通知書には、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨が記載されている。実際に退所させることはないということであるが、そもそも保育所設置の目的は、保育に欠ける児童を保育することであり、保育料の滞納を理由に退所させることは児童福祉

①

指摘のあった記載内容については、保育料決定通知書(下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例施行規則様式第 17 号)の記載内容から削除しました。
(こども未来部こども育成課)

法に定める「保育に欠ける」の要件を過重することになり、違法であると考えられる。

したがって、保育料決定通知書に記載されている、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨は削除すべきである。

【指摘事項】

③不納欠損処分の実施及び時効の管理について

図表 5-3-10 のとおり、現在下関市では消滅時効が完成しているかどうかのデータがシステム化されていないため、その確認作業の煩雑さ等に影響されて、不納欠損処分の実施件数にばらつきが生じている。また、平成20年度以前に発生した保育料のうち既に時効が完成している債権もある。

保育料は、公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。

【指摘事項】

④督促手数料、延滞金の徴収について

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例では、督促を行った場合は、督促手数料を徴収し、延滞金に関しては、納期限の翌月から納入の日までの期間の日数に応じて徴収することになっているが、実際にはいずれも徴収されていない。公平性の観点からも、督促手数料

③

平成20年度以前の債権のうち、時効完成を確認したものについては、平成27年3月26日付けで不納欠損処分を行いました。

平成27年度に導入した新システムにより不納欠損を管理・処理していけるよう、機能の強化や運用方法の検討を進めていきます。

(こども未来部こども育成課)

①

③

平成27年度の保育料より、督促状を送付した場合、督促料を徴収するよう改めました。

また、延滞金の徴収については、システム改修及び納付書仕様の変更等が必要となるため、実施に向けて検討を進めています。

(こども未来部こども育成課)

<p>及び延滞金を徴収するようにすべきである。</p>		
<p>【指摘事項】</p> <p>⑤滞納処分(強制徴収)の実施について</p> <p>平成 21 年度から平成 25 年度までの間、下関市では保育料に関して強制徴収は行われていない。保育料の滞納理由は図表 5-3-8 のとおりで、正当な理由なく保育料を納付していない世帯も一定割合存在しているため、そのような世帯に対しては、強制徴収を実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>強制徴収の実施については、他市の取り組み状況の調査及び「下関市債権管理条例」を踏まえ、実施に向けての検討を進めていきます。</p> <p>(こども未来部こども育成課)</p>
<p>【意見】</p> <p>①減免申請の周知について</p> <p>下関市では、保育料の減免制度は設けられているが、図表 5-3-4 のとおり、実際の利用件数は非常に低い水準となっている。これは、減免制度の周知があまり行われていないこと及びその適用要件(失業は、本人の意思に反した場合に限定していること)が要因として考えられる。</p> <p>児童福祉法第 56 条第 3 項では、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育料を徴収することが定められているのみであり、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響が大きいのであれば、その失業が自発的なものであるかどうか問う必要はないと考える。</p> <p>また、平成 27 年度からは、4 月から 8 月まで保育料は、前年度の市民税(前々年度の所得を基に計算)が基準になることから、実際に保育料を</p>	<p>③</p>	<p>保育料の減免については、減免の基準に照らして適正に対処するよう努めます。</p> <p>また、当該制度がより広く認知・利用されるよう周知方法及び適用要件の見直しを検討します。</p> <p>(こども未来部こども育成課)</p>

納付する期間とその保育料の算定基礎となる所得の計算期間の乖離が大きくなることになる。そのため、保育料納付期間において、家計に与える影響を考慮して徴収を行えるように、減免制度の一層の周知とその適用要件の見直しが望まれる。

【意見】

②保育所保育料納付誓約書の署名者について

現在、保育所保育料納付誓約書は、卒園時及び時効完成直前に提出させている。保育所とのかわりが深いのは、通常は世帯主の配偶者(妻が多い)であり、保育所保育料納付誓約書の署名も世帯主の配偶者が行うことが多くなっている。一方で、保育料の賦課決定は、世帯主(夫が多い)に対して通知している。

婚姻中の夫婦は、日常家事債務(民法第 761 条前段)に関する事項については相互に法定代理権を有していると解されている(最高裁昭和 44 年 12 月 18 日判決)。しかし、私法上の規定である日常家事債務の規定が公法上の債権である保育料債権にも適用されるかどうかについては争いがある(この点、大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」(平成 22 年、初版)では、適用されないとして取り扱うべきであるとされている。)

仮に、保育所保育料納付誓約書の作成は日

②

債務承認にかかる保育料納付誓約書の提出については、市の顧問弁護士の意見等を踏まえて、今後の対応を検討してまいります。

(こども未来部こども育成課)

常家事債務に当たらないとなった場合には、債務承認の効力は有せず時効中断の効力はないと考えられる。その場合、保育所保育料納付誓約書を徴取しているために、現在は時効が完成していないとしている債権の一部が時効が完成している債権になってしまう。そのような事態を避けるためにも、世帯主の委任状または同意書を合わせて作成することにより世帯主の意思も確認するようにすることで、債務承認が確実に行われるようにすることが望まれる。

【意見】

③時効の管理について

保育料債権の時効期間は5年であるが、下関市では保育所保育料納付誓約書を提出させることで、時効の中断が行われている。当該時効の管理は、担当者が保育料システム外の表計算ソフトにより管理している。当該ファイルには、児童名保護者名、保育所保育料納付誓約書提出日等の限られた情報のみが入力されているため、時効が完成した場合、再度保育料システムに戻って、滞納保育料の金額等を確認する必要が生じてしまう。

したがって、保育料システムにおいて、時効の起算点が管理できるように検討することが望まれる。なお、その際には、時効の完成が近づいて、いる収入未済額についてはアラート等が発せられる仕組みにしておくことで、事務処理漏れに

③

保育料債権の時効の管理が適正に行えるよう、平成27年度に導入した新システムなどの機能強化や運用方法の見直しに努めます。

(こども未来部こども育成課)

よる時効の完成を防止できると考えられる。

【意見】

④滞納台帳の記載について

徴収嘱託員は、日々の業務の中で業務日報及び滞納台帳を作成している。業務日報には、日々の業務活動を記載しており、滞納台帳には滞納者別の情報を記載している。

監査人が両者をサンプルで閲覧した結果、いずれか一方にしか記載されていない事例はなかったが、滞納台帳に関しては、以下の点を改善することが望まれる。

- ・ 手書きで作成されているため、必ずしも全ての情報が読み取れない。
- ・ 滞納者との交渉記録となっているが、日にちの記載のみで、曜日、時間が記載されていない。保育所を利用している保護者は、昼間に居宅外で労働することを常態としているなど、接触できる機会は限られていると考えられるため、曜日や時間の情報は、滞納者と効率的にコンタクトをとるための重要な情報であり、曜日や時間も記載しておくことが望まれる。

滞納台帳は、日々の交渉履歴が羅列されているのみであり、当該滞納者の現時点での状況(コンタクトしやすい時間帯、勤務地、収入状況等)を把握するためには、過去からの交渉履歴を全て確認する必要があるが生じている。滞納者によっては、長期間に亘って交渉を行うことになり、状況

②

滞納台帳の記載について、徴収嘱託員に対し、今後の徴収に役立つよう、より丁寧かつ詳細に記録を残すよう指導しました。

また、滞納者情報が一目で把握できる様、滞納台帳に当該滞納者の現時点での状況(コンタクトしやすい時間帯、勤務地、収入状況等)を記載する基本情報欄などを設けるよう、様式変更を検討します。

(こども未来部こども育成課)

	<p>が変化していることも考えられる。その場合、直近の情報は債権回収交渉を行うに当たって有用であると考えられるため、滞納台帳には当該滞納者の状況を記載する欄を設けて、最新の情報が適時に把握できるようにしておくことが望まれる。</p>		
<p>個別事案 4: 上屋使用料 (P84)</p>	<p>【指摘事項】 ①督促について</p> <p>A 株式会社は、平成 15 年度以前から支払いが遅れ気味であったとのことであるが、実際に督促されたのは平成 20 年度になってからである。下関市会計規則第 122 条第 1 項では、納期限までに債務を履行しないときは、履行期限の 20 日以内に文書により当該債務者に督促を行うことが求められている。そのため、平成 20 年度まで督促されていないことは、下関市会計規則に反している。納期限までに債務が履行されない段階で、速やかに督促すべきであったので、今後は留意されたい。</p>	①	<p>督促の必要が生じた場合は、下関市会計規則に基づき速やかに督促するよう徹底しました。また、納期限の確認を複数人で行うことにより、漏れのないよう体制を整えました。 (港湾局施設課)</p>
	<p>【指摘事項】 ②法的措置の遅れについて</p> <p>A 株式会社の上屋使用料は平成 15 年度から滞納が続いていたにもかかわらず、平成 16 年度以降も上屋の使用を許可し続けていたことから滞納額が増加している。平成 21 年度に使用を不許可、また、差押えも同年度から実施しており、平成 25 年度になって訴訟を提起している。</p>	①	<p>滞納が発生した場合は、速やかに滞納者と納付相談を行うとともに、納税課と協力して、市税の滞納状況の確認を行います。また、やむをえず、回収が困難になった場合は、速やかに差し押さえ等の法的手続きに入るよう改めました。 (港湾局施設課)</p>

	<p>滞納開始から差押えの実施、訴訟提起までの時間がかかりすぎたことによって、債権の回収が一層困難になり、また、当該上屋を他の使用者に貸し出すこともできない状況になっていた。滞納が発生し回収が困難になった場合は、速やかに差押え等の法的手続に入ることにより、債権の回収に努めるべきである。</p>		
<p>個別事案 5: 下水道事業受 益者負担金 (P99)</p>	<p>【指摘事項】 ①滞納処分の実施について 下水道事業受益者負担金は強制徴収公債権に該当し、強制徴収に伴う権限として所在調査権や財産調査権などの権限が認められている(国税徴収法第146条の2、第141条、第142条)。下関市では、回収業務の一環として所在調査権を行使し、居所不明者の調査等はなされているが、財産調査については行われておらず、差押え等の法的手続の実施件数は少ない状況にある。 財産調査は、受益者の財産の保有状況を正確に把握し、納付交渉や差押え等の滞納処分を判断する上で重要な手続であるため、適切に行うべきである。また、負担金の公平な負担を実現するためにも、適切な法的手続を行うべきである。</p> <p>【指摘事項】 ②不納欠損処分の実施及び時効の管理について 図表 5-5-16 のとおり、下水道事業受益者負担</p>	<p>③</p>	<p>財産の保有状況について他部局や他市のノウハウ等を習得し、速やかに把握するよう努めます。また、負担金の公平な負担を実現するため、適切な法的手続を行うよう努めます。 (上下水道局下水道課・北部事務所)</p>

	<p>金については毎年度一定程度の不納欠損処分がなされているが、平成 20 年度以前に発生した負担金には、既に時効が完成している債権が含まれている。</p> <p>下水道事業受益者負担金は公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。</p>	①	<p>既に時効が完成している債権について、平成 27 年 3 月 31 日付けで不納欠損処分を行いました。</p> <p>また、下水道事業受益者負担金は公債権であり、時効の援用を待たずに債権が消滅することから、今後時効の中断が発生したときは分割納付誓約書の提出や交渉記録の保管をし、適正な債権管理を行うよう努めます。</p> <p>(上下水道局下水道課・北部事務所)</p>
<p>個別事案 6: 生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金 (P112)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①適切な生活保護費の決定について</p> <p>生活保護法第 63 条返還金については、被保護者が故意ではなく、過誤により収入金額の有無を届けていない、または、他の制度(例えば厚生年金の受給)が利用可能であったにもかかわらず、それを理解していないために受給していないことが原因であることが多い。一方、被保護者側の原因ではなく、ケースワーカーの事務手続の誤りによって発生することもある。</p> <p>被保護者にいったん支払われた金銭を被保護者が費消してしまった場合には、返済されることが少なく、特に生活保護費の支給から時間が経てば一層回収は困難となる。</p> <p>したがって、生活保護費を決定する際の所得調査や資産調査、また他の制度の利用可能性の継続的検討、障害年金手帳(精神)等の資格チ</p>	②	<p>生活保護法第 63 条返還金については、保護開始時等における預貯金調査、課税調査、及び年金受給資格の調査を確実に行之、特に、年金受給権の有無については、管理台帳(年金受給資格調査票)を作成し、受給漏れがないように努めます。また、扶助費算定誤りを防止するため、加算及び収入認定等については、システムを活用した確認リスト等により、ケースワーカーがチェックを行うとともに査察指導員が進捗状況の進行管理に努めます。</p> <p>収入申告の必要性や届出義務については、保護開始時の周知徹底及び定期訪問時の注意喚起による未然防止に努めるとともに、実施機関が被保護世帯に説明を行ったことや当該被保護世帯がその説明を理解したことを両者で共有し、そのことを明確にするために、被保護世帯が所定の事項を記載した書面を徴取します。</p> <p>生活保護法第 78 条徴収金については、課税調査等による申告義務違反調査を定期的を実施し、不正受給を早期発見</p>

エックをするための有効期限管理、ケースワーカーが誤りやすいポイントの把握と周知徹底等の管理体制(誤り等を防止するための体制、誤りを早期に発見する体制等)の整備が必要である。

また、生活保護法第 78 条徴収金は、被保護者の故意に基づく所得隠し等によって発生するため、第 63 条返還金と同様、所得調査や資産調査等の管理体制の整備が必要である。

この点、監査人が平成 25 年度の「課内会議録」及び「ケース診断会議録」を閲覧した結果、以下のような理由での生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の調定が検出された。

**a. A 氏のケース(提議:平成 25 年4月9日、
金額:25,955 円)**

A 氏は保護開始時から国民年金の任意納付をしており、平成 22 年 6 月に受給要件を充たしたため、同年9月から老齢厚生年金の受給が開始されていた。平成 24 年 6 月に満 64 歳となり、年金定額部分受給開始年齢の到達により年金支払額が同年 7 月から増額したため、本来ならば 9 月分の認定扶助費から扶助額の変更(減額)処理をすべきであったが失念されていた。平成 25 年 3 月の戸別訪問時に A 氏から支払額変更通知書の写しを入手したことで誤りが発覚した。

し、適正処理に努めます。

また、保護金品等が交付される前に法第 78 条の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出についても、法 63 条返還金と同様に書面を徴取するように努めます。

(福祉部生活支援課)

**b. B氏のケース(提議:平成 25 年5月 15 日、
金額:200,523 円)**

B氏は平成 24 年 10 月に生活福祉資金の貸付けを受けてエアコンを設置した。その償還が平成 24 年 12 月から開始されるため、1 月分の扶助費で年金収入認定から認定除外に変更する予定で、認定終了年月を平成 24 年 12 月とシステム入力した。しかし、再認定処理が漏れていたために、平成 25 年 1 月分から 5 月分までの扶助費が過払いとなった。

**c. C氏のケース(提議:平成 25 年6月 28 日、
金額:193,945 円)**

C氏の子供(同世帯)に勤労収入があったため、平成 23 年 11 月分から平成 24 年 1 月分までの過払い金 193,945 円について生活保護法第 63 条返還金となる決定がなされていたが、C氏へ返還決定通知書が送付されずに未処理のままになっていた。

**d. D氏のケース(提議:平成 25 年7月 10 日、
金額:54,894 円)**

平成 25 年 6 月に担当者がケースファイルを精査している際に、D氏が平成 24 年 10 月に 65 歳になっていることから、基礎年金部分が増額している可能性があることを発見した。D氏に確認したところ、平成 24 年 10 月に増額されている旨の回答があった。本来であれば年金増額分だけ扶助費の減額を行うべきであっ

た手続がなされておらず、扶助費の過払いが生じていた。

**e. E氏のケース(提議:平成 25年7月 23日、
金額:324,163円)**

E氏の老齢厚生年金について、平成 25年 6月に下関年金事務所に生活保護法第 29条の規定に基づく調査を行った結果、平成 24年 12月から老齢厚生年金の特別支給があったことが判明した。本来であれば平成 24年 12月分の扶助費から変更すべきところであるが、担当者の失念により収入認定変更が未処理となっていた。

**f. F氏のケース(提議:平成 25年8月 15日、
金額:41,430円)**

F氏は平成 25年 4月から児童扶養手当の金額が変更することが判明したため、担当者は平成 25年 4月分から認定額が変更となるよう認定予約を行う予定であった。しかし、その後平成 25年8月に児童扶養手当の資格が喪失することになるため、担当者がケースファイルを精査していたところ、上記の認定予約が行われていなかったことが判明した。

**g. G氏のケース(提議:平成 25年9月2日、
金額:177,805円)**

平成 25年7月の課税調査において、収入認定額との差異を確認した。その結果、平成 23年6月頃に記録漏れの厚生年金の統合手

続を行い、平成 24 年 3 月に年金額が変更になった旨の年金証書の写しを G 氏から提示されていたにもかかわらず、生活保護法第 63 条の手続が実施されていなかった。

**h. H 氏のケース(提議:平成 25 年 11 月 14 日、
金額 103,358 円)**

市県民税課税台帳等にて平成 25 年度の課税調査を行ったところ、課税台帳上の金額と H 氏の収入金額とが不一致であることが判明した。また、平成 25 年 10 月の県監査に伴って保護記録を精査した結果、平成 23 年度及び平成 24 年度の課税調査においても勤労収入が発見された(第 78 条徴収金)。本件は、各年度における課税調査が行われていれば、早期に発見できていたケースであると考えられる。

**i. I 氏のケース(提議:平成 25 年 12 月 17 日、
金額 431,740 円)**

平成 25 年 11 月に、I 氏が入所している施設の職員から、I 氏の障害共済年金更新の手続を行う際に等級が 2 級(下記(注)のイに該当)であることを確認したが、障害者加算が障害等級表の 1 級もしくは 2 級に相当する額(下記(注)のアに該当)となっており誤りではないかといった旨の問い合わせがあった。過去の記録を確認した結果、平成 20 年 12 月に精神障害者保健福祉手帳が 2 級から 1 級に変更されたことを確認した際に、誤って下記(注)のアに相

当する加算額に変更してしまっていた。

(注)生活保護法による生活保護基準(抄)においては、障害者加算は以下に掲げる者について行うとされており、アの方が加算額が多い。

- ア. 障害等級表の1級もしくは2級または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害がある者
- イ. 障害等級表の3級または国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害がある者

【指摘事項】

②督促状、催告状の発行業務について

生活保護法第63条返還金・第78条徴収金については、滞納者に対して督促状や催告状を送付する際に、その書面のみを郵送しているが、その書面を見た被保護者のうち、支払いの意思を示した者に対してだけ、別途納付書を送付している。生活支援課としては、支払いをしない債務者は、例え納付書を同封しても支払わない例が多く、納付書を作成する労力を考慮した場合、支払いの意思を示した債務者にだけ送付する方が効果的、効率的であるとのことであった。

しかし、そもそも支払う意思が低い債務者が督促状等の書面だけを受け取った場合、納付書入手のためになおさら手数料をかけて生活支援課に連絡してくる可能性は低くなるものと思われる。

①

督促状及び催告状を送付する際、納付書を同封するように努めます。
(福祉部生活支援課)

<p>したがって、督促状や催告状だけでなく納付書も同封することで、少しでも債務者が支払いやすい環境を整備することが必要である。</p>	
<p>【指摘事項】 ③督促状の発行期限について 下関市会計規則第122条第1項では、納期限後20日以内に督促状の発行を定めているが、生活保護法第63条返還金・第78条徴収金にかかる滞留債権に関しては、必ずしもそれが守られていない。 滞留債権の回収を行う上で早急の請求は肝要であり、会計規則に従い期限内に督促状を発行すべきである。</p>	<p>② 期限内に督促状を発行するように努めます。 (福祉部生活支援課)</p>
<p>【指摘事項】 ④督促手数料、延滞金等の徴収について 下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第2条では、「市長は、(地方自治)法第231条の3第1項の規定による歳入の督促をした時は、当該督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。」ことになっている。また、同条例第3条によると、「市長は、(地方自治)法第231条の3第1項の規定による歳入の督促をした時は、当該歳入金額に、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。」とされ</p>	<p>③ システム開発業者とシステム改修の可能性に関して検討します。 (福祉部生活支援課)</p>

ている。なお、同条例第 4 条に、「やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減免することができる。」という減免措置が例外的に認められているが、生活保護システムにおいては、そもそも延滞金を計算する機能を有していない。また、下関市債権管理マニュアルにおける督促状及び催告状のひな型には、督促手数料や延滞金の請求に関する記載(欄)があるにもかかわらず、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の督促状や催告状にはそのような記載はなく、督促手数料や延滞金を請求する仕様になっていない。

【指摘事項】

⑤ 法的措置について

下関市では、平成 21 年度から平成 25 年度までにおいて生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金に関して法的措置は行われていない。その理由としては、そもそも日々の暮らしに窮している生活保護者に対する法的措置は、その実施コストに比較して効果が少ないと判断しているためである。

しかし、以下の図表 5-6-7 からも明らかなおと、生活保護法第 78 条徴収金の収納率は生活保護法第 63 条返還金のそれを大きく下回っている。

公平性の観点からも、第 78 条徴収金の滞納者に対しては、その状況を鑑みて早急な法的措

⑤

現状の人員体制では、法的措置を講じることは困難なため、必要な人員配置について、人事当局と調整のうえ、法的措置を講じることを検討します。
(福祉部生活支援課)

置を講じることも検討すべきである。

【意見】

①債権徴収体制の整備について

社会福祉法第 16 条では、生活保護業務を行うケースワーカーの数を、被保護世帯 80 世帯に対して 1 人を配置することが定められている。下関市の平成 25 年 4 月における被保護世帯は 3,499 世帯であるため、80 で除すと 43.7 名となり、上記標準数を満たすためには 44 名のケースワーカーを配置すべきことになる。しかし、被保護世帯数が増加している現在においてもケースワーカー数は 43 名のままであり、1 名不足している状態である。

生活保護業務は、近年、一層その業務の幅が広がっているととも、その内容も、より専門知識を必要としている。一般的に、ケースワーカーの業務は体力的にも精神的にも厳しい業務と言われている。そのような中、生活保護業務を担当する生活支援課には、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金を徴収する専任の担当者は配置されておらず、給付係が滞納債権の把握、納付書や催告書の発行を行い、ケースワーカーが納付書を持って回収業務を担当している。

当該債権の徴収の状況を鑑みるに、債務者の支払能力が著しく低い上、ケースワーカーが多忙を極めていることから、費用対効果を考慮した債権回収にまで十分な対応ができていないものと

②

③

⑤

ご指摘のとおり、ケースワークは多忙を極め、年々激務となっています。そうした中、人員配置が標準数を下回っている現状では、適正な保護の実施が困難な状況にあります。

したがいまして、今後も引き続き職員の適正配置につきまして、人事当局に働きかけます。また、民間委託の可能性については、関係課等と検討します。

(福祉部生活支援課)

	<p>思われる。</p> <p>現在保護している世帯に対しては、ケースワーカーが戸別訪問や直接指導、財産調査等を行えるため債権回収も比較的实施しやすいが、保護を廃止した世帯では、その所在が不明(平成 25 年度末時点では 27 人が所在不明)となり、財産調査をする法的権限もなく、その結果、債権回収の意識が希薄化してしまうケースが多いように思われる。</p> <p>今後は、生活支援課に債権回収に詳しい職員を配置し、債権回収を専任で取り扱う部署(係)を設置することも検討されたい。また、債権回収の専任部署を設けることで、各規定に沿った合規的な債権管理が行えることとなるものと考えられ、さらに、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務については、民間委託とすることも検討されたい。</p>		
<p>個別事案 7: 住宅新築資金等貸付金元利収入 (P130)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①各種書類の整備について</p> <p>住宅新築資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧 1 市 4 町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となっては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経 	<p>①</p>	<p>現存する重要書類については、適切に管理を行うよう徹底します。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>

<p>過が不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱間の規定で不整合 ・ 旧2町から引き継いだ貸付金の種別が不明 ・ 抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明 <p>制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。</p>	
<p>【指摘事項】</p> <p>②連帯保証人要件の確認について</p> <p>住宅新築資金等貸付金の交付手続として、一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。</p> <p>しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査はなされていない。要件を満たしていることの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。</p>	<p>③</p> <p>連帯保証人要件の確認については、貸付当初に契約で特段の定めをしていないため、今の時点から毎年の確認を行うことは、債務者及び連帯保証人の理解を得ることが非常に困難であると見込まれ、現在支払いを続けている債務者との関係が悪化することも懸念されます。このため、債権者及び連帯保証人の理解を得ながら、連帯保証人要件の確認を行うよう努めます。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>③法的措置について</p> <p>地方自治法施行令第171条の2による法的措置としては抵当権の実行や訴訟手続が考えら</p>	<p>③</p> <p>全く納付の意思を見せない借受人で、かつ一定の財産を有する者に対しては、状況に応じて、借受人本人及び連帯保証人に対して法的措置も検討します。また納付の意思を見せて</p>

れ、現在の多くの滞納者について全ての実施の可否を検討すべきであるが、運用上過去には一度も法的手続として実施されていない。また、住宅新築資金等の貸付けに当たっては全てにおいて連帯保証人の設定を要請しているが、過去においては借受人が死亡、行方不明あるいは自己破産となつてから連帯保証人に対して履行請求を行うのみである。

担当課としては、既に時効が完成し時効の援用がなされれば債権が消滅してしまう貸付金が多数であるため、現段階になって借受人ないし連帯保証人に法的手続を実施した場合にはトラブルも多く発生する可能性があるとのことで実行に踏み切れず、それよりも臨戸により少額でも償還を受けることによって時効を中断させる方針として対応しているとのことである。

しかし、借受人等は高齢化してきており、また今後多くの方々が徐々に亡くなっていくことも予想されるため、今後の回収は一層困難を極めることになると思われる。

確かに法的手続を実施することで逆に債権が消滅してしまう可能性もあるが、このような状況の債権について不納欠損処分ができず、時効を中断させるために担当者が少額の償還を受けるような臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また、効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて

いる借受人に対しては、支払いを継続するよう粘り強く対応します。

(市民部人権・男女共同参画課)

<p>全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。</p>	
<p>【指摘事項】 ④違約金の徴収免除手続について 下関市住宅資金貸付条例及び旧豊田町住宅改修資金貸付条例並びに貸借契約書においては、延滞した額につき年 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金として徴収する旨の定めがある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。</p> <p>しかし、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考え。</p>	<p>③ 違約金の徴収免除については、何らかの意思決定を行えるよう、財政課等とも協議しつつ検討します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ⑤誓約書の作成について 下関市会計規則第 133 条第1項では、債権について地方自治法施行令第 171 条の6の規定により、履行期限を延長する特約または処分をしよ</p>	<p>③ 誓約書の提出については、滞納者に対して、臨戸時の面談等で求め続けており、今後も引き続き粘り強く徴求するよう努めます。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>

	<p>うとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。</p> <p>住宅新築資金等貸付金において滞納が発生した場合、過去には誓約書を徴求していたが、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴求することが必要である。</p>		
<p>個別事案 8: 福祉援護資金貸付金元利収入 (P145)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①各種書類の整備について</p> <p>福祉援護資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧1市4町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となっては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的には一部について、</p>	<p>①</p>	<p>現存する重要書類については、適切に管理を行うよう努めます。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>

- ・各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経過が不明
- ・各種条例、施行規則、貸付要綱で詳細な規定内容が不明瞭
- ・抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明

などであり、制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。

【指摘事項】

②連帯保証人要件の確認について

住宅新築資金と同様、福祉援護資金における貸付金の交付手続としても一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。

しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査がなされていないため、要件を満たすことの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。

【指摘事項】

③法的措置について

住宅新築資金と同様、回収が遅々として進まない状況の債権について不納欠損処分ができ

③

連帯保証人要件の確認については、貸付当初に契約で特段の定めをしていないため、今の時点から毎年の確認を行うことは、債務者及び連帯保証人の理解を得ることが非常に困難であると見込まれ、現在支払いを続けている債務者との関係が悪化することも懸念されます。このため、債権者及び連帯保証人の理解を得ながら、連帯保証人要件の確認を行うよう努めます。

(市民部人権・男女共同参画課)

全く納付の意思を見せない借受人で、かつ一定の財産を有する者に対しては、状況に応じて、借受人本に及び連帯保証人に対して法的措置も検討します。また、支払いの誠意を見

<p>ず、担当者が時効を中断させるための臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。</p>	<p>せている借受人に対しては、支払いを継続するよう粘り強く対応します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ④違約金の徴収免除手続について 貸借契約書においては、延滞した額につき年10.95%の割合を乗じて得た額を違約金(延滞金)として支払うとする規定がある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。 しかし、住宅新築資金と同様、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考え。</p>	<p>違約金の徴収免除については、何らかの意思決定を行えるよう、財政課等とも協議しつつ検討します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ⑤誓約書の作成について</p>	<p>③ 誓約書の提出については、滞納者に対して、臨戸時の面談</p>

	<p>住宅新築資金と同様、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴求することが必要である。</p>		<p>等で求め続けており、今後も引き続き粘り強く徴求するよう努めます。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>個別事案 9: 母子寡婦福祉 資金貸付金元 利収入 (P163)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①催告書の発送について</p> <p>こども家庭課は、契約に基づく償還期間内に完済できていない借主に対しては、概ね年2回程度催告書を送付する方針としている。</p> <p>平成 23 年度から平成 25 年度までの発送日、各回における発送件数(貸付契約件数)及び基準日からの期間は次表のとおりである</p> <p>こども家庭課の方針では、催告状の発送は年2回としているが、上表のとおり、平成 24 年度及び平成 25 年度は1回のみでの発送となっている。</p> <p>また、発送対象先抽出基準日と発送日が乖</p>	<p>①</p>	<p>契約に基づく償還期間内に完済できていない借主に対し、概ね年2回程度催告書を送付する方針により、催告書を2回送付するとともに、滞納者への対応が遅れることがないように、発送対象先を抽出後、速やかに発送の処理を行うなど、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(こども未来部こども家庭課)</p>

離している場合、その期間、滞納者への対応が遅れることになるが、平成 24 年度及び平成 25 年度はいずれも 1 月以上の開きがあった

したがって、少なくとも両年度とも 6 月滞納者への取組みは速やかに行われていなかったと推察される。納付を失念している未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が一層困難になることが多いため、適時に償還を促すことは重要であり、適切に事務処理を行う必要がある。

②誓約書の作成について

下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務者から債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では口頭での確認に留まっているものがある。

滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ、かつ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。

【意見】

①過年度調定分の回収に対する取組みについて

図表 5-9-5 のとおり、現年度分の収納率は改善しているものの、過年度分の収納率は悪化傾

①

下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を承認した場合は、滞納者から納付誓約書を徴し、滞納者に債務額を認識させるとともに、定期的な支払いを促すことにより、収納率の向上を図ります。

また、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から誓約書を徴取するよう努めます。

(こども未来部こども家庭課)

③

債権に関して専門的助言を踏まえた整理・管理ができるよう、司法書士事務所等への債権管理(整理)の業務委託を検討します。

向にある。また、図表 5-9-11 のとおり、下関市の収納率は、全国に比して、現年度分は上回っているものの、過年度分は大きく下回っており、過年度分の収納率向上が今後の課題である。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務は、母子寡婦等の福祉のための他の施策にかかる事務も含めて、こども家庭課の職員2名及び嘱託職員である母子自立支援員2名だけで対応している。また、昨今は頻繁に福祉制度が改正されており、当該貸付事務のみに特化することはできない状況で、過年度分の滞納債権については十分な対応ができていないのではないかと考えられる。

監査人が過年度分の滞納債権の償還台帳を確認したところ、督促状等の発送をしているだけに留まっていると思われるものや、償還台帳とともにファイルされている状況記録の記載が不十分で、現状を把握できないものなどが散見されたため、担当者のみが把握している滞納者情報も他にあるのではないかとされる。また、母子寡婦福祉資金貸付金は私債権であるため、時効の援用なしには債権を消滅させることができないので、住所が分からずに、督促状等を発送できないものや、本人が死亡、あるいは保証人なども資力がなく実質的に回収できない債権が債権放棄などによる不納欠損処分がされずに管理され続けている状況である。このような状況ではとても適時

また、この委託業務において、回収が極めて困難な債権の抽出(判断基準も検討)や債権の類型化等を行い、債権放棄による不納欠損処分の検討も進めます。

さらに、上記作業を通じ、回収すべき債権を特定し、配置を検討している非常勤嘱託の徴収員により、効果的な債権回収も行いたいと考えています。

なお、徴収員は、記録等の台帳整理、督促事務等にも従事することを考えています。

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、効率的、効果的な債権管理を行うため、督促等の優先順位づけを想定した滞納期間別のリストアップや主な訪問等の記録が出来る機能があるものを導入したいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

に措置することは不可能であり、結果的に滞納を助長させているともいえる。

訪問による督促等は、昨年度は滞納者の住所地などを考慮して 30 件程度実施しているが、個々の滞納者の状況に応じた適切な対応が望まれるところである。したがって、限られた人員で効果的に償還事務を行うために以下の点について検討されたい。

- ・ 過年度分の収入未済額の現状分析を行い、個別に誰が見ても分かるよう経過記録の記載方法について工夫することが必要である。

債権の回収に当たっては、個々の滞納者の状況に応じた回収手続が必要であるが、現在は滞納者ごとの状況は把握できているものの、その状況を類型化した上で、それぞれに対応するといったような手法は取り入れられていない。過去から債権放棄などによる不納欠損処分の手続は実施されていないが、不要な事務手続を削減するためにも、回収が極めて困難な債権と判断する基準を設けた上で、債権放棄などによる不納欠損処分の手続を進め、回収すべき債権を特定し、効果的に訪問による催告や償還事務を集中させることが必要である。

なお、現行の母子・寡婦福祉資金貸付システムは中核市移行を契機に増加する事務に対応

	<p>するために導入されたものであるが、平成 28 年 4 月をもって保守契約が終了となる。新システム導入に際しては、督促等の優先順位づけのために滞納期間別にリストアップや滞納者の状況が訪問記録等で適宜確認できるなど、意思決定に資する情報の集約ができるような機能について十分に検討し、効率的、効果的な債権管理に努められたい。</p>		
	<p>【意見】 ②継続貸付案件に対するモニタリングについて 過年度における貸付案件には貸付条件に従って継続貸付中のものもあるが、貸付後の状況が把握できておらず、母子寡婦福祉法施行令第 16 条に定める一時償還の規定に該当しているにもかかわらず貸付けが継続されている可能性もある。 前述の「①過年度調定分に対する取組みについて」とともに、借主の貸付後の状況変化にも留意した適切な債権管理が望まれる。</p>	<p>③</p>	<p>継続貸付となる資金は基本的に修学資金ですが、各年度当初の在学証明の提出を実施要領に定めるなど、目的以外の貸付になっていないか確認を行い、借主の貸付後の状況変化にも留意した適切な債権管理に努めます。 (こども未来部こども家庭課)</p>
	<p>【意見】 ③滞納債権回収事務の外部委託化について 収入未済額のうち、過年度分の多くは、下関市への権限委譲以前に県において貸付・承認された案件である。これらの債権には同一借主に複数の貸付けを実行しているものも散見され、多重債務により、月々の返済額が多額となったために償還が困難となったケースもあったのではない</p>	<p>③</p>	<p>債権の回収事務については、非常勤嘱託の徴収員の配置を検討しており、また、債権に関して専門的な助言を踏まえた整理・管理を行うため、司法書士事務所等への債権管理(整理)の業務委託を検討しています。 この委託業務により、回収が極めて困難な債権を抽出し、債権放棄による不納欠損処分を検討も進め、回収すべき債権を効果的に回収出来るようにしたいと考えています。</p>

かと推察される。

下関市では全ての未納者になるべく訪問することにより納付促進に努めている。現状は債権管理専任者を設けず、他業務と兼務しながら回収努力を重ねているが、合併前の旧4町所在の債務者全てに直接訪問することなどは現実的ではない。また、中核市移行時において、借主の債権情報や交渉記録を含む償還台帳などについて県からの引き継ぎは適切にされているようであるが、当時の県債権管理担当者がどの程度具体的な業務の引き継ぎをしたかどうかまでは不明である。

昨年度子ども家庭課が臨戸した件数は30件であるが、全戸訪問するには相当の日数を要する。費用対効果の観点から、他の債権と合わせて民間外部業者へ一括して催告業務を委託する方法なども検討されたい。

【意見】

④違約金について

納期限までに納付されなかった場合には違約金を徴収する必要があるが、免除申請書の提出があったもの、もしくは違約金が500円未満のものについては、現状、下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領に定めのある違約金が免除される場合としてその徴収を行っていない(下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領 第14)。

違約金免除申請書提出による違約金の免除

なお、徴収員は、記録等の台帳整理、督促事務等にも従事することを考えています。

(こども未来部こども家庭課)

③

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、違約金について、500円未満のもの算定も含め、必要な期間の集計や免除申請状況との照合も可能な機能を持ったものを導入したいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

に当たっては、母子・寡婦福祉資金貸付システムから作成される「違約金リスト」に基づき、該当者へ違約金についてのお知らせと併せて母子寡婦福祉資金違約金免除申請書を送付し、当該申請書の提出があったものに対して違約金を免除するという方針で事務を進めている。

しかし、現在のシステム上、違約金の集計機能が任意の期間内の一覧表作成のみであること、また、500円未満の違約金はそもそも算定されないことから、全体が把握できない状態である。例えば、免除事由は個々の免除申請書を確認する必要があり、免除申請書の提出状況も、違約金リストと個々の免除申請書を照合させなければ把握できない。

事後的なモニタリングのためにも違約金の免除額を網羅的に集約し、個別案件ごとに適切な手続がされているか、またその免除事由について事後確認ができるような検討が望まれる。

【意見】

⑤情報の一元化について

現状、母子寡婦福祉資金貸付金の管理は紙の償還台帳と母子・寡婦福祉資金システムによっている。借主ごとの経過については紙の償還台帳に状況経過として記録されるが、記載の方針などが統一されていないため、その内容を適時に上席者が確認できる体制になっておらず、担当者に対する指示なども十分に行えていないので

③

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、借主の状況経過等、主な記録が出来る機能も含め、基本的な借主の情報がシステム上で円滑に確認が出来るものを導入し、また、それ以上の情報は記録様式・方法を統一した上で電子データとして保存し、円滑かつ適切に情報確認・共有化が図れるようにしたいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

	はないかと思われるため、滞納者への適時の対応に資するためにもこども家庭課内での情報共有の方法について検討されたい。		
個別事案 10: 住宅使用料 (P184)	【指摘事項】 ①市税滞納の有無の確認について 下関市営住宅の設置等に関する条例第6条第1項第3号では、市営住宅の入居条件として、市町村民税を完納していることを条件としている。しかし、使用許可時には市町村民税の納付状況が確認されているが、入居後は確認されておらず入居条件を満たしているか把握できていない。 毎年の収入申告の際には市民税の納付状況も合わせて確認すべきである。	②	新規入居者に対して、毎年の収入申告の際に「市税の滞納なしの証明書」を併せて提出するよう説明します。また、既入居者については、一定の周知期間を設けた後、同証明書の提出を求めるよう努めます。 (建設部建築住宅課)
	【指摘事項】 ②保証人要件の確認について 下関市営住宅の設置等に関する条例第12条第1項では、保証人の資格要件として入居者と同程度以上の収入を条件としている。しかし、当初使用許可時は所得証明書の提出を求めているが、入居後における所得証明書の提出は求められておらず、現在の保証人が条例で定められた資格要件を満たしているか把握できていない。 入居後においても所得証明書の提出を求め、保証人の資格要件を満たしているか確認すべきである。	③	保証人要件の確認については、平成29年度の新住宅管理システム導入時に、個人番号制度の庁内連携及び情報照会により、保証人の所得情報の入手について検討します。 (建設部建築住宅課)

<p>【指摘事項】</p> <p>③退去者に対する取立てについて</p> <p>平成 25 年度末現在の収入未済額には、入居中が 1,175 世帯、既退去が 857 世帯含まれている。</p> <p>建築住宅課では、退去者は居所不明となり所在確認作業など、入居世帯に対する回収手続より手数を要し、費用面において負担が多くなるため、既退去者に対する債権回収業務は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からは、既退去者に対しても、現入居者と同様に債権回収手続を行うべきである。</p>	<p>③</p>	<p>既退去者に対する債権回収を実施するため、人事当局に人員の増員を求めるとともに、民間委託も視野に入れ検討していきます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>④延滞金について</p> <p>下関市営住宅の設置等に関する条例第 20 条第 2 項では、指定納期限までに支払いがなされない場合は延滞金を請求することを求めており、延滞金を請求しない場合は、市長による承認を求めている(同条例第 20 条第 6 項)。しかし、建築住宅課では、訴訟案件についてのみ延滞金を徴収しているが、その他の滞納債権については請求しておらず、また、請求しないことについて市長による承認は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からは、適切に延滞金を徴収すべきであり、請求しない場合は、適切に市長による承認を受けるべきである。</p>	<p>③</p>	<p>下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき、延滞金の徴収及び減免について、適切な措置をとるように努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

<p>【指摘事項】</p> <p>⑤分納誓約書の作成について</p> <p>下関市会計規則第133条第1項では、債権について地方自治法施行令第171条の6の規定により履行期限を延長する特約または処分をしようとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。しかし、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を受領していない。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。</p>	<p>②</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を認めた全ての債務者から分納誓約書を徴取するよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】</p> <p>①収入未申告者への対応について</p> <p>収入未申告者に賦課する家賃は近傍同種の住宅の家賃となり、収入申告者の家賃よりも高額になっている。収入未申告となっている要因としては、単身高齢者が増加し、収入申告ができなくなっていることが挙げられるが、そのような居住者は家賃の納付も困難になっていることが考えられ</p>	<p>②</p>	<p>収入未申告者に対して、指定管理者による戸別訪問や、ポスティングなどの方法により、収入申告書の提出を促すよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

る。

そのため、収入未申告者に対しては、収入申告を行うことで家賃が減額されることを周知し、入居者の資力に応じた家賃の算定の実現を図るとともに、下関市内部の組織間においても情報を共有し、利用者の資力に応じた家賃の算定を実現できるよう、改善を図ることが望まれる。

【意見】

②代理納付制度について

下関市における代理納付制度の利用率は、50.9%と低い水準にある。その背景としては、生活保護受給者の収納率が住宅使用料全体の収納率と大差がないことから、積極的な代理納付制度への移行が行われていないことにある。

しかし、代理納付制度の利用を推進することにより確実な収納が可能となり、また、国の方針としても移行を促しているため、早期に代理納付制度への移行を進め、収納率のさらなる改善を図る必要があると考える。

【意見】

③法的措置について

下関市営住宅の設置等に関する条例第 42 条では、家賃を3月以上滞納したときは、その居住する市営住宅の明渡しを請求することができるとしている。したがって、3月以上滞納した入居者に対しては、全て明渡し請求の可否を検討すべきであるが、運用上は滞納期間 12 月以上また

③

代理納付制度の利用を促進し、収納率の改善に努めます。
(建設部建築住宅課)

③

下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき、個別の事案や収納状況を勘案のうえ、法的措置について検討します。
(建設部建築住宅課)

	<p>は滞納額 30 万円以上の債務者についてのみ法的措置候補として毎年度選定している。</p> <p>法的措置には一定の費用が発生するため、滞納金額が少額なものについて実施することは、費用対効果の観点から好ましくないということが現在の運用上の根拠となっているが、その対象範囲は下関市営住宅の設置等に関する条例の規定に従った処置として十分なものとは言い難い。また、早期の明渡し請求は、将来的な滞納を防止する側面もあり、運用基準を見直すことも含めて検討することが望まれる。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>④保証人に対する履行請求について</p> <p>下関市では、入居に際して保証人の設定を要請しているが、過去保証人に対して履行請求を行った実績はない。保証人への履行請求が行われないことは、代理弁済の意思を有する者からの回収の機会を逸し、保証人制度の形骸化を招いているといえる。</p> <p>保証人に対して履行請求通知することは、債務者の履行意識を高めるとともに、保証人から代理弁済を受ける機会も得られるため、滞納が発生した場合には速やかに保証人に対して履行請求を行うことが望ましい。</p>	②	<p>入居に際して保証人の設定を要請していますが、連帯保証人としての位置づけではないため、保証人へ履行請求を行った実績はありません。今後、連帯保証人制度への移行についても検討します。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
個別事案 11: 土地貸付収入 (P193)	<p>【指摘事項】</p> <p>①賃貸契約書の管理について</p> <p>建築住宅課では、借受人と土地賃貸借契約を</p>	②	<p>下関市文書取扱規程に基づき、文書の適正な保管に努めます。</p>

締結しており、3年ごとの契約更新に際しては一部変更契約を締結している。しかし、第三者への貸の禁止、第三者への権利譲渡、遅延金等の具体的な項目内容が記載された原契約書については、一部が所在不明であり、現物を確認することができない状況である。

下関市文書取扱規程第 40 条第1項第1号では、文書の保存年限及び保存種類が定められており、重要な契約書は永年保存すると定められている。同規程に則り、文書の保存年限及び保存種類の洗い出し作業を行い、原契約書を含む関連文書は保存期間に沿って適切に管理すべきである。

【指摘事項】

②契約更新時における連帯保証人要件の確認について

下関市公有財産取扱規則第 32 条第2項第2号では、連帯保証人の資格要件として一定額以上の固定資産税または市県民税の納付を要件としている。しかし、契約更新時においては、印鑑登録証明書の提出のみを求めており、納税証明書の提出を求めているため、現在の連帯保証人が下関市公有財産取扱規則で定められている連帯保証人の要件を満たしているかどうか不明である。契約更新時においても固定資産税または市県民税の納付状況を確認し、連帯保証人の要件を満たしているか確認すべきである。

(建設部建築住宅課)

②

下関市公有財産取扱規則に基づき、連帯保証人の要件を満たしているか確認するよう努めます。

(建設部建築住宅課)

<p>【指摘事項】</p> <p>③督促手続の発行期限について</p> <p>下関市会計規則第 122 条第1項では、納期限後 20 日以内に督促状の発行を定めているが、建築住宅課における送付は2月から3月後の送付となっており、期限内の送付ができていない。同規則に従って期限内に督促状を発行すべきである。</p>	<p>②</p>	<p>下関市会計規則に基づき、期限内に督促を行うよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>④催告手続について</p> <p>下関市債権管理マニュアルでは、督促状を送付し、納期限までに納付がなされない場合には、随時催告を行うことで納付を促すことが定められているが、建築住宅課では実施されていない。債権の早期回収、滞納債権の発生を防止し収納率を高めるためにも、催告を適宜実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、随時催告を行えるよう、人事当局に人員の確保を求めるとともに、債権管理システムの導入を検討します。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>⑤遅延利息について</p> <p>下関市公有財産取扱規則第 30 条第1項では、納付期日までに貸付料を納付しないときは、遅延利息の請求を定めており、同条第2項では、遅延利息を減免する場合は、市長による承認を求めている。しかし、建築住宅課では、遅延利息の徴収及び減免に伴う市長の承認は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からも適切に遅延利息を徴収す</p>	<p>②</p>	<p>遅延利息の徴収及び減免については、下関市公有財産取扱規則に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

	<p>べきであり、減免する場合には、市長による承認を受けるべきである。</p>		
	<p>【指摘事項】 ⑥分納誓約について 下関市債権管理マニュアルでは、債務者と協議を行い、分割納付を認めた場合は、分納誓約書を徴することが求められているが、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を徴取していない。 分納誓約の徴取は、債務者に確認時点の債務額を承認させる効果を持ち、将来に亘って計画的に債権を徴取していく上でも重要であるため、適切に徴取するべきである。</p>	<p>②</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を徴取するよう努めます。 (建設部建築住宅課)</p>
	<p>【指摘事項】 ⑦法的措置について 地方自治法施行令第 171 条の2においては、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法的措置をとらなければならないとされているが、建築住宅課では、過年度において土地貸付量に対する法的措置は行われていない。相当の期間が経過しても履行されずに滞納している債権については速やかに法的手続を実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>土地貸付契約においては、原契約書の所在が不明なものもあり、正式な法的措置がとれない状況です。 よって、契約者の再調査から作業を進めている段階であり、法的措置は作業終了後進めます。 (建設部建築住宅課)</p>
	<p>【意見】 ①債権管理体制について 「(2)債権管理部署」に記載のとおり、当該債権の管理は2名で実施しており、債権管理も表計</p>	<p>③</p>	<p>債権管理業務が適切に行えるよう、人事当局に人員の増加を求めるとともに、専従職員の雇用や債権管理システムの導入についても検討していきます。</p>

<p>算ソフトによるものとなっている。このような状況が、上記で指摘したように、督促が期限内に行われず、催告も実施されていない一つの要因になっていると考えられる。例えば、回収業務を行う嘱託職員を採用することや債権管理システムの導入などを検討し、債権管理業務が適切に行われるようにすることが望ましい。</p>	<p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】 ②口座振替について 土地貸付収入の納付方法は、現在納付書による納付のみとなっているが、口座振替納付制度を導入することにより、納付書の作成や発送にかかる事務作業を軽減することが可能となる。また、納付者が平日に金融機関の窓口に出向く手数を省き、収納率の改善につながることも考えられるため、口座振替制度の導入を検討することが望ましい。</p>	<p>③ 債権管理システムの導入、また、コンビニエンスストアにおける収納も含め、口座振替制度の導入について検討していきます。 (建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】 ③連帯保証人に対する督促及び催告について 土地の貸付けに際しては連帯保証人の設定を原則として義務付けており、連帯保証人に対して督促及び催告を行うことは、収入未済額の回収機会を増やすことにつながる。したがって、債務者に対して督促や催告を行ってもなお履行がなされない場合には、連帯保証人に対して督促及び催告を行い、収入未済額の回収を図ることが望ましい。</p>	<p>③ 債権管理システムの導入について検討し、督促及び催告を行うよう改善に努めます。 (建設部建築住宅課)</p>

※ページの表示は、「平成26年度包括外部監査結果報告書」による。

平成26年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 債権の管理と収納事務について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

番号	項目	監査の結果および意見（要旨）	区分	措置内容及び改善方針
1	共通事項 (1) 共通事項 (P195)	<p>【意見】</p> <p>①個別の債権に対応した管理マニュアルの策定</p> <p>現在、債権管理業務に関しては、下関市債権管理マニュアルをベースに各管理部署が独自で個別マニュアルを作成している部署（例えば、納税課では下関市滞納整理事務マニュアルを作成）もあれば、下関市債権管理マニュアルをそのまま利用している部署など様々である。しかし、下関市債権管理マニュアルは100ページを超えるものであり、また公債権と私債権の両方をカバーしているため、各管理部署の実際の業務に直接関連しない内容も多い。したがって、下関市債権管理マニュアルの活用方法として推奨されているように、それぞれの債権の特性に応じて簡</p>	① ② ③	<p>個別の管理マニュアルについては、各部局において債権の特性等を勘案した上で、必要に応じて策定します。</p> <p>また、発生した法的問題点や対処方法などを適宜整理し、部署内でのノウハウの共有に努めます。</p> <p>(H26年度外部監査対象課)</p>

		<p>素化やカスタマイズ化したマニュアルを策定、改編することが有用であると考えられる。当該マニュアルには、必要最低限の項目と過去に発生した法的問題点や対処方法などを適宜追加記載しつつ、各管理部署内でのノウハウを共有していくことが望まれる。</p>	
2	<p>共通事項(2) 新規滞納の発生抑制について (P195)</p>	<p>【意見】 ①納付方法の多様化による納付機会の拡大 今回監査対象とした債権の納付方法は、納付書あるいは口座振替による納付がほとんどである。一般に口座振替は納付書による納付よりも収納率が高い傾向にあり、その傾向は下関市においても同様である。したがって、口座振替による納付を一層推進することは非常に重要である。 また、現在下関市では納付書による納付が上下水道料金を除いて金融機関等での納付に限られており、コンビニエンスストアでは納付できないが、新規の滞納者の発生を抑制するために、納付者の利便性を高めるコンビニエンスストアでの納付書による納付を検討することは有用であると考えている。さらに、他の市町村等ではクレジットカード払いやモバイルレジでの納入サービスを開始しているところもある。 これらのような新たな納付方法の導入には、システム開発や手数料負担が発生するといった課題もあるが、納付方法が多様化することで、納付者の納付機会が拡大し、新規滞納者の発生を減少させる効果が期待できるため、上下水道料金の収納率の変化や他市町村での実績を踏まえて新たな納付方法の導入を検討されたい。</p>	<p>② ③ ④ ⑤</p> <p>新規滞納の発生抑制及び収納等の向上を図るため、引き続き口座振替の推奨に努めるとともに、納付機会の拡大を図れるよう、コンビニエンスストアによる納付等、新たな納付方法の導入について、個人情報保護や費用対効果等を十分に踏まえながら、検討していきます。 (H26年度外部監査対象課 (上下水道局を含む))</p>
	<p>共通事項(3) 効率的・効果的な</p>	<p>【意見】 ①債権管理条例の早期制定 「下関市財政健全化プロジェクト(Ⅰ期計画)」では、未収金の回収と滞納発生防止のための取組みとして、債権管理条例の制定について検討することが掲げら</p>	<p>①</p> <p>平成27年第4回下関市議会定例会において、債権管理の適正化を図ることを目的とし、徴収見</p>

債権回収 について (P196)	<p>れている。また、他市では債権管理条例を既に制定しているところもあり、その主たる目的の一つは「債権放棄の要件」を定めることにある。</p> <p>「IV2(3)⑦債権放棄(私債権)」に記載のとおり、現在の法令等の下では、債権放棄を行うには議会の議決を要するが(地方自治法第96条第1項第10号)、下関市では、議会の議決による債権放棄の実績がなく、その要因の一つとして、債権放棄を行うための明確な基準が定められていないことが考えられる。今回の監査を実施した中で、滞納債権の回収努力をしてきたが、債務者の資力がないために回収が極めて困難と思われる債権等も現実には存在していることが分かった。これらについては、公平性の観点から引き続き回収努力を行う必要はある。</p> <p>しかし、それでもなお回収が見込めない債権や回収コストが債権の額を上回るような債権を管理し続けることについては、下関市の財政負担も考慮し、債権管理をいつまで継続するのかを検討した上で、限られた人員の中でいかにして効果的・効率的に債権回収に注力できるかを検討する必要がある。</p> <p>そのためにも、各管理部署で管理しているそれぞれの債権の性質を見極め、議会の理解を得た上で、債権放棄の要件や滞納債権の状況の公表及び徴収計画の策定などを定めた債権管理条例を制定することは、滞納債権の管理部署にとっても拠り所となり、事務の円滑な執行に資するものと考えられ、また、同時に住民への説明責任も果たすことができるものといえる。地方自治法が債権管理に関して厳格な規定を定めているのは、適切な債権管理を行うことが目的であり、下関市においても既に債権管理マニュアルを策定してそれに沿った事務を進めているところではあるが、そのさらなる実効性を確保し、住民への説明責任を果たすためにも、債権管理条例を制定して市全体として債権管理への取組みを明確にすることについて検討されたい。</p>	<p>込みのない債権の権利放棄も定めた「下関市債権管理条例」を議案提出し、12月18日付けで可決されました。</p> <p>(財政部納税課)</p>
<p>【意見】 ②債権回収体制の整備</p>	<p>現在、下関市では債権回収指導室を設置して全般的な債権の管理及び税以外の債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施している。</p>	

しかし、債権回収管理業務は、共通する事務手続は あるものの債権の種類によって適用される根拠法令等も異なるため、職員は一定の専門性が求められるが、必ずしも全ての債権回収担当職員が十分な専門知識を有しているとは限らない。そのため、以下のような取組みを行うことで、滞納債権回収の促進に資することは有用であると考え。

a 納税課徴収担当職員の知識、経験等の共有

納税課徴収担当職員は、債権管理・回収に関する知識や経験が他部署の職員と比較して豊富にある。したがって、納税課徴収担当職員の知識、経験等を他部署においても有効に活用するために、計画的に納税課徴収担当職員を他部署の債権管理部署(担当)に配置することや、逆に他部署の職員を一定期間納税課徴収担当職員として配置することが考えられる。人事異動は職員の適性や経験その他の能力等を鑑みて行うべきであるが、納税課徴収担当職員の知識、経験等を全庁的に共有することを意図した人事異動のあり方を検討することは、市全体での収納率アップの観点から望ましいと考える。

④

人事異動に関しては、職員の適性や能力等を考慮した上で、各種施策を推進するため、適材適所の人員配置に努めており、今回の監査結果等も考慮しながら、今後も適切な人員配置に努めます。

(総務部職員課)

b 債権回収指導室の業務拡充等

下関市では債権回収指導室を設置し、債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施しているが、当該組織の事務分掌を拡充し一定の基準に該当する債権を債権回収指導室に移管し、債権回収業務にも関わられるようにすることが望ましく、業務内容によっては、新たに回収業務専門部署を設置することも有用であると考え。

具体的には、督促や催告等の手続は債権所管部署が実施し、一定の回収努力をしたにもかかわらず、当該部署ではさらなる回収が困難である等の要件を満たした非強制徴収公債権や私債権を債権回収指導室に移管し、

③

債権管理及び税以外の債権回収の推進に資するため、債権回収指導室を平成 22 年に設置したところですが、同室の機能拡充、あるいは債権回収に係る専門の組織を設置することについては、一定の効果が期待できると思われるものの、債権所管部署との納付

<p>支払督促等の法的手続を専門的に行うようにすることが考えられる。これにより、専門性の高い法的手続を効果的に実施することができるようになるとともに、各管理部署においても回収が困難な債権を移管することで実効性のある債権回収業務に注力できるようになると考える。</p>	<p>義務者に係る情報の共有等のしくみを構築することや、各債権に関する根拠法令に精通する職員の育成等の課題等も現実にあるため、他市の状況等を注視しつつ、本市にとって簡素で効率的な組織運営を図る観点から、引き続き研究してまいります。</p> <p>(総務部行政管理課)</p> <p>債権管理の一層の適正化を図るため、未収金回収のための新たな取組等については、今後も調査・検討に努めます。</p> <p>(財政部納税課)</p>
<p>【意見】</p> <p>③民間の債権回収業者の活用</p> <p>今回の監査対象 11 債権のうち、回収業務について外部業者を活用しているのは指定管理者制度を導入している建築住宅課の住宅使用料のみであった。また、コールセンターについては納税課が納税案内のために利用しているのみであった(なお、平成 26 年 10 月からは保険年金課の国民健康保険料の納付案内でもコールセンターを利用している。)</p> <p>職員数が減少している下関市においては、債権金額に比して債権回収業務に従事できている職員数が十分であるとはいえず、また必ずしも職員の能力が債権回収業務に十分に活用されているとは言えないと考える。そのため、個人情報保護や費用対効果を勘案した上で、一定のノウハウを有した民間の債権回収業者</p>	<p>③ 民間の債権回収業者の活用については、他の自治体での取組を参考に、個人情報保護や費用対効果、法令等を勘案しながら、活用について検討し、債権の収納率の向上に努めます。</p> <p>④ (H26 年度外部監査対象課 (建設部建築住宅課を除く))</p>

を活用することも有用であるとする。

例えば、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務を民間委託することで、専門性の高い分野に職員が専念できる、あるいは建築住宅課のように債権回収業務自体を民間委託するなど、滞納債権額の多寡や部署の人員規模などに応じて、適切と判断される業務の民間委託を検討することは有用であるとする。なお、債権情報には、重要な個人情報が含まれるため、他の自治体での個人情報保護に対する取組みも参考にして委託の検討を行う必要がある。

※ページの表示は、「平成26年度包括外部監査結果報告書」による。

平成26年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

1 選定した特定の事件 債権の管理と収納事務について

2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

事案番号 事案件名 (頁数)	監査の結果および意見(要旨)	区分	措置内容及び改善方針
個別事案 1: 軽自動車税 (P43)	<p>【意見】</p> <p>①賦課データの入力について</p> <p>軽自動車四輪、軽自動車二輪(125cc超～250cc)、二輪小型自動車(250cc超)については、軽自動車検査協会及び軽自動車協会並びに山口運輸支局が登録・抹消の受付場所になっており、ここで手続した人が提出した「軽自動車税申告書」の写しを山口県市長会がまとめて月3～4回に分けて資産税課に送り、資産税課が個別データを基幹系システムに手作業で入力して</p>	①	<p>「軽自動車税申告書」は紙媒体しか存在していないことから、電子データでの入手は不可能です。</p> <p>なお、「軽自動車税申告書」に含まれる情報のうち、車検情報については、平成27年11月より地方公共団体情報システム機構から電子データでの入手を行うこととしました。</p> <p>(財政部資産税課)</p>

	<p>いる。しかし、資産税課で入力する手数の削減のためにも、申告書に含まれる情報は電子データでの入手が望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>②収入未済額の回収手続に関する第三者チェックについて</p> <p>総務省が平成26年4月に公表した「地方公共団体の内部統制制度の導入に関する報告書」によれば、拡大傾向にある地方公共団体における事務処理リスクを回避するためには、議会や監査委員制度、住民訴訟等の制度を有効に機能させ、強化しながら、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められている。</p> <p>したがって、今後は、納税課における収入未済額の回収手続に関する事務が適切に実施されているかどうかについても、個別の納税者に踏み込んだ、第三者による客観的なチェックも必要と思われる。また、この点について監査委員監査等の監査対象にすることも、第三者のチェックを受けるといった観点から有用と考える。</p>	<p>④</p>	<p>税務職員に対しては、地方公務員法第34条(守秘義務)のほか、より加重された守秘義務違反に対する罰則を規定した地方税法第22条(秘密漏洩の罪)が課せられています。</p> <p>これは、税務調査等の権限が、租税の賦課・徴収を確実にを行うために認められたものであり、それによって得られた納税者等の秘密(税務関係情報)は外部に漏れないよう適正に管理しなければならないためです。</p> <p>なお、監査委員及び外部監査人についても、監査を実施することに関連して知り得た秘密に対し、地方自治法(第198条の3第2項、第252条の31第3項及び第4項)に守秘義務等の規定がありますが、これにより税務職員の守秘義務が解除されるものではありません。</p> <p>よって、税務職員以外の職員等による『個別の納税者に踏み込んだチェック』は、開示できる法的な根拠と理由がない場合、法律に抵触する可能性が生じる恐れがあるため、その導入の可否、情報提供の適否等について関係法令等を慎重に確認し、関係部署との調整を重ねた上での判断が必要となります。</p> <p>(財政部納税課)</p>
<p>個別事案2: 国民健康保険料 (P59)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①国民健康保険に係る所得等の申告書の回収について</p>	<p>①</p>	<p>例年1月末に国民健康保険に係る所得等の申告書によって所得額の申告が必要な被保険者宛に当該申告書を発送</p>

確定申告をしていないが、国民健康保険に係る所得等の申告書によって所得額の申告が必要な被保険者のうち、実際に当該申告書により適切な所得額を申告している被保険者が多数である一方、所得割の納付を逃れるため、意図的に申告しない被保険者が少なからずいる。

保険年金課賦課係では、現在当該申告書の回収状況を把握していないが、未提出の被保険者を洗い出して、適時に当該申告書を徴取することが必要である。

②国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項について

下関市国民健康保険条例第 47 条では、「偽りその他不正の行為により保険料及び一部負担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。」と定めているものの、実際に過料を科したことは過去にない。

現在使用している国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項には、過料を課す場合がある旨の記載がないが、申告された所得額の妥当性を担保するためには、過料を課す旨を通知して、被保険者に注意喚起する対応が必要である。

③下関市外へ転出した滞納者への対応について

平成 25 年度に発生した収入未済額 686,452 千円 (7,108 世帯)のうち、下関市外へ転出した

し、当該申告書が新年度になっても未提出の被保険者に対しては、再度申告書を送付するなど、当該申告書の徴収に努めております。

さらに、窓口等で手続きの際、被保険者の申告状況を確認し、未提出の被保険者に対しては、申告するよう促しています。

(福祉部保険年金課)

②

平成 29 年度 (平成 28 年中) 所得等の申告書の裏面注意事項に過料を科す旨の記載を入れるよう改めます。

(福祉部保険年金課)

①

市外へ転出した滞納者に対し、文書及び電話による催告等を実施するとともに、納付誓約書兼債務承認書の徴取及び滞納処分の実施に努めます。

滞納者にかかる収入未済額は 13,303 千円 (280 世帯) であり、収入未済額に占める割合は 1.9% と僅少である。

保険年金課徴収係は、市外へ転出した滞納者に対して、督促状及び催告状を送付し、また、転出先の市町村へは年1回程度、滞納者の状況について照会しているが、滞納額や人的及び時間的な負担を考慮して、職員等による臨戸催告や徴収は実施しておらず、また、納付誓約書兼債務承認書の更新処理も保留されている。

しかし、公平性の観点からは、市外へ転出した滞納者に対しても職員等による臨戸催告の実施や、納付誓約書兼債務承認書の徴取及び滞納処分を検討する必要がある。

④延滞金の請求について

世帯主が国民健康保険料を滞納した場合、延滞金を加算して納付する必要がある(下関市国民健康保険条例第 41 条第1項)。この点、平成 25 年度中に延滞金を請求して徴収した滞納者は 1,544 名であるが、延滞金の減免措置を適用した滞納者はいない。延滞金は、市長がやむを得ない事由があると認める場合においては減免できるが(同条第2項)、現在そのような判断は行われていない。公平性の観点からは、延滞金を徴収すべきであり、減免する場合には適切な決裁をとる必要がある。

なお、臨戸催告の実施については、費用対効果等を勘案しながら、実施について検討していきます。

(福祉部保険年金課)

②

平成 28 年 4 月 1 日施行に向け、延滞金の減免に関する規定等の整備を進めています。

(福祉部保険年金課)

⑤滞納処分の実施について

下関市及び他の同規模の中核市における平成25年度の差押件数及び差押金額は次表のとおりである。

下関市における差押件数及び差押金額の実績は、他の中核市と比較して著しく少ない。しかし、滞納者の財産差押に着手及び実行することで、納付交渉に応じなかった滞納者が納付交渉に応じることも見込まれることから、滞納処分には積極的に取り組む必要がある。

【意見】

①収納率の向上について

平成25年度における口座振替による収納率は96.5%であるのに対し、納付書による収納率は55.3%と低い状況であるため、例えば以下のような方策を検討することが望まれる。

a 口座振替の原則化

岡山市においては国民健康保険料の納付方法を、平成26年11月より原則として全て口座振替とする取組みを行っている。

口座振替の対象口座に入金がないならば口座振替を採用する意味は乏しいという課題はあるものの、口座振替を原則とすることで当該効果を見極める等の検証作業を実施することは有用であると考えられる。

①

平成27年度から滞納整理業務を複数人で行うよう徴収体制を見直し、滞納処分の実施に努めます。

(参考)

H27.4.1～H27.12.28 までの滞納処分件数
差押設定件数～104件

換価件数～82件 換価金額～13,944,230円

H26.4.1～H27.3.31 までの滞納処分件数
差押設定件数～5件

換価件数～2件 換価金額～189,670円

(福祉部保険年金課)

③

a 口座振替の対象口座に入金がない納付義務者や口座を持っていない納付義務者がいることを踏まえ、平成28年10月からコンビニエンスストアによる納付を開始します。

④

口座振替の原則化については、コンビニエンスストアによる納付の効果等を見極めたうえで、検討します。

b 口座振替の奨励

保険年金課徴収係では、口座振替納付未利用者に対して、「口座振替ご利用の案内」を送付しており、また保険年金課徴収係の窓口においても口座振替の利用を勧めているが、これら以外でも、被保険者に対して、口座振替を選択するメリットとなる施策を講じることも有用であると考えられる。

例えば、大阪府東大阪市では口座振替奨励金制度を導入しており、具体的には、口座振替で10期まで連続して納付、完納すると、振り替えた保険料の1%を奨励金として年度終了後の5月末に、登録されている口座に振り込むという施策を講じている。

c 納付書における奨励金制度

口座振替の原則化が難しい場合、納付書の収納率を向上させる施策を講じることも有用と考えられる。

図表 5-2-12 のとおり、下関市における差押件数及び差押金額の実績は、同規模の中核市と比較して著しく少ないことから、滞納処分を積極的に進めるための施策を講じることは有用と考えられる。

例えば、大阪府茨木市では前納報奨金制度を採用しており、具体的には、年度当初の納期までに1年分の保険料を一括納付す

b 口座振替奨励金制度については、次項の市税の『前納報奨金制度』が「高額所得者に対する優遇措置」との意見もあり、廃止となった経緯があるため、現状のままの取扱いを継続することとしました。

引き続き、口座振替納付未利用者対し、「口座振替ご利用の案内」の送付や窓口において口座振替の利用を勧めるように努めます。

c 過去に市税の収納で前納報奨金制度が採用されていたが、「高額所得者に対する優遇措置」との意見もあり、廃止となった経緯があるため、現状のままの取扱いを継続することとしました。

(福祉部保険年金課)

	<p>ることで、保険料年額の1%を差し引いた保険料額で納めることができるという施策を講じている。</p> <p>【意見】</p> <p>②滞納処分の推進について</p> <p>図表 5-2-12 のとおり、下関市における差押件数及び差押金額の実績は、同規模の中核市と比較して著しく少ないことから、滞納処分を積極的に進めるための施策を講じることは有用と考えられる。</p> <p>例えば、収納業務と滞納整理に関する業務を分担することが考えられる。財政部納税課では、収納業務は収納係 5 名が担当しており、滞納整理に関する業務は徴収第 1 係 11 名、徴収第 2 係 11 名及び収納対策室 5 名が担当している。一方、福祉部保険年金課では、徴収係の正職員 8 名、嘱託職員 12 名の合計 20 名が収納業務及び滞納整理に関する業務を全て担当していることから、滞納整理のみに関する業務を行う係を新規に設置するなど、人員配置を見直して、滞納整理に関する業務に専念させることも有用と考えられる。</p>		<p>① 滞納整理業務を複数人で行うよう収納体制を見直しました。</p> <p>(参考)</p> <p>H27.4.1～H27.12.28 までの差押件数 差押設定件数～104 件 換価件数～82 件 換価金額～13,944,230 円</p> <p>H26.4.1～H27.3.31 までの差押件数 差押設定件数～5 件 換価件数～2 件 換価金額～189,670 円 (福祉部保険年金課)</p>
<p>個別事案 3: 保育料(管内保育料) (P75)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①課税を証明する書類が未提出の場合の保育料について</p> <p>現在、保育所への入所申し込み時に課税を証明する書類を未提出の場合、保育料はD7の階層区</p>	<p>①</p>	<p>下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日より、世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層を最高階層であるD14階層とみなして保育料を決定するよう改めました。 (こども未来部こども育成課)</p>

分の金額が賦課されることになっている。しかし、課税を証明する書類が提出されない場合には、最高階層の金額を賦課することによって、扶養義務者に課税を証明する書類の提出を促す効果があると考えられる。

下関市によれば、従来は D7 階層が最高階層であったため、課税を証明する書類の未提出の場合には D7 階層での保育料の賦課を行っていたが、階層を変更して D8 及び D9 階層が新設された後も、課税を証明する書類が未提出の場合に賦課する階層を D7 から変更していなかったということである。

そのため、D8 及び D9 階層の扶養義務者が課税を証明する書類を未提出の場合、本来賦課される金額よりも低額の保育料が賦課されることになり、課税を証明する書類を提出するインセンティブがなくなってしまうため、課税を証明する書類を未提出の場合には、最高階層の保育料を賦課するように変更すべきである。

【指摘事項】

②保育料決定通知書の記載項目について

保育料決定通知書には、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨が記載されている。実際に退所させることはないということであるが、そもそも保育所設置の目的は、保育に欠ける児童を保育することであり、保育料の滞納を理由に退所させることは児童福祉

①

指摘のあった記載内容については、保育料決定通知書(下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例施行規則様式第 17 号)の記載内容から削除しました。
(こども未来部こども育成課)

法に定める「保育に欠ける」の要件を過重することになり、違法であると考えられる。

したがって、保育料決定通知書に記載されている、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨は削除すべきである。

【指摘事項】

③不納欠損処分の実施及び時効の管理について

図表 5-3-10 のとおり、現在下関市では消滅時効が完成しているかどうかのデータがシステム化されていないため、その確認作業の煩雑さ等に影響されて、不納欠損処分の実施件数にばらつきが生じている。また、平成20年度以前に発生した保育料のうち既に時効が完成している債権もある。

保育料は、公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。

【指摘事項】

④督促手数料、延滞金の徴収について

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例では、督促を行った場合は、督促手数料を徴収し、延滞金に関しては、納期限の翌月から納入の日までの期間の日数に応じて徴収することになっているが、実際にはいずれも徴収されていない。公平性の観点からも、督促手数料

③

平成20年度以前の債権のうち、時効完成を確認したものについては、平成27年3月26日付けで不納欠損処分を行いました。

平成27年度に導入した新システムにより不納欠損を管理・処理していけるよう、機能の強化や運用方法の検討を進めていきます。

(こども未来部こども育成課)

①

③

平成27年度の保育料より、督促状を送付した場合、督促料を徴収するよう改めました。

また、延滞金の徴収については、システム改修及び納付書仕様の変更等が必要となるため、実施に向けて検討を進めています。

(こども未来部こども育成課)

<p>及び延滞金を徴収するようにすべきである。</p>		
<p>【指摘事項】</p> <p>⑤滞納処分(強制徴収)の実施について</p> <p>平成 21 年度から平成 25 年度までの間、下関市では保育料に関して強制徴収は行われていない。保育料の滞納理由は図表 5-3-8 のとおりで、正当な理由なく保育料を納付していない世帯も一定割合存在しているため、そのような世帯に対しては、強制徴収を実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>強制徴収の実施については、他市の取り組み状況の調査及び「下関市債権管理条例」を踏まえ、実施に向けての検討を進めていきます。</p> <p>(こども未来部こども育成課)</p>
<p>【意見】</p> <p>①減免申請の周知について</p> <p>下関市では、保育料の減免制度は設けられているが、図表 5-3-4 のとおり、実際の利用件数は非常に低い水準となっている。これは、減免制度の周知があまり行われていないこと及びその適用要件(失業は、本人の意思に反した場合に限定していること)が要因として考えられる。</p> <p>児童福祉法第 56 条第 3 項では、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育料を徴収することが定められているのみであり、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響が大きいのであれば、その失業が自発的なものであるかどうか問う必要はないと考える。</p> <p>また、平成 27 年度からは、4 月から 8 月まで保育料は、前年度の市民税(前々年度の所得を基に計算)が基準になることから、実際に保育料を</p>	<p>③</p>	<p>保育料の減免については、減免の基準に照らして適正に対処するよう努めます。</p> <p>また、当該制度がより広く認知・利用されるよう周知方法及び適用要件の見直しを検討します。</p> <p>(こども未来部こども育成課)</p>

納付する期間とその保育料の算定基礎となる所得の計算期間の乖離が大きくなることになる。そのため、保育料納付期間において、家計に与える影響を考慮して徴収を行えるように、減免制度の一層の周知とその適用要件の見直しが望まれる。

【意見】

②保育所保育料納付誓約書の署名者について

現在、保育所保育料納付誓約書は、卒園時及び時効完成直前に提出させている。保育所とのかわりが深いのは、通常は世帯主の配偶者（妻が多い）であり、保育所保育料納付誓約書の署名も世帯主の配偶者が行うことが多くなっている。一方で、保育料の賦課決定は、世帯主（夫が多い）に対して通知している。

婚姻中の夫婦は、日常家事債務（民法第 761 条前段）に関する事項については相互に法定代理権を有していると解されている（最高裁昭和 44 年 12 月 18 日判決）。しかし、私法上の規定である日常家事債務の規定が公法上の債権である保育料債権にも適用されるかどうかについては争いがある（この点、大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」（平成 22 年、初版）では、適用されないとして取り扱うべきであるとされている。）。

仮に、保育所保育料納付誓約書の作成は日

②

債務承認にかかる保育料納付誓約書の提出については、市の顧問弁護士の意見等を踏まえて、今後の対応を検討してまいります。

（こども未来部こども育成課）

常家事債務に当たらないとなった場合には、債務承認の効力は有せず時効中断の効力はないと考えられる。その場合、保育所保育料納付誓約書を徴取しているために、現在は時効が完成していないとしている債権の一部が時効が完成している債権になってしまう。そのような事態を避けるためにも、世帯主の委任状または同意書を合わせて作成することにより世帯主の意思も確認するようにすることで、債務承認が確実に行われるようにすることが望まれる。

【意見】

③時効の管理について

保育料債権の時効期間は5年であるが、下関市では保育所保育料納付誓約書を提出させることで、時効の中断が行われている。当該時効の管理は、担当者が保育料システム外の表計算ソフトにより管理している。当該ファイルには、児童名保護者名、保育所保育料納付誓約書提出日等の限られた情報のみが入力されているため、時効が完成した場合、再度保育料システムに戻って、滞納保育料の金額等を確認する必要が生じてしまう。

したがって、保育料システムにおいて、時効の起算点が管理できるように検討することが望まれる。なお、その際には、時効の完成が近づいて、いる収入未済額についてはアラート等が発せられる仕組みにしておくことで、事務処理漏れに

③

保育料債権の時効の管理が適正に行えるよう、平成27年度に導入した新システムなどの機能強化や運用方法の見直しに努めます。

(こども未来部こども育成課)

よる時効の完成を防止できると考えられる。

【意見】

④滞納台帳の記載について

徴収嘱託員は、日々の業務の中で業務日報及び滞納台帳を作成している。業務日報には、日々の業務活動を記載しており、滞納台帳には滞納者別の情報を記載している。

監査人が両者をサンプルで閲覧した結果、いずれか一方にしか記載されていない事例はなかったが、滞納台帳に関しては、以下の点を改善することが望まれる。

- ・ 手書きで作成されているため、必ずしも全ての情報が読み取れない。
- ・ 滞納者との交渉記録となっているが、日にちの記載のみで、曜日、時間が記載されていない。保育所を利用している保護者は、昼間に居宅外で労働することを常態としているなど、接触できる機会は限られていると考えられるため、曜日や時間の情報は、滞納者と効率的にコンタクトをとるための重要な情報であり、曜日や時間も記載しておくことが望まれる。

滞納台帳は、日々の交渉履歴が羅列されているのみであり、当該滞納者の現時点での状況(コンタクトしやすい時間帯、勤務地、収入状況等)を把握するためには、過去からの交渉履歴を全て確認する必要があるが生じている。滞納者によっては、長期間に亘って交渉を行うことになり、状況

②

滞納台帳の記載について、徴収嘱託員に対し、今後の徴収に役立つよう、より丁寧かつ詳細に記録を残すよう指導しました。

また、滞納者情報が一目で把握できる様、滞納台帳に当該滞納者の現時点での状況(コンタクトしやすい時間帯、勤務地、収入状況等)を記載する基本情報欄などを設けるよう、様式変更を検討します。

(こども未来部こども育成課)

	<p>が変化していることも考えられる。その場合、直近の情報は債権回収交渉を行うに当たって有用であると考えられるため、滞納台帳には当該滞納者の状況を記載する欄を設けて、最新の情報が適時に把握できるようにしておくことが望まれる。</p>		
<p>個別事案 4: 上屋使用料 (P84)</p>	<p>【指摘事項】 ①督促について</p> <p>A 株式会社は、平成 15 年度以前から支払いが遅れ気味であったとのことであるが、実際に督促されたのは平成 20 年度になってからである。下関市会計規則第 122 条第 1 項では、納期限までに債務を履行しないときは、履行期限の 20 日以内に文書により当該債務者に督促を行うことが求められている。そのため、平成 20 年度まで督促されていないことは、下関市会計規則に反している。納期限までに債務が履行されない段階で、速やかに督促すべきであったので、今後は留意されたい。</p>	①	<p>督促の必要が生じた場合は、下関市会計規則に基づき速やかに督促するよう徹底しました。また、納期限の確認を複数人で行うことにより、漏れのないよう体制を整えました。 (港湾局施設課)</p>
	<p>【指摘事項】 ②法的措置の遅れについて</p> <p>A 株式会社の上屋使用料は平成 15 年度から滞納が続いていたにもかかわらず、平成 16 年度以降も上屋の使用を許可し続けていたことから滞納額が増加している。平成 21 年度に使用を不許可、また、差押えも同年度から実施しており、平成 25 年度になって訴訟を提起している。</p>	①	<p>滞納が発生した場合は、速やかに滞納者と納付相談を行うとともに、納税課と協力して、市税の滞納状況の確認を行います。また、やむをえず、回収が困難になった場合は、速やかに差し押さえ等の法的手続きに入るよう改めました。 (港湾局施設課)</p>

	<p>滞納開始から差押えの実施、訴訟提起までの時間がかかりすぎたことによって、債権の回収が一層困難になり、また、当該上屋を他の使用者に貸し出すこともできない状況になっていた。滞納が発生し回収が困難になった場合は、速やかに差押え等の法的手続に入ることにより、債権の回収に努めるべきである。</p>		
<p>個別事案 5: 下水道事業受 益者負担金 (P99)</p>	<p>【指摘事項】 ①滞納処分の実施について</p> <p>下水道事業受益者負担金は強制徴収公債権に該当し、強制徴収に伴う権限として所在調査権や財産調査権などの権限が認められている(国税徴収法第146条の2、第141条、第142条)。下関市では、回収業務の一環として所在調査権を行使し、居所不明者の調査等はなされているが、財産調査については行われておらず、差押え等の法的手続の実施件数は少ない状況にある。</p> <p>財産調査は、受益者の財産の保有状況を正確に把握し、納付交渉や差押え等の滞納処分を判断する上で重要な手続であるため、適切に行うべきである。また、負担金の公平な負担を実現するためにも、適切な法的手続を行うべきである。</p> <p>【指摘事項】 ②不納欠損処分の実施及び時効の管理について</p> <p>図表 5-5-16 のとおり、下水道事業受益者負担</p>	<p>③</p>	<p>財産の保有状況について他部局や他市のノウハウ等を習得し、速やかに把握するよう努めます。また、負担金の公平な負担を実現するため、適切な法的手続を行うよう努めます。</p> <p>(上下水道局下水道課・北部事務所)</p>

	<p>金については毎年度一定程度の不納欠損処分がなされているが、平成 20 年度以前に発生した負担金には、既に時効が完成している債権が含まれている。</p> <p>下水道事業受益者負担金は公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。</p>	①	<p>既に時効が完成している債権について、平成 27 年 3 月 31 日付けで不納欠損処分を行いました。</p> <p>また、下水道事業受益者負担金は公債権であり、時効の援用を待たずに債権が消滅することから、今後時効の中断が発生したときは分割納付誓約書の提出や交渉記録の保管をし、適正な債権管理を行うよう努めます。</p> <p>(上下水道局下水道課・北部事務所)</p>
<p>個別事案 6: 生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金 (P112)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①適切な生活保護費の決定について</p> <p>生活保護法第 63 条返還金については、被保護者が故意ではなく、過誤により収入金額の有無を届けていない、または、他の制度(例えば厚生年金の受給)が利用可能であったにもかかわらず、それを理解していないために受給していないことが原因であることが多い。一方、被保護者側の原因ではなく、ケースワーカーの事務手続の誤りによって発生することもある。</p> <p>被保護者にいったん支払われた金銭を被保護者が費消してしまった場合には、返済されることが少なく、特に生活保護費の支給から時間が経てば一層回収は困難となる。</p> <p>したがって、生活保護費を決定する際の所得調査や資産調査、また他の制度の利用可能性の継続的検討、障害年金手帳(精神)等の資格チ</p>	②	<p>生活保護法第 63 条返還金については、保護開始時等における預貯金調査、課税調査、及び年金受給資格の調査を確実に行之、特に、年金受給権の有無については、管理台帳(年金受給資格調査票)を作成し、受給漏れがないように努めます。また、扶助費算定誤りを防止するため、加算及び収入認定等については、システムを活用した確認リスト等により、ケースワーカーがチェックを行うとともに査察指導員が進捗状況の進行管理に努めます。</p> <p>収入申告の必要性や届出義務については、保護開始時の周知徹底及び定期訪問時の注意喚起による未然防止に努めるとともに、実施機関が被保護世帯に説明を行ったことや当該被保護世帯がその説明を理解したことを両者で共有し、そのことを明確にするために、被保護世帯が所定の事項を記載した書面を徴取します。</p> <p>生活保護法第 78 条徴収金については、課税調査等による申告義務違反調査を定期的を実施し、不正受給を早期発見</p>

エックをするための有効期限管理、ケースワーカーが誤りやすいポイントの把握と周知徹底等の管理体制(誤り等を防止するための体制、誤りを早期に発見する体制等)の整備が必要である。

また、生活保護法第 78 条徴収金は、被保護者の故意に基づく所得隠し等によって発生するため、第 63 条返還金と同様、所得調査や資産調査等の管理体制の整備が必要である。

この点、監査人が平成 25 年度の「課内会議録」及び「ケース診断会議録」を閲覧した結果、以下のような理由での生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の調定が検出された。

**a. A 氏のケース(提議:平成 25 年4月9日、
金額:25,955 円)**

A 氏は保護開始時から国民年金の任意納付をしており、平成 22 年 6 月に受給要件を充たしたため、同年9月から老齢厚生年金の受給が開始されていた。平成 24 年 6 月に満 64 歳となり、年金定額部分受給開始年齢の到達により年金支払額が同年 7 月から増額したため、本来ならば 9 月分の認定扶助費から扶助額の変更(減額)処理をすべきであったが失念されていた。平成 25 年 3 月の戸別訪問時に A 氏から支払額変更通知書の写しを入手したことで誤りが発覚した。

し、適正処理に努めます。

また、保護金品等が交付される前に法第 78 条の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出についても、法 63 条返還金と同様に書面を徴取するように努めます。

(福祉部生活支援課)

**b. B氏のケース(提議:平成 25 年5月 15 日、
金額:200,523 円)**

B氏は平成 24 年 10 月に生活福祉資金の貸付けを受けてエアコンを設置した。その償還が平成 24 年 12 月から開始されるため、1 月分の扶助費で年金収入認定から認定除外に変更する予定で、認定終了年月を平成 24 年 12 月とシステム入力した。しかし、再認定処理が漏れていたために、平成 25 年 1 月分から 5 月分までの扶助費が過払いとなった。

**c. C氏のケース(提議:平成 25 年6月 28 日、
金額:193,945 円)**

C氏の子供(同世帯)に勤労収入があったため、平成 23 年 11 月分から平成 24 年 1 月分までの過払い金 193,945 円について生活保護法第 63 条返還金となる決定がなされていたが、C氏へ返還決定通知書が送付されずに未処理のままになっていた。

**d. D氏のケース(提議:平成 25 年7月 10 日、
金額:54,894 円)**

平成 25 年 6 月に担当者がケースファイルを精査している際に、D氏が平成 24 年 10 月に 65 歳になっていることから、基礎年金部分が増額している可能性があることを発見した。D氏に確認したところ、平成 24 年 10 月に増額されている旨の回答があった。本来であれば年金増額分だけ扶助費の減額を行うべきであっ

た手続がなされておらず、扶助費の過払いが生じていた。

**e. E氏のケース(提議:平成 25年7月 23日、
金額:324,163円)**

E氏の老齢厚生年金について、平成 25年 6月に下関年金事務所に生活保護法第 29条の規定に基づく調査を行った結果、平成 24年 12月から老齢厚生年金の特別支給があったことが判明した。本来であれば平成 24年 12月分の扶助費から変更すべきところであるが、担当者の失念により収入認定変更が未処理となっていた。

**f. F氏のケース(提議:平成 25年8月 15日、
金額:41,430円)**

F氏は平成 25年 4月から児童扶養手当の金額が変更することが判明したため、担当者は平成 25年 4月分から認定額が変更となるよう認定予約を行う予定であった。しかし、その後平成 25年8月に児童扶養手当の資格が喪失することになるため、担当者がケースファイルを精査していたところ、上記の認定予約が行われていなかったことが判明した。

**g. G氏のケース(提議:平成 25年9月2日、
金額:177,805円)**

平成 25年7月の課税調査において、収入認定額との差異を確認した。その結果、平成 23年6月頃に記録漏れの厚生年金の統合手

続を行い、平成 24 年 3 月に年金額が変更になった旨の年金証書の写しを G 氏から提示されていたにもかかわらず、生活保護法第 63 条の手続が実施されていなかった。

**h. H 氏のケース(提議:平成 25 年 11 月 14 日、
金額 103,358 円)**

市県民税課税台帳等にて平成 25 年度の課税調査を行ったところ、課税台帳上の金額と H 氏の収入金額とが不一致であることが判明した。また、平成 25 年 10 月の県監査に伴って保護記録を精査した結果、平成 23 年度及び平成 24 年度の課税調査においても勤労収入が発見された(第 78 条徴収金)。本件は、各年度における課税調査が行われていれば、早期に発見できていたケースであると考えられる。

**i. I 氏のケース(提議:平成 25 年 12 月 17 日、
金額 431,740 円)**

平成 25 年 11 月に、I 氏が入所している施設の職員から、I 氏の障害共済年金更新の手続を行う際に等級が 2 級(下記(注)のイに該当)であることを確認したが、障害者加算が障害等級表の 1 級もしくは 2 級に相当する額(下記(注)のアに該当)となっており誤りではないかといった旨の問い合わせがあった。過去の記録を確認した結果、平成 20 年 12 月に精神障害者保健福祉手帳が 2 級から 1 級に変更されたことを確認した際に、誤って下記(注)のアに相

当する加算額に変更してしまっていた。

(注)生活保護法による生活保護基準(抄)においては、障害者加算は以下に掲げる者について行うとされており、アの方が加算額が多い。

- ア. 障害等級表の1級もしくは2級または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害がある者
- イ. 障害等級表の3級または国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害がある者

【指摘事項】

②督促状、催告状の発行業務について

生活保護法第63条返還金・第78条徴収金については、滞納者に対して督促状や催告状を送付する際に、その書面のみを郵送しているが、その書面を見た被保護者のうち、支払いの意思を示した者に対してだけ、別途納付書を送付している。生活支援課としては、支払いをしない債務者は、例え納付書を同封しても支払わない例が多く、納付書を作成する労力を考慮した場合、支払いの意思を示した債務者にだけ送付する方が効果的、効率的であるとのことであった。

しかし、そもそも支払う意思が低い債務者が督促状等の書面だけを受け取った場合、納付書入手のためになおさら手数をかけて生活支援課に連絡してくる可能性は低くなるものと思われる。

①

督促状及び催告状を送付する際、納付書を同封するように努めます。
(福祉部生活支援課)

したがって、督促状や催告状だけでなく納付書も同封することで、少しでも債務者が支払いやすい環境を整備することが必要である。

【指摘事項】

③督促状の発行期限について

下関市会計規則第122条第1項では、納期限後20日以内に督促状の発行を定めているが、生活保護法第63条返還金・第78条徴収金にかかる滞留債権に関しては、必ずしもそれが守られていない。

滞留債権の回収を行う上で早急の請求は肝要であり、会計規則に従い期限内に督促状を発行すべきである。

②

期限内に督促状を発行するように努めます。
(福祉部生活支援課)

【指摘事項】

④督促手数料、延滞金等の徴収について

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第2条では、「市長は、(地方自治)法第231条の3第1項の規定による歳入の督促をした時は、当該督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。」ことになっている。また、同条例第3条によると、「市長は、(地方自治)法第231条の3第1項の規定による歳入の督促をした時は、当該歳入金額に、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。」とされ

③

システム開発業者とシステム改修の可能性に関して検討します。
(福祉部生活支援課)

ている。なお、同条例第 4 条に、「やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減免することができる。」という減免措置が例外的に認められているが、生活保護システムにおいては、そもそも延滞金を計算する機能を有していない。また、下関市債権管理マニュアルにおける督促状及び催告状のひな型には、督促手数料や延滞金の請求に関する記載(欄)があるにもかかわらず、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の督促状や催告状にはそのような記載はなく、督促手数料や延滞金を請求する仕様になっていない。

【指摘事項】

⑤ 法的措置について

下関市では、平成 21 年度から平成 25 年度までにおいて生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金に関して法的措置は行われていない。その理由としては、そもそも日々の暮らしに窮している生活保護者に対する法的措置は、その実施コストに比較して効果が少ないと判断しているためである。

しかし、以下の図表 5-6-7 からも明らかなおと、生活保護法第 78 条徴収金の収納率は生活保護法第 63 条返還金のそれを大きく下回っている。

公平性の観点からも、第 78 条徴収金の滞納者に対しては、その状況を鑑みて早急な法的措

⑤

現状の人員体制では、法的措置を講じることは困難なため、必要な人員配置について、人事当局と調整のうえ、法的措置を講じることを検討します。
(福祉部生活支援課)

置を講じることも検討すべきである。

【意見】

①債権徴収体制の整備について

社会福祉法第 16 条では、生活保護業務を行うケースワーカーの数を、被保護世帯 80 世帯に対して 1 人を配置することが定められている。下関市の平成 25 年 4 月における被保護世帯は 3,499 世帯であるため、80 で除すと 43.7 名となり、上記標準数を満たすためには 44 名のケースワーカーを配置すべきことになる。しかし、被保護世帯数が増加している現在においてもケースワーカー数は 43 名のままであり、1 名不足している状態である。

生活保護業務は、近年、一層その業務の幅が広がっていると同時に、その内容も、より専門知識を必要としている。一般的に、ケースワーカーの業務は体力的にも精神的にも厳しい業務と言われている。そのような中、生活保護業務を担当する生活支援課には、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金を徴収する専任の担当者は配置されておらず、給付係が滞納債権の把握、納付書や催告書の発行を行い、ケースワーカーが納付書を持って回収業務を担当している。

当該債権の徴収の状況を鑑みるに、債務者の支払能力が著しく低い上、ケースワーカーが多忙を極めていることから、費用対効果を考慮した債権回収にまで十分な対応ができていないものと

②

③

⑤

ご指摘のとおり、ケースワークは多忙を極め、年々激務となっています。そうした中、人員配置が標準数を下回っている現状では、適正な保護の実施が困難な状況にあります。

したがいまして、今後も引き続き職員の適正配置につきまして、人事当局に働きかけます。また、民間委託の可能性については、関係課等と検討します。

(福祉部生活支援課)

	<p>思われる。</p> <p>現在保護している世帯に対しては、ケースワーカーが戸別訪問や直接指導、財産調査等を行えるため債権回収も比較的实施しやすいが、保護を廃止した世帯では、その所在が不明(平成 25 年度末時点では 27 人が所在不明)となり、財産調査をする法的権限もなく、その結果、債権回収の意識が希薄化してしまうケースが多いように思われる。</p> <p>今後は、生活支援課に債権回収に詳しい職員を配置し、債権回収を専任で取り扱う部署(係)を設置することも検討されたい。また、債権回収の専任部署を設けることで、各規定に沿った合規的な債権管理が行えることとなるものと考えられ、さらに、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務については、民間委託とすることも検討されたい。</p>		
<p>個別事案 7: 住宅新築資金等貸付金元利収入 (P130)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①各種書類の整備について</p> <p>住宅新築資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧 1 市 4 町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となっては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経 	<p>①</p>	<p>現存する重要書類については、適切に管理を行うよう徹底します。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>

<p>過が不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱間の規定で不整合 ・ 旧2町から引き継いだ貸付金の種別が不明 ・ 抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明 <p>制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。</p>		
<p>【指摘事項】</p> <p>②連帯保証人要件の確認について</p> <p>住宅新築資金等貸付金の交付手続として、一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。</p> <p>しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査はなされていない。要件を満たしていることの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。</p>	③	<p>連帯保証人要件の確認については、貸付当初に契約で特段の定めをしていないため、今の時点から毎年の確認を行うことは、債務者及び連帯保証人の理解を得ることが非常に困難であると見込まれ、現在支払いを続けている債務者との関係が悪化することも懸念されます。このため、債権者及び連帯保証人の理解を得ながら、連帯保証人要件の確認を行うよう努めます。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>③法的措置について</p> <p>地方自治法施行令第171条の2による法的措置としては抵当権の実行や訴訟手続が考えら</p>	③	<p>全く納付の意思を見せない借受人で、かつ一定の財産を有する者に対しては、状況に応じて、借受人本人及び連帯保証人に対して法的措置も検討します。また納付の意思を見せて</p>

れ、現在の多くの滞納者について全ての実施の可否を検討すべきであるが、運用上過去には一度も法的手続として実施されていない。また、住宅新築資金等の貸付けに当たっては全てにおいて連帯保証人の設定を要請しているが、過去においては借受人が死亡、行方不明あるいは自己破産となつてから連帯保証人に対して履行請求を行うのみである。

担当課としては、既に時効が完成し時効の援用がなされれば債権が消滅してしまう貸付金が多数であるため、現段階になって借受人ないし連帯保証人に法的手続を実施した場合にはトラブルも多く発生する可能性があるとのことで実行に踏み切れず、それよりも臨戸により少額でも償還を受けることによって時効を中断させる方針として対応しているとのことである。

しかし、借受人等は高齢化してきており、また今後多くの方々が徐々に亡くなっていくことも予想されるため、今後の回収は一層困難を極めることになると思われる。

確かに法的手続を実施することで逆に債権が消滅してしまう可能性もあるが、このような状況の債権について不納欠損処分ができず、時効を中断させるために担当者が少額の償還を受けるような臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また、効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて

いる借受人に対しては、支払いを継続するよう粘り強く対応します。

(市民部人権・男女共同参画課)

<p>全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。</p>	
<p>【指摘事項】 ④違約金の徴収免除手続について 下関市住宅資金貸付条例及び旧豊田町住宅改修資金貸付条例並びに貸借契約書においては、延滞した額につき年 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金として徴収する旨の定めがある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。</p> <p>しかし、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考え。</p>	<p>③ 違約金の徴収免除については、何らかの意思決定を行えるよう、財政課等とも協議しつつ検討します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ⑤誓約書の作成について 下関市会計規則第 133 条第1項では、債権について地方自治法施行令第 171 条の6の規定により、履行期限を延長する特約または処分をしよ</p>	<p>③ 誓約書の提出については、滞納者に対して、臨戸時の面談等で求め続けており、今後も引き続き粘り強く徴求するよう努めます。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>

	<p>うとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。</p> <p>住宅新築資金等貸付金において滞納が発生した場合、過去には誓約書を徴求していたが、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴求することが必要である。</p>		
<p>個別事案 8: 福祉援護資金貸付金元利収入 (P145)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①各種書類の整備について</p> <p>福祉援護資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧1市4町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となっては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的には一部について、</p>	<p>①</p>	<p>現存する重要書類については、適切に管理を行うよう努めます。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>

- ・各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経過が不明
- ・各種条例、施行規則、貸付要綱で詳細な規定内容が不明瞭
- ・抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明

などであり、制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。

【指摘事項】

②連帯保証人要件の確認について

住宅新築資金と同様、福祉援護資金における貸付金の交付手続としても一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。

しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査がなされていないため、要件を満たすことの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。

【指摘事項】

③法的措置について

住宅新築資金と同様、回収が遅々として進まない状況の債権について不納欠損処分ができ

③

連帯保証人要件の確認については、貸付当初に契約で特段の定めをしていないため、今の時点から毎年の確認を行うことは、債務者及び連帯保証人の理解を得ることが非常に困難であると見込まれ、現在支払いを続けている債務者との関係が悪化することも懸念されます。このため、債権者及び連帯保証人の理解を得ながら、連帯保証人要件の確認を行うよう努めます。

(市民部人権・男女共同参画課)

全く納付の意思を見せない借受人で、かつ一定の財産を有する者に対しては、状況に応じて、借受人本に及び連帯保証人に対して法的措置も検討します。また、支払いの誠意を見

<p>ず、担当者が時効を中断させるための臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。</p>	
<p>【指摘事項】 ④違約金の徴収免除手続について 貸借契約書においては、延滞した額につき年10.95%の割合を乗じて得た額を違約金(延滞金)として支払うとする規定がある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。 しかし、住宅新築資金と同様、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考え。</p>	<p>せている借受人に対しては、支払いを継続するよう粘り強く対応します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p> <p>違約金の徴収免除については、何らかの意思決定を行えるよう、財政課等とも協議しつつ検討します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ⑤誓約書の作成について</p>	<p>③ 誓約書の提出については、滞納者に対して、臨戸時の面談</p>

	<p>住宅新築資金と同様、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴求することが必要である。</p>		<p>等で求め続けており、今後も引き続き粘り強く徴求するよう努めます。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>個別事案 9: 母子寡婦福祉 資金貸付金元 利収入 (P163)</p>	<p>【指摘事項】 ①催告書の発送について</p> <p>こども家庭課は、契約に基づく償還期間内に完済できていない借主に対しては、概ね年2回程度催告書を送付する方針としている。</p> <p>平成 23 年度から平成 25 年度までの発送日、各回における発送件数(貸付契約件数)及び基準日からの期間は次表のとおりである</p> <p>こども家庭課の方針では、催告状の発送は年2回としているが、上表のとおり、平成 24 年度及び平成 25 年度は1回のみでの発送となっている。</p> <p>また、発送対象先抽出基準日と発送日が乖</p>	<p>①</p>	<p>契約に基づく償還期間内に完済できていない借主に対し、概ね年2回程度催告書を送付する方針により、催告書を2回送付するとともに、滞納者への対応が遅れることがないように、発送対象先を抽出後、速やかに発送の処理を行うなど、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(こども未来部こども家庭課)</p>

離している場合、その期間、滞納者への対応が遅れることになるが、平成 24 年度及び平成 25 年度はいずれも 1 月以上の開きがあった

したがって、少なくとも両年度とも 6 月滞納者への取組みは速やかに行われていなかったと推察される。納付を失念している未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が一層困難になることが多いため、適時に償還を促すことは重要であり、適切に事務処理を行う必要がある。

②誓約書の作成について

下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務者から債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では口頭での確認に留まっているものがある。

滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ、かつ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。

【意見】

①過年度調定分の回収に対する取組みについて

図表 5-9-5 のとおり、現年度分の収納率は改善しているものの、過年度分の収納率は悪化傾

①

下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を承認した場合は、滞納者から納付誓約書を徴し、滞納者に債務額を認識させるとともに、定期的な支払いを促すことにより、収納率の向上を図ります。

また、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から誓約書を徴取するよう努めます。

(こども未来部こども家庭課)

③

債権に関して専門的助言を踏まえた整理・管理ができるよう、司法書士事務所等への債権管理(整理)の業務委託を検討します。

向にある。また、図表 5-9-11 のとおり、下関市の収納率は、全国に比して、現年度分は上回っているものの、過年度分は大きく下回っており、過年度分の収納率向上が今後の課題である。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務は、母子寡婦等の福祉のための他の施策にかかる事務も含めて、こども家庭課の職員2名及び嘱託職員である母子自立支援員2名だけで対応している。また、昨今は頻繁に福祉制度が改正されており、当該貸付事務のみに特化することはできない状況で、過年度分の滞納債権については十分な対応ができていないのではないかと考えられる。

監査人が過年度分の滞納債権の償還台帳を確認したところ、督促状等の発送をしているだけに留まっていると思われるものや、償還台帳とともにファイルされている状況記録の記載が不十分で、現状を把握できないものなどが散見されたため、担当者のみが把握している滞納者情報も他にあるのではないかとされる。また、母子寡婦福祉資金貸付金は私債権であるため、時効の援用なしには債権を消滅させることができないので、住所が分からずに、督促状等を発送できないものや、本人が死亡、あるいは保証人なども資力がなく実質的に回収できない債権が債権放棄などによる不納欠損処分がされずに管理され続けている状況である。このような状況ではとても適時

また、この委託業務において、回収が極めて困難な債権の抽出(判断基準も検討)や債権の類型化等を行い、債権放棄による不納欠損処分の検討も進めます。

さらに、上記作業を通じ、回収すべき債権を特定し、配置を検討している非常勤嘱託の徴収員により、効果的な債権回収も行いたいと考えています。

なお、徴収員は、記録等の台帳整理、督促事務等にも従事することを考えています。

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、効率的、効果的な債権管理を行うため、督促等の優先順位づけを想定した滞納期間別のリストアップや主な訪問等の記録が出来る機能があるものを導入したいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

に措置することは不可能であり、結果的に滞納を助長させているともいえる。

訪問による督促等は、昨年度は滞納者の住所地などを考慮して 30 件程度実施しているが、個々の滞納者の状況に応じた適切な対応が望まれるところである。したがって、限られた人員で効果的に償還事務を行うために以下の点について検討されたい。

- ・ 過年度分の収入未済額の現状分析を行い、個別に誰が見ても分かるよう経過記録の記載方法について工夫することが必要である。

債権の回収に当たっては、個々の滞納者の状況に応じた回収手続が必要であるが、現在は滞納者ごとの状況は把握できているものの、その状況を類型化した上で、それぞれに対応するといったような手法は取り入れられていない。過去から債権放棄などによる不納欠損処分の手続は実施されていないが、不要な事務手続を削減するためにも、回収が極めて困難な債権と判断する基準を設けた上で、債権放棄などによる不納欠損処分の手続を進め、回収すべき債権を特定し、効果的に訪問による催告や償還事務を集中させることが必要である。

なお、現行の母子・寡婦福祉資金貸付システムは中核市移行を契機に増加する事務に対応

	<p>するために導入されたものであるが、平成 28 年 4 月をもって保守契約が終了となる。新システム導入に際しては、督促等の優先順位づけのために滞納期間別にリストアップや滞納者の状況が訪問記録等で適宜確認できるなど、意思決定に資する情報の集約ができるような機能について十分に検討し、効率的、効果的な債権管理に努められたい。</p>		
	<p>【意見】 ②継続貸付案件に対するモニタリングについて 過年度における貸付案件には貸付条件に従って継続貸付中のものもあるが、貸付後の状況が把握できておらず、母子寡婦福祉法施行令第 16 条に定める一時償還の規定に該当しているにもかかわらず貸付けが継続されている可能性もある。 前述の「①過年度調定分に対する取組みについて」とともに、借主の貸付後の状況変化にも留意した適切な債権管理が望まれる。</p>	<p>③</p>	<p>継続貸付となる資金は基本的に修学資金ですが、各年度当初の在学証明の提出を実施要領に定めるなど、目的以外の貸付になっていないか確認を行い、借主の貸付後の状況変化にも留意した適切な債権管理に努めます。 (こども未来部こども家庭課)</p>
	<p>【意見】 ③滞納債権回収事務の外部委託化について 収入未済額のうち、過年度分の多くは、下関市への権限委譲以前に県において貸付・承認された案件である。これらの債権には同一借主に複数の貸付けを実行しているものも散見され、多重債務により、月々の返済額が多額となったために償還が困難となったケースもあったのではない</p>	<p>③</p>	<p>債権の回収事務については、非常勤嘱託の徴収員の配置を検討しており、また、債権に関して専門的な助言を踏まえた整理・管理を行うため、司法書士事務所等への債権管理(整理)の業務委託を検討しています。 この委託業務により、回収が極めて困難な債権を抽出し、債権放棄による不納欠損処分を検討も進め、回収すべき債権を効果的に回収出来るようにしたいと考えています。</p>

かと推察される。

下関市では全ての未納者になるべく訪問することにより納付促進に努めている。現状は債権管理専任者を設けず、他業務と兼務しながら回収努力を重ねているが、合併前の旧4町所在の債務者全てに直接訪問することなどは現実的ではない。また、中核市移行時において、借主の債権情報や交渉記録を含む償還台帳などについて県からの引き継ぎは適切にされているようであるが、当時の県債権管理担当者がどの程度具体的な業務の引き継ぎをしたかどうかまでは不明である。

昨年度子ども家庭課が臨戸した件数は30件であるが、全戸訪問するには相当の日数を要する。費用対効果の観点から、他の債権と合わせて民間外部業者へ一括して催告業務を委託する方法なども検討されたい。

【意見】

④違約金について

納期限までに納付されなかった場合には違約金を徴収する必要があるが、免除申請書の提出があったもの、もしくは違約金が500円未満のものについては、現状、下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領に定めのある違約金が免除される場合としてその徴収を行っていない(下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領 第14)。

違約金免除申請書提出による違約金の免除

なお、徴収員は、記録等の台帳整理、督促事務等にも従事することを考えています。

(こども未来部こども家庭課)

③

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、違約金について、500円未満のもの算定も含め、必要な期間の集計や免除申請状況との照合も可能な機能を持ったものを導入したいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

に当たっては、母子・寡婦福祉資金貸付システムから作成される「違約金リスト」に基づき、該当者へ違約金についてのお知らせと併せて母子寡婦福祉資金違約金免除申請書を送付し、当該申請書の提出があったものに対して違約金を免除するという方針で事務を進めている。

しかし、現在のシステム上、違約金の集計機能が任意の期間内の一覧表作成のみであること、また、500円未満の違約金はそもそも算定されないことから、全体が把握できない状態である。例えば、免除事由は個々の免除申請書を確認する必要があり、免除申請書の提出状況も、違約金リストと個々の免除申請書を照合させなければ把握できない。

事後的なモニタリングのためにも違約金の免除額を網羅的に集約し、個別案件ごとに適切な手続がされているか、またその免除事由について事後確認ができるような検討が望まれる。

【意見】

⑤情報の一元化について

現状、母子寡婦福祉資金貸付金の管理は紙の償還台帳と母子・寡婦福祉資金システムによっている。借主ごとの経過については紙の償還台帳に状況経過として記録されるが、記載の方針などが統一されていないため、その内容を適時に上席者が確認できる体制になっておらず、担当者に対する指示なども十分に行えていないので

③

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、借主の状況経過等、主な記録が出来る機能も含め、基本的な借主の情報がシステム上で円滑に確認が出来るものを導入し、また、それ以上の情報は記録様式・方法を統一した上で電子データとして保存し、円滑かつ適切に情報確認・共有化が図れるようにしたいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

	はないかと思われるため、滞納者への適時の対応に資するためにもこども家庭課内での情報共有の方法について検討されたい。		
個別事案 10: 住宅使用料 (P184)	【指摘事項】 ①市税滞納の有無の確認について 下関市営住宅の設置等に関する条例第6条第1項第3号では、市営住宅の入居条件として、市町村民税を完納していることを条件としている。しかし、使用許可時には市町村民税の納付状況が確認されているが、入居後は確認されておらず入居条件を満たしているか把握できていない。 毎年の収入申告の際には市民税の納付状況も合わせて確認すべきである。	②	新規入居者に対して、毎年の収入申告の際に「市税の滞納なしの証明書」を併せて提出するよう説明します。また、既入居者については、一定の周知期間を設けた後、同証明書の提出を求めるよう努めます。 (建設部建築住宅課)
	【指摘事項】 ②保証人要件の確認について 下関市営住宅の設置等に関する条例第12条第1項では、保証人の資格要件として入居者と同程度以上の収入を条件としている。しかし、当初使用許可時は所得証明書の提出を求めているが、入居後における所得証明書の提出は求められておらず、現在の保証人が条例で定められた資格要件を満たしているか把握できていない。 入居後においても所得証明書の提出を求め、保証人の資格要件を満たしているか確認すべきである。	③	保証人要件の確認については、平成29年度の新住宅管理システム導入時に、個人番号制度の庁内連携及び情報照会により、保証人の所得情報の入手について検討します。 (建設部建築住宅課)

<p>【指摘事項】</p> <p>③退去者に対する取立てについて</p> <p>平成 25 年度末現在の収入未済額には、入居中が 1,175 世帯、既退去が 857 世帯含まれている。</p> <p>建築住宅課では、退去者は居所不明となり所在確認作業など、入居世帯に対する回収手続より手数を要し、費用面において負担が多くなるため、既退去者に対する債権回収業務は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からは、既退去者に対しても、現入居者と同様に債権回収手続を行うべきである。</p>	<p>③</p>	<p>既退去者に対する債権回収を実施するため、人事当局に人員の増員を求めるとともに、民間委託も視野に入れ検討していきます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>④延滞金について</p> <p>下関市営住宅の設置等に関する条例第 20 条第 2 項では、指定納期限までに支払いがなされない場合は延滞金を請求することを求めており、延滞金を請求しない場合は、市長による承認を求めている(同条例第 20 条第 6 項)。しかし、建築住宅課では、訴訟案件についてのみ延滞金を徴収しているが、その他の滞納債権については請求しておらず、また、請求しないことについて市長による承認は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からは、適切に延滞金を徴収すべきであり、請求しない場合は、適切に市長による承認を受けるべきである。</p>	<p>③</p>	<p>下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき、延滞金の徴収及び減免について、適切な措置をとるように努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

<p>【指摘事項】</p> <p>⑤分納誓約書の作成について</p> <p>下関市会計規則第133条第1項では、債権について地方自治法施行令第171条の6の規定により履行期限を延長する特約または処分をしようとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。しかし、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を受領していない。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。</p>	<p>②</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を認めた全ての債務者から分納誓約書を徴取するよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】</p> <p>①収入未申告者への対応について</p> <p>収入未申告者に賦課する家賃は近傍同種の住宅の家賃となり、収入申告者の家賃よりも高額になっている。収入未申告となっている要因としては、単身高齢者が増加し、収入申告ができなくなっていることが挙げられるが、そのような居住者は家賃の納付も困難になっていることが考えられ</p>	<p>②</p>	<p>収入未申告者に対して、指定管理者による戸別訪問や、ポスティングなどの方法により、収入申告書の提出を促すよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

る。

そのため、収入未申告者に対しては、収入申告を行うことで家賃が減額されることを周知し、入居者の資力に応じた家賃の算定の実現を図るとともに、下関市内部の組織間においても情報を共有し、利用者の資力に応じた家賃の算定を実現できるよう、改善を図ることが望まれる。

【意見】

②代理納付制度について

下関市における代理納付制度の利用率は、50.9%と低い水準にある。その背景としては、生活保護受給者の収納率が住宅使用料全体の収納率と大差がないことから、積極的な代理納付制度への移行が行われていないことにある。

しかし、代理納付制度の利用を推進することにより確実な収納が可能となり、また、国の方針としても移行を促しているため、早期に代理納付制度への移行を進め、収納率のさらなる改善を図る必要があると考える。

【意見】

③法的措置について

下関市営住宅の設置等に関する条例第 42 条では、家賃を3月以上滞納したときは、その居住する市営住宅の明渡しを請求することができるとしている。したがって、3月以上滞納した入居者に対しては、全て明渡し請求の可否を検討すべきであるが、運用上は滞納期間 12 月以上また

③

代理納付制度の利用を促進し、収納率の改善に努めます。
(建設部建築住宅課)

③

下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき、個別の事案や収納状況を勘案のうえ、法的措置について検討します。
(建設部建築住宅課)

	<p>は滞納額 30 万円以上の債務者についてのみ法的措置候補として毎年度選定している。</p> <p>法的措置には一定の費用が発生するため、滞納金額が少額なものについて実施することは、費用対効果の観点から好ましくないということが現在の運用上の根拠となっているが、その対象範囲は下関市営住宅の設置等に関する条例の規定に従った処置として十分なものとは言い難い。また、早期の明渡し請求は、将来的な滞納を防止する側面もあり、運用基準を見直すことも含めて検討することが望まれる。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>④保証人に対する履行請求について</p> <p>下関市では、入居に際して保証人の設定を要請しているが、過去保証人に対して履行請求を行った実績はない。保証人への履行請求が行われないことは、代理弁済の意思を有する者からの回収の機会を逸し、保証人制度の形骸化を招いているといえる。</p> <p>保証人に対して履行請求通知することは、債務者の履行意識を高めるとともに、保証人から代理弁済を受ける機会も得られるため、滞納が発生した場合には速やかに保証人に対して履行請求を行うことが望ましい。</p>	②	<p>入居に際して保証人の設定を要請していますが、連帯保証人としての位置づけではないため、保証人へ履行請求を行った実績はありません。今後、連帯保証人制度への移行についても検討します。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
個別事案 11: 土地貸付収入 (P193)	<p>【指摘事項】</p> <p>①賃貸契約書の管理について</p> <p>建築住宅課では、借受人と土地賃貸借契約を</p>	②	<p>下関市文書取扱規程に基づき、文書の適正な保管に努めます。</p>

締結しており、3年ごとの契約更新に際しては一部変更契約を締結している。しかし、第三者への貸の禁止、第三者への権利譲渡、遅延金等の具体的な項目内容が記載された原契約書については、一部が所在不明であり、現物を確認することができない状況である。

下関市文書取扱規程第 40 条第1項第1号では、文書の保存年限及び保存種類が定められており、重要な契約書は永年保存すると定められている。同規程に則り、文書の保存年限及び保存種類の洗い出し作業を行い、原契約書を含む関連文書は保存期間に沿って適切に管理すべきである。

【指摘事項】

②契約更新時における連帯保証人要件の確認について

下関市公有財産取扱規則第 32 条第2項第2号では、連帯保証人の資格要件として一定額以上の固定資産税または市県民税の納付を要件としている。しかし、契約更新時においては、印鑑登録証明書の提出のみを求めており、納税証明書の提出を求めているため、現在の連帯保証人が下関市公有財産取扱規則で定められている連帯保証人の要件を満たしているかどうか不明である。契約更新時においても固定資産税または市県民税の納付状況を確認し、連帯保証人の要件を満たしているか確認すべきである。

(建設部建築住宅課)

②

下関市公有財産取扱規則に基づき、連帯保証人の要件を満たしているか確認するよう努めます。

(建設部建築住宅課)

<p>【指摘事項】</p> <p>③督促手続の発行期限について</p> <p>下関市会計規則第 122 条第1項では、納期限後 20 日以内に督促状の発行を定めているが、建築住宅課における送付は2月から3月後の送付となっており、期限内の送付ができていない。同規則に従って期限内に督促状を発行すべきである。</p>	<p>②</p>	<p>下関市会計規則に基づき、期限内に督促を行うよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>④催告手続について</p> <p>下関市債権管理マニュアルでは、督促状を送付し、納期限までに納付がなされない場合には、随時催告を行うことで納付を促すことが定められているが、建築住宅課では実施されていない。債権の早期回収、滞納債権の発生を防止し収納率を高めるためにも、催告を適宜実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、随時催告を行えるよう、人事当局に人員の確保を求めるとともに、債権管理システムの導入を検討します。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>⑤遅延利息について</p> <p>下関市公有財産取扱規則第 30 条第1項では、納付期日までに貸付料を納付しないときは、遅延利息の請求を定めており、同条第2項では、遅延利息を減免する場合は、市長による承認を求めている。しかし、建築住宅課では、遅延利息の徴収及び減免に伴う市長の承認は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からも適切に遅延利息を徴収す</p>	<p>②</p>	<p>遅延利息の徴収及び減免については、下関市公有財産取扱規則に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

	<p>べきであり、減免する場合には、市長による承認を受けるべきである。</p>		
	<p>【指摘事項】 ⑥分納誓約について 下関市債権管理マニュアルでは、債務者と協議を行い、分割納付を認めた場合は、分納誓約書を徴することが求められているが、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を徴取していない。 分納誓約の徴取は、債務者に確認時点の債務額を承認させる効果を持ち、将来に亘って計画的に債権を徴収していく上でも重要であるため、適切に徴取するべきである。</p>	<p>②</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を徴取するよう努めます。 (建設部建築住宅課)</p>
	<p>【指摘事項】 ⑦法的措置について 地方自治法施行令第 171 条の2においては、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法的措置をとらなければならないとされているが、建築住宅課では、過年度において土地貸付量に対する法的措置は行われていない。相当の期間が経過しても履行されずに滞納している債権については速やかに法的手続を実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>土地貸付契約においては、原契約書の所在が不明なものもあり、正式な法的措置がとれない状況です。 よって、契約者の再調査から作業を進めている段階であり、法的措置は作業終了後進めます。 (建設部建築住宅課)</p>
	<p>【意見】 ①債権管理体制について 「(2)債権管理部署」に記載のとおり、当該債権の管理は2名で実施しており、債権管理も表計</p>	<p>③</p>	<p>債権管理業務が適切に行えるよう、人事当局に人員の増加を求めるとともに、専従職員の雇用や債権管理システムの導入についても検討していきます。</p>

<p>算ソフトによるものとなっている。このような状況が、上記で指摘したように、督促が期限内に行われず、催告も実施されていない一つの要因になっていると考えられる。例えば、回収業務を行う嘱託職員を採用することや債権管理システムの導入などを検討し、債権管理業務が適切に行われるようにすることが望ましい。</p>	<p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】 ②口座振替について 土地貸付収入の納付方法は、現在納付書による納付のみとなっているが、口座振替納付制度を導入することにより、納付書の作成や発送にかかる事務作業を軽減することが可能となる。また、納付者が平日に金融機関の窓口に出向く手数を省き、収納率の改善につながることも考えられるため、口座振替制度の導入を検討することが望ましい。</p>	<p>③ 債権管理システムの導入、また、コンビニエンスストアにおける収納も含め、口座振替制度の導入について検討していきます。 (建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】 ③連帯保証人に対する督促及び催告について 土地の貸付けに際しては連帯保証人の設定を原則として義務付けており、連帯保証人に対して督促及び催告を行うことは、収入未済額の回収機会を増やすことにつながる。したがって、債務者に対して督促や催告を行ってもなお履行がなされない場合には、連帯保証人に対して督促及び催告を行い、収入未済額の回収を図ることが望ましい。</p>	<p>③ 債権管理システムの導入について検討し、督促及び催告を行うよう改善に努めます。 (建設部建築住宅課)</p>

※ページの表示は、「平成26年度包括外部監査結果報告書」による。

平成26年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 債権の管理と収納事務について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

番号	項目	監査の結果および意見（要旨）	区分	措置内容及び改善方針
1	共通事項 (1) 共通事項 (P195)	<p>【意見】</p> <p>①個別の債権に対応した管理マニュアルの策定</p> <p>現在、債権管理業務に関しては、下関市債権管理マニュアルをベースに各管理部署が独自で個別マニュアルを作成している部署（例えば、納税課では下関市滞納整理事務マニュアルを作成）もあれば、下関市債権管理マニュアルをそのまま利用している部署など様々である。しかし、下関市債権管理マニュアルは100ページを超えるものであり、また公債権と私債権の両方をカバーしているため、各管理部署の実際の業務に直接関連しない内容も多い。したがって、下関市債権管理マニュアルの活用方法として推奨されているように、それぞれの債権の特性に応じて簡</p>	① ② ③	<p>個別の管理マニュアルについては、各部局において債権の特性等を勘案した上で、必要に応じて策定します。</p> <p>また、発生した法的問題点や対処方法などを適宜整理し、部署内でのノウハウの共有に努めます。</p> <p>(H26年度外部監査対象課)</p>

		<p>素化やカスタマイズ化したマニュアルを策定、改編することが有用であると考えられる。当該マニュアルには、必要最低限の項目と過去に発生した法的問題点や対処方法などを適宜追加記載しつつ、各管理部署内でのノウハウを共有していくことが望まれる。</p>	
2	<p>共通事項(2) 新規滞納の発生抑制について (P195)</p>	<p>【意見】 ①納付方法の多様化による納付機会の拡大 今回監査対象とした債権の納付方法は、納付書あるいは口座振替による納付がほとんどである。一般に口座振替は納付書による納付よりも収納率が高い傾向にあり、その傾向は下関市においても同様である。したがって、口座振替による納付を一層推進することは非常に重要である。</p> <p>また、現在下関市では納付書による納付が上下水道料金を除いて金融機関等での納付に限られており、コンビニエンスストアでは納付できないが、新規の滞納者の発生を抑制するために、納付者の利便性を高めるコンビニエンスストアでの納付書による納付を検討することは有用であると考えている。さらに、他の市町村等ではクレジットカード払いやモバイルレジでの納入サービスを開始しているところもある。</p> <p>これらのような新たな納付方法の導入には、システム開発や手数料負担が発生するといった課題もあるが、納付方法が多様化することで、納付者の納付機会が拡大し、新規滞納者の発生を減少させる効果が期待できるため、上下水道料金の収納率の変化や他市町村での実績を踏まえて新たな納付方法の導入を検討されたい。</p>	<p>② ③ ④ ⑤</p> <p>新規滞納の発生抑制及び収納等の向上を図るため、引き続き口座振替の推奨に努めるとともに、納付機会の拡大を図れるよう、コンビニエンスストアによる納付等、新たな納付方法の導入について、個人情報保護や費用対効果等を十分に踏まえながら、検討していきます。</p> <p>(H26年度外部監査対象課 (上下水道局を含む))</p>
	<p>共通事項(3) 効率的・効果的な</p>	<p>【意見】 ①債権管理条例の早期制定 「下関市財政健全化プロジェクト(Ⅰ期計画)」では、未収金の回収と滞納発生防止のための取組みとして、債権管理条例の制定について検討することが掲げら</p>	<p>①</p> <p>平成27年第4回下関市議会定例会において、債権管理の適正化を図ることを目的とし、徴収見</p>

債権回収 について (P196)	<p>れている。また、他市では債権管理条例を既に制定しているところもあり、その主たる目的の一つは「債権放棄の要件」を定めることにある。</p> <p>「IV2(3)⑦債権放棄(私債権)」に記載のとおり、現在の法令等の下では、債権放棄を行うには議会の議決を要するが(地方自治法第96条第1項第10号)、下関市では、議会の議決による債権放棄の実績がなく、その要因の一つとして、債権放棄を行うための明確な基準が定められていないことが考えられる。今回の監査を実施した中で、滞納債権の回収努力をしてきたが、債務者の資力がないために回収が極めて困難と思われる債権等も現実には存在していることが分かった。これらについては、公平性の観点から引き続き回収努力を行う必要はある。</p> <p>しかし、それでもなお回収が見込めない債権や回収コストが債権の額を上回るような債権を管理し続けることについては、下関市の財政負担も考慮し、債権管理をいつまで継続するのかを検討した上で、限られた人員の中でいかにして効果的・効率的に債権回収に注力できるかを検討する必要がある。</p> <p>そのためにも、各管理部署で管理しているそれぞれの債権の性質を見極め、議会の理解を得た上で、債権放棄の要件や滞納債権の状況の公表及び徴収計画の策定などを定めた債権管理条例を制定することは、滞納債権の管理部署にとっても拠り所となり、事務の円滑な執行に資するものと考えられ、また、同時に住民への説明責任も果たすことができるものといえる。地方自治法が債権管理に関して厳格な規定を定めているのは、適切な債権管理を行うことが目的であり、下関市においても既に債権管理マニュアルを策定してそれに沿った事務を進めているところではあるが、そのさらなる実効性を確保し、住民への説明責任を果たすためにも、債権管理条例を制定して市全体として債権管理への取組みを明確にすることについて検討されたい。</p>	<p>込みのない債権の権利放棄も定めた「下関市債権管理条例」を議案提出し、12月18日付けで可決されました。</p> <p>(財政部納税課)</p>
<p>【意見】 ②債権回収体制の整備</p>	<p>現在、下関市では債権回収指導室を設置して全般的な債権の管理及び税以外の債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施している。</p>	

しかし、債権回収管理業務は、共通する事務手続は あるものの債権の種類によって適用される根拠法令等も異なるため、職員は一定の専門性が求められるが、必ずしも全ての債権回収担当職員が十分な専門知識を有しているとは限らない。そのため、以下のような取組みを行うことで、滞納債権回収の促進に資することは有用であると考え。

a 納税課徴収担当職員の知識、経験等の共有

納税課徴収担当職員は、債権管理・回収に関する知識や経験が他部署の職員と比較して豊富にある。したがって、納税課徴収担当職員の知識、経験等を他部署においても有効に活用するために、計画的に納税課徴収担当職員を他部署の債権管理部署(担当)に配置することや、逆に他部署の職員を一定期間納税課徴収担当職員として配置することが考えられる。人事異動は職員の適性や経験その他の能力等を鑑みて行うべきであるが、納税課徴収担当職員の知識、経験等を全庁的に共有することを意図した人事異動のあり方を検討することは、市全体での収納率アップの観点から望ましいと考える。

④

人事異動に関しては、職員の適性や能力等を考慮した上で、各種施策を推進するため、適材適所の人員配置に努めており、今回の監査結果等も考慮しながら、今後も適切な人員配置に努めます。

(総務部職員課)

b 債権回収指導室の業務拡充等

下関市では債権回収指導室を設置し、債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施しているが、当該組織の事務分掌を拡充し一定の基準に該当する債権を債権回収指導室に移管し、債権回収業務にも関わられるようにすることが望ましく、業務内容によっては、新たに回収業務専門部署を設置することも有用であると考え。

具体的には、督促や催告等の手続は債権所管部署が実施し、一定の回収努力をしたにもかかわらず、当該部署ではさらなる回収が困難である等の要件を満たした非強制徴収公債権や私債権を債権回収指導室に移管し、

③

債権管理及び税以外の債権回収の推進に資するため、債権回収指導室を平成 22 年に設置したところですが、同室の機能拡充、あるいは債権回収に係る専門の組織を設置することについては、一定の効果が期待できると思われるものの、債権所管部署との納付

<p>支払督促等の法的手続を専門的に行うようにすることが考えられる。これにより、専門性の高い法的手続を効果的に実施することができるようになるとともに、各管理部署においても回収が困難な債権を移管することで実効性のある債権回収業務に注力できるようになると考える。</p>	<p>義務者に係る情報の共有等のしくみを構築することや、各債権に関する根拠法令に精通する職員の育成等の課題等も現実にあるため、他市の状況等を注視しつつ、本市にとって簡素で効率的な組織運営を図る観点から、引き続き研究してまいります。</p> <p>(総務部行政管理課)</p> <p>債権管理の一層の適正化を図るため、未収金回収のための新たな取組等については、今後も調査・検討に努めます。</p> <p>(財政部納税課)</p>
<p>【意見】</p> <p>③民間の債権回収業者の活用</p> <p>今回の監査対象 11 債権のうち、回収業務について外部業者を活用しているのは指定管理者制度を導入している建築住宅課の住宅使用料のみであった。また、コールセンターについては納税課が納税案内のために利用しているのみであった(なお、平成 26 年 10 月からは保険年金課の国民健康保険料の納付案内でもコールセンターを利用している。)</p> <p>職員数が減少している下関市においては、債権金額に比して債権回収業務に従事できている職員数が十分であるとはいえず、また必ずしも職員の能力が債権回収業務に十分に活用されているとは言えないと考える。そのため、個人情報保護や費用対効果を勘案した上で、一定のノウハウを有した民間の債権回収業者</p>	<p>③ 民間の債権回収業者の活用については、他の自治体での取組を参考に、個人情報保護や費用対効果、法令等を勘案しながら、活用について検討し、債権の収納率の向上に努めます。</p> <p>④ (H26 年度外部監査対象課 (建設部建築住宅課を除く))</p>

を活用することも有用であるとする。

例えば、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務を民間委託することで、専門性の高い分野に職員が専念できる、あるいは建築住宅課のように債権回収業務自体を民間委託するなど、滞納債権額の多寡や部署の人員規模などに応じて、適切と判断される業務の民間委託を検討することは有用であるとする。なお、債権情報には、重要な個人情報が含まれるため、他の自治体での個人情報保護に対する取組みも参考にして委託の検討を行う必要がある。

※ページの表示は、「平成26年度包括外部監査結果報告書」による。

平成26年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

1 選定した特定の事件 債権の管理と収納事務について

2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

事案番号 事案件名 (頁数)	監査の結果および意見(要旨)	区分	措置内容及び改善方針
個別事案 1: 軽自動車税 (P43)	<p>【意見】</p> <p>①賦課データの入力について</p> <p>軽自動車四輪、軽自動車二輪(125cc超～250cc)、二輪小型自動車(250cc超)については、軽自動車検査協会及び軽自動車協会並びに山口運輸支局が登録・抹消の手続場所になっており、ここで手続した人が提出した「軽自動車税申告書」の写しを山口県市長会がまとめて月3～4回に分けて資産税課に送り、資産税課が個別データを基幹系システムに手作業で入力して</p>	①	<p>「軽自動車税申告書」は紙媒体しか存在していないことから、電子データでの入手は不可能です。</p> <p>なお、「軽自動車税申告書」に含まれる情報のうち、車検情報については、平成27年11月より地方公共団体情報システム機構から電子データでの入手を行うこととしました。</p> <p>(財政部資産税課)</p>

	<p>いる。しかし、資産税課で入力する手数の削減のためにも、申告書に含まれる情報は電子データでの入手が望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>②収入未済額の回収手続に関する第三者チェックについて</p> <p>総務省が平成26年4月に公表した「地方公共団体の内部統制制度の導入に関する報告書」によれば、拡大傾向にある地方公共団体における事務処理リスクを回避するためには、議会や監査委員制度、住民訴訟等の制度を有効に機能させ、強化しながら、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められている。</p> <p>したがって、今後は、納税課における収入未済額の回収手続に関する事務が適切に実施されているかどうかについても、個別の納税者に踏み込んだ、第三者による客観的なチェックも必要と思われる。また、この点について監査委員監査等の監査対象にすることも、第三者のチェックを受けるといった観点から有用と考える。</p>	④	<p>税務職員に対しては、地方公務員法第34条(守秘義務)のほか、より加重された守秘義務違反に対する罰則を規定した地方税法第22条(秘密漏洩の罪)が課せられています。</p> <p>これは、税務調査等の権限が、租税の賦課・徴収を確実にを行うために認められたものであり、それによって得られた納税者等の秘密(税務関係情報)は外部に漏れないよう適正に管理しなければならないためです。</p> <p>なお、監査委員及び外部監査人についても、監査を実施することに関連して知り得た秘密に対し、地方自治法(第198条の3第2項、第252条の31第3項及び第4項)に守秘義務等の規定がありますが、これにより税務職員の守秘義務が解除されるものではありません。</p> <p>よって、税務職員以外の職員等による『個別の納税者に踏み込んだチェック』は、開示できる法的な根拠と理由がない場合、法律に抵触する可能性が生じる恐れがあるため、その導入の可否、情報提供の適否等について関係法令等を慎重に確認し、関係部署との調整を重ねた上での判断が必要となります。</p> <p>(財政部納税課)</p>
個別事案2: 国民健康保険料 (P59)	<p>【指摘事項】</p> <p>①国民健康保険に係る所得等の申告書の回収について</p>	①	<p>例年1月末に国民健康保険に係る所得等の申告書によって所得額の申告が必要な被保険者宛に当該申告書を発送</p>

確定申告をしていないが、国民健康保険に係る所得等の申告書によって所得額の申告が必要な被保険者のうち、実際に当該申告書により適切な所得額を申告している被保険者が多数である一方、所得割の納付を逃れるため、意図的に申告しない被保険者が少なからずいる。

保険年金課賦課係では、現在当該申告書の回収状況を把握していないが、未提出の被保険者を洗い出して、適時に当該申告書を徴取することが必要である。

②国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項について

下関市国民健康保険条例第 47 条では、「偽りその他不正の行為により保険料及び一部負担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。」と定めているものの、実際に過料を科したことは過去にない。

現在使用している国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項には、過料を課す場合がある旨の記載がないが、申告された所得額の妥当性を担保するためには、過料を課す旨を通知して、被保険者に注意喚起する対応が必要である。

③下関市外へ転出した滞納者への対応について

平成 25 年度に発生した収入未済額 686,452 千円 (7,108 世帯)のうち、下関市外へ転出した

し、当該申告書が新年度になっても未提出の被保険者に対しては、再度申告書を送付するなど、当該申告書の徴収に努めております。

さらに、窓口等で手続きの際、被保険者の申告状況を確認し、未提出の被保険者に対しては、申告するよう促しています。

(福祉部保険年金課)

②

平成 29 年度 (平成 28 年中) 所得等の申告書の裏面注意事項に過料を科す旨の記載を入れるよう改めます。

(福祉部保険年金課)

①

市外へ転出した滞納者に対し、文書及び電話による催告等を実施するとともに、納付誓約書兼債務承認書の徴取及び滞納処分の実施に努めます。

滞納者にかかる収入未済額は 13,303 千円 (280 世帯) であり、収入未済額に占める割合は 1.9% と僅少である。

保険年金課徴収係は、市外へ転出した滞納者に対して、督促状及び催告状を送付し、また、転出先の市町村へは年1回程度、滞納者の状況について照会しているが、滞納額や人的及び時間的な負担を考慮して、職員等による臨戸催告や徴収は実施しておらず、また、納付誓約書兼債務承認書の更新処理も保留されている。

しかし、公平性の観点からは、市外へ転出した滞納者に対しても職員等による臨戸催告の実施や、納付誓約書兼債務承認書の徴取及び滞納処分を検討する必要がある。

④延滞金の請求について

世帯主が国民健康保険料を滞納した場合、延滞金を加算して納付する必要がある(下関市国民健康保険条例第 41 条第1項)。この点、平成 25 年度中に延滞金を請求して徴収した滞納者は 1,544 名であるが、延滞金の減免措置を適用した滞納者はいない。延滞金は、市長がやむを得ない事由があると認める場合においては減免できるが(同条第2項)、現在そのような判断は行われていない。公平性の観点からは、延滞金を徴収すべきであり、減免する場合には適切な決裁をとる必要がある。

なお、臨戸催告の実施については、費用対効果等を勘案しながら、実施について検討していきます。

(福祉部保険年金課)

②

平成 28 年 4 月 1 日施行に向け、延滞金の減免に関する規定等の整備を進めています。

(福祉部保険年金課)

⑤滞納処分の実施について

下関市及び他の同規模の中核市における平成25年度の差押件数及び差押金額は次表のとおりである。

下関市における差押件数及び差押金額の実績は、他の中核市と比較して著しく少ない。しかし、滞納者の財産差押に着手及び実行することで、納付交渉に応じなかった滞納者が納付交渉に応じることも見込まれることから、滞納処分には積極的に取り組む必要がある。

【意見】

①収納率の向上について

平成25年度における口座振替による収納率は96.5%であるのに対し、納付書による収納率は55.3%と低い状況であるため、例えば以下のような方策を検討することが望まれる。

a 口座振替の原則化

岡山市においては国民健康保険料の納付方法を、平成26年11月より原則として全て口座振替とする取組みを行っている。

口座振替の対象口座に入金がないならば口座振替を採用する意味は乏しいという課題はあるものの、口座振替を原則とすることで当該効果を見極める等の検証作業を実施することは有用であると考えられる。

①

平成27年度から滞納整理業務を複数人で行うよう徴収体制を見直し、滞納処分の実施に努めます。

(参考)

H27.4.1～H27.12.28 までの滞納処分件数
差押設定件数～104件

換価件数～82件 換価金額～13,944,230円

H26.4.1～H27.3.31 までの滞納処分件数
差押設定件数～5件

換価件数～2件 換価金額～189,670円

(福祉部保険年金課)

③

a 口座振替の対象口座に入金がない納付義務者や口座を持っていない納付義務者がいることを踏まえ、平成28年10月からコンビニエンスストアによる納付を開始します。

④

口座振替の原則化については、コンビニエンスストアによる納付の効果等を見極めたうえで、検討します。

b 口座振替の奨励

保険年金課徴収係では、口座振替納付未利用者に対して、「口座振替ご利用の案内」を送付しており、また保険年金課徴収係の窓口においても口座振替の利用を勧めているが、これら以外でも、被保険者に対して、口座振替を選択するメリットとなる施策を講じることも有用であると考えられる。

例えば、大阪府東大阪市では口座振替奨励金制度を導入しており、具体的には、口座振替で10期まで連続して納付、完納すると、振り替えた保険料の1%を奨励金として年度終了後の5月末に、登録されている口座に振り込むという施策を講じている。

c 納付書における奨励金制度

口座振替の原則化が難しい場合、納付書の収納率を向上させる施策を講じることも有用と考えられる。

図表 5-2-12 のとおり、下関市における差押件数及び差押金額の実績は、同規模の中核市と比較して著しく少ないことから、滞納処分を積極的に進めるための施策を講じることは有用と考えられる。

例えば、大阪府茨木市では前納報奨金制度を採用しており、具体的には、年度当初の納期までに1年分の保険料を一括納付す

b 口座振替奨励金制度については、次項の市税の『前納報奨金制度』が「高額所得者に対する優遇措置」との意見もあり、廃止となった経緯があるため、現状のままの取扱いを継続することとしました。

引き続き、口座振替納付未利用者対し、「口座振替ご利用の案内」の送付や窓口において口座振替の利用を勧めるように努めます。

c 過去に市税の収納で前納報奨金制度が採用されていたが、「高額所得者に対する優遇措置」との意見もあり、廃止となった経緯があるため、現状のままの取扱いを継続することとしました。

(福祉部保険年金課)

	<p>ることで、保険料年額の1%を差し引いた保険料額で納めることができるという施策を講じている。</p> <p>【意見】</p> <p>②滞納処分の推進について</p> <p>図表 5-2-12 のとおり、下関市における差押件数及び差押金額の実績は、同規模の中核市と比較して著しく少ないことから、滞納処分を積極的に進めるための施策を講じることは有用と考えられる。</p> <p>例えば、収納業務と滞納整理に関する業務を分担することが考えられる。財政部納税課では、収納業務は収納係 5 名が担当しており、滞納整理に関する業務は徴収第 1 係 11 名、徴収第 2 係 11 名及び収納対策室 5 名が担当している。一方、福祉部保険年金課では、徴収係の正職員 8 名、嘱託職員 12 名の合計 20 名が収納業務及び滞納整理に関する業務を全て担当していることから、滞納整理のみに関する業務を行う係を新規に設置するなど、人員配置を見直して、滞納整理に関する業務に専念させることも有用と考えられる。</p>		<p>①</p> <p>滞納整理業務を複数人で行うよう収納体制を見直しました。</p> <p>(参考)</p> <p>H27.4.1～H27.12.28 までの差押件数 差押設定件数～104 件 換価件数～82 件 換価金額～13,944,230 円</p> <p>H26.4.1～H27.3.31 までの差押件数 差押設定件数～5 件 換価件数～2 件 換価金額～189,670 円 (福祉部保険年金課)</p>
<p>個別事案 3: 保育料(管内保育料) (P75)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①課税を証明する書類が未提出の場合の保育料について</p> <p>現在、保育所への入所申し込み時に課税を証明する書類を未提出の場合、保育料はD7の階層区</p>	<p>①</p>	<p>下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日より、世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層を最高階層であるD14階層とみなして保育料を決定するよう改めました。 (こども未来部こども育成課)</p>

分の金額が賦課されることになっている。しかし、課税を証明する書類が提出されない場合には、最高階層の金額を賦課することによって、扶養義務者に課税を証明する書類の提出を促す効果があると考えられる。

下関市によれば、従来は D7 階層が最高階層であったため、課税を証明する書類の未提出の場合には D7 階層での保育料の賦課を行っていたが、階層を変更して D8 及び D9 階層が新設された後も、課税を証明する書類が未提出の場合に賦課する階層を D7 から変更していなかったということである。

そのため、D8 及び D9 階層の扶養義務者が課税を証明する書類を未提出の場合、本来賦課される金額よりも低額の保育料が賦課されることになり、課税を証明する書類を提出するインセンティブがなくなってしまうため、課税を証明する書類を未提出の場合には、最高階層の保育料を賦課するように変更すべきである。

【指摘事項】

②保育料決定通知書の記載項目について

保育料決定通知書には、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨が記載されている。実際に退所させることはないということであるが、そもそも保育所設置の目的は、保育に欠ける児童を保育することであり、保育料の滞納を理由に退所させることは児童福祉

①

指摘のあった記載内容については、保育料決定通知書(下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例施行規則様式第 17 号)の記載内容から削除しました。
(こども未来部こども育成課)

法に定める「保育に欠ける」の要件を過重することになり、違法であると考えられる。

したがって、保育料決定通知書に記載されている、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨は削除すべきである。

【指摘事項】

③不納欠損処分の実施及び時効の管理について

図表 5-3-10 のとおり、現在下関市では消滅時効が完成しているかどうかのデータがシステム化されていないため、その確認作業の煩雑さ等に影響されて、不納欠損処分の実施件数にばらつきが生じている。また、平成20年度以前に発生した保育料のうち既に時効が完成している債権もある。

保育料は、公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。

【指摘事項】

④督促手数料、延滞金の徴収について

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例では、督促を行った場合は、督促手数料を徴収し、延滞金に関しては、納期限の翌月から納入の日までの期間の日数に応じて徴収することになっているが、実際にはいずれも徴収されていない。公平性の観点からも、督促手数料

③

平成20年度以前の債権のうち、時効完成を確認したものについては、平成27年3月26日付けで不納欠損処分を行いました。

平成27年度に導入した新システムにより不納欠損を管理・処理していけるよう、機能の強化や運用方法の検討を進めていきます。

(こども未来部こども育成課)

①

③

平成27年度の保育料より、督促状を送付した場合、督促料を徴収するよう改めました。

また、延滞金の徴収については、システム改修及び納付書仕様の変更等が必要となるため、実施に向けて検討を進めています。

(こども未来部こども育成課)

<p>及び延滞金を徴収するようにすべきである。</p>		
<p>【指摘事項】 ⑤滞納処分(強制徴収)の実施について 平成 21 年度から平成 25 年度までの間、下関市では保育料に関して強制徴収は行われていない。保育料の滞納理由は図表 5-3-8 のとおりで、正当な理由なく保育料を納付していない世帯も一定割合存在しているため、そのような世帯に対しては、強制徴収を実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>強制徴収の実施については、他市の取り組み状況の調査及び「下関市債権管理条例」を踏まえ、実施に向けての検討を進めていきます。 (こども未来部こども育成課)</p>
<p>【意見】 ①減免申請の周知について 下関市では、保育料の減免制度は設けられているが、図表 5-3-4 のとおり、実際の利用件数は非常に低い水準となっている。これは、減免制度の周知があまり行われていないこと及びその適用要件(失業は、本人の意思に反した場合に限定していること)が要因として考えられる。 児童福祉法第 56 条第 3 項では、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育料を徴収することが定められているのみであり、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響が大きいのであれば、その失業が自発的なものであるかどうか問う必要はないと考える。 また、平成 27 年度からは、4 月から 8 月まで保育料は、前年度の市民税(前々年度の所得を基に計算)が基準になることから、実際に保育料を</p>	<p>③</p>	<p>保育料の減免については、減免の基準に照らして適正に対処するよう努めます。 また、当該制度がより広く認知・利用されるよう周知方法及び適用要件の見直しを検討します。 (こども未来部こども育成課)</p>

納付する期間とその保育料の算定基礎となる所得の計算期間の乖離が大きくなることになる。そのため、保育料納付期間において、家計に与える影響を考慮して徴収を行えるように、減免制度の一層の周知とその適用要件の見直しが望まれる。

【意見】

②保育所保育料納付誓約書の署名者について

現在、保育所保育料納付誓約書は、卒園時及び時効完成直前に提出させている。保育所とのかわりが深いのは、通常は世帯主の配偶者(妻が多い)であり、保育所保育料納付誓約書の署名も世帯主の配偶者が行うことが多くなっている。一方で、保育料の賦課決定は、世帯主(夫が多い)に対して通知している。

婚姻中の夫婦は、日常家事債務(民法第 761 条前段)に関する事項については相互に法定代理権を有していると解されている(最高裁昭和 44 年 12 月 18 日判決)。しかし、私法上の規定である日常家事債務の規定が公法上の債権である保育料債権にも適用されるかどうかについては争いがある(この点、大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」(平成 22 年、初版)では、適用されないとして取り扱うべきであるとされている。)

仮に、保育所保育料納付誓約書の作成は日

②

債務承認にかかる保育料納付誓約書の提出については、市の顧問弁護士の意見等を踏まえて、今後の対応を検討してまいります。

(こども未来部こども育成課)

常家事債務に当たらないとなった場合には、債務承認の効力は有せず時効中断の効力はないと考えられる。その場合、保育所保育料納付誓約書を徴取しているために、現在は時効が完成していないとしている債権の一部が時効が完成している債権になってしまう。そのような事態を避けるためにも、世帯主の委任状または同意書を合わせて作成することにより世帯主の意思も確認するようにすることで、債務承認が確実に行われるようにすることが望まれる。

【意見】

③時効の管理について

保育料債権の時効期間は5年であるが、下関市では保育所保育料納付誓約書を提出させることで、時効の中断が行われている。当該時効の管理は、担当者が保育料システム外の表計算ソフトにより管理している。当該ファイルには、児童名保護者名、保育所保育料納付誓約書提出日等の限られた情報のみが入力されているため、時効が完成した場合、再度保育料システムに戻って、滞納保育料の金額等を確認する必要が生じてしまう。

したがって、保育料システムにおいて、時効の起算点が管理できるように検討することが望まれる。なお、その際には、時効の完成が近づいて、いる収入未済額についてはアラート等が発せられる仕組みにしておくことで、事務処理漏れに

③

保育料債権の時効の管理が適正に行えるよう、平成27年度に導入した新システムなどの機能強化や運用方法の見直しに努めます。

(こども未来部こども育成課)

よる時効の完成を防止できると考えられる。

【意見】

④滞納台帳の記載について

徴収嘱託員は、日々の業務の中で業務日報及び滞納台帳を作成している。業務日報には、日々の業務活動を記載しており、滞納台帳には滞納者別の情報を記載している。

監査人が両者をサンプルで閲覧した結果、いずれか一方にしか記載されていない事例はなかったが、滞納台帳に関しては、以下の点を改善することが望まれる。

- ・ 手書きで作成されているため、必ずしも全ての情報が読み取れない。
- ・ 滞納者との交渉記録となっているが、日にちの記載のみで、曜日、時間が記載されていない。保育所を利用している保護者は、昼間に居宅外で労働することを常態としているなど、接触できる機会は限られていると考えられるため、曜日や時間の情報は、滞納者と効率的にコンタクトをとるための重要な情報であり、曜日や時間も記載しておくことが望まれる。

滞納台帳は、日々の交渉履歴が羅列されているのみであり、当該滞納者の現時点での状況(コンタクトしやすい時間帯、勤務地、収入状況等)を把握するためには、過去からの交渉履歴を全て確認する必要があるが生じている。滞納者によっては、長期間に亘って交渉を行うことになり、状況

②

滞納台帳の記載について、徴収嘱託員に対し、今後の徴収に役立つよう、より丁寧かつ詳細に記録を残すよう指導しました。

また、滞納者情報が一目で把握できる様、滞納台帳に当該滞納者の現時点での状況(コンタクトしやすい時間帯、勤務地、収入状況等)を記載する基本情報欄などを設けるよう、様式変更を検討します。

(こども未来部こども育成課)

	<p>が変化していることも考えられる。その場合、直近の情報は債権回収交渉を行うに当たって有用であると考えられるため、滞納台帳には当該滞納者の状況を記載する欄を設けて、最新の情報が適時に把握できるようにしておくことが望まれる。</p>		
<p>個別事案 4: 上屋使用料 (P84)</p>	<p>【指摘事項】 ①督促について</p> <p>A 株式会社は、平成 15 年度以前から支払いが遅れ気味であったとのことであるが、実際に督促されたのは平成 20 年度になってからである。下関市会計規則第 122 条第 1 項では、納期限までに債務を履行しないときは、履行期限の 20 日以内に文書により当該債務者に督促を行うことが求められている。そのため、平成 20 年度まで督促されていないことは、下関市会計規則に反している。納期限までに債務が履行されない段階で、速やかに督促すべきであったので、今後は留意されたい。</p>	①	<p>督促の必要が生じた場合は、下関市会計規則に基づき速やかに督促するよう徹底しました。また、納期限の確認を複数人で行うことにより、漏れのないよう体制を整えました。 (港湾局施設課)</p>
	<p>【指摘事項】 ②法的措置の遅れについて</p> <p>A 株式会社の上屋使用料は平成 15 年度から滞納が続いていたにもかかわらず、平成 16 年度以降も上屋の使用を許可し続けていたことから滞納額が増加している。平成 21 年度に使用を不許可、また、差押えも同年度から実施しており、平成 25 年度になって訴訟を提起している。</p>	①	<p>滞納が発生した場合は、速やかに滞納者と納付相談を行うとともに、納税課と協力して、市税の滞納状況の確認を行います。また、やむをえず、回収が困難になった場合は、速やかに差し押さえ等の法的手続きに入るよう改めました。 (港湾局施設課)</p>

	<p>滞納開始から差押えの実施、訴訟提起までの時間がかかりすぎたことによって、債権の回収が一層困難になり、また、当該上屋を他の使用者に貸し出すこともできない状況になっていた。滞納が発生し回収が困難になった場合は、速やかに差押え等の法的手続に入ることにより、債権の回収に努めるべきである。</p>		
<p>個別事案 5: 下水道事業受 益者負担金 (P99)</p>	<p>【指摘事項】 ①滞納処分の実施について</p> <p>下水道事業受益者負担金は強制徴収公債権に該当し、強制徴収に伴う権限として所在調査権や財産調査権などの権限が認められている(国税徴収法第146条の2、第141条、第142条)。下関市では、回収業務の一環として所在調査権を行使し、居所不明者の調査等はなされているが、財産調査については行われておらず、差押え等の法的手続の実施件数は少ない状況にある。</p> <p>財産調査は、受益者の財産の保有状況を正確に把握し、納付交渉や差押え等の滞納処分を判断する上で重要な手続であるため、適切に行うべきである。また、負担金の公平な負担を実現するためにも、適切な法的手続を行うべきである。</p> <p>【指摘事項】 ②不納欠損処分の実施及び時効の管理について</p> <p>図表 5-5-16 のとおり、下水道事業受益者負担</p>	<p>③</p>	<p>財産の保有状況について他部局や他市のノウハウ等を習得し、速やかに把握するよう努めます。また、負担金の公平な負担を実現するため、適切な法的手続を行うよう努めます。</p> <p>(上下水道局下水道課・北部事務所)</p>

	<p>金については毎年度一定程度の不納欠損処分がなされているが、平成 20 年度以前に発生した負担金には、既に時効が完成している債権が含まれている。</p> <p>下水道事業受益者負担金は公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。</p>	①	<p>既に時効が完成している債権について、平成 27 年 3 月 31 日付けで不納欠損処分を行いました。</p> <p>また、下水道事業受益者負担金は公債権であり、時効の援用を待たずに債権が消滅することから、今後時効の中断が発生したときは分割納付誓約書の提出や交渉記録の保管をし、適正な債権管理を行うよう努めます。</p> <p>(上下水道局下水道課・北部事務所)</p>
<p>個別事案 6: 生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金 (P112)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①適切な生活保護費の決定について</p> <p>生活保護法第 63 条返還金については、被保護者が故意ではなく、過誤により収入金額の有無を届けていない、または、他の制度(例えば厚生年金の受給)が利用可能であったにもかかわらず、それを理解していないために受給していないことが原因であることが多い。一方、被保護者側の原因ではなく、ケースワーカーの事務手続の誤りによって発生することもある。</p> <p>被保護者にいったん支払われた金銭を被保護者が費消してしまった場合には、返済されることが少なく、特に生活保護費の支給から時間が経てば一層回収は困難となる。</p> <p>したがって、生活保護費を決定する際の所得調査や資産調査、また他の制度の利用可能性の継続的検討、障害年金手帳(精神)等の資格チ</p>	②	<p>生活保護法第 63 条返還金については、保護開始時等における預貯金調査、課税調査、及び年金受給資格の調査を確実に行之、特に、年金受給権の有無については、管理台帳(年金受給資格調査票)を作成し、受給漏れがないように努めます。また、扶助費算定誤りを防止するため、加算及び収入認定等については、システムを活用した確認リスト等により、ケースワーカーがチェックを行うとともに査察指導員が進捗状況の進行管理に努めます。</p> <p>収入申告の必要性や届出義務については、保護開始時の周知徹底及び定期訪問時の注意喚起による未然防止に努めるとともに、実施機関が被保護世帯に説明を行ったことや当該被保護世帯がその説明を理解したことを両者で共有し、そのことを明確にするために、被保護世帯が所定の事項を記載した書面を徴取します。</p> <p>生活保護法第 78 条徴収金については、課税調査等による申告義務違反調査を定期的を実施し、不正受給を早期発見</p>

エックをするための有効期限管理、ケースワーカーが誤りやすいポイントの把握と周知徹底等の管理体制(誤り等を防止するための体制、誤りを早期に発見する体制等)の整備が必要である。

また、生活保護法第 78 条徴収金は、被保護者の故意に基づく所得隠し等によって発生するため、第 63 条返還金と同様、所得調査や資産調査等の管理体制の整備が必要である。

この点、監査人が平成 25 年度の「課内会議録」及び「ケース診断会議録」を閲覧した結果、以下のような理由での生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の調定が検出された。

**a. A 氏のケース(提議:平成 25 年4月9日、
金額:25,955 円)**

A 氏は保護開始時から国民年金の任意納付をしており、平成 22 年 6 月に受給要件を充たしたため、同年9月から老齢厚生年金の受給が開始されていた。平成 24 年 6 月に満 64 歳となり、年金定額部分受給開始年齢の到達により年金支払額が同年 7 月から増額したため、本来ならば 9 月分の認定扶助費から扶助額の変更(減額)処理をすべきであったが失念されていた。平成 25 年 3 月の戸別訪問時に A 氏から支払額変更通知書の写しを入手したことで誤りが発覚した。

し、適正処理に努めます。

また、保護金品等が交付される前に法第 78 条の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出についても、法 63 条返還金と同様に書面を徴取するように努めます。

(福祉部生活支援課)

**b. B氏のケース(提議:平成 25 年5月 15 日、
金額:200,523 円)**

B氏は平成 24 年 10 月に生活福祉資金の貸付けを受けてエアコンを設置した。その償還が平成 24 年 12 月から開始されるため、1 月分の扶助費で年金収入認定から認定除外に変更する予定で、認定終了年月を平成 24 年 12 月とシステム入力した。しかし、再認定処理が漏れていたために、平成 25 年 1 月分から 5 月分までの扶助費が過払いとなった。

**c. C氏のケース(提議:平成 25 年6月 28 日、
金額:193,945 円)**

C氏の子供(同世帯)に勤労収入があったため、平成 23 年 11 月分から平成 24 年 1 月分までの過払い金 193,945 円について生活保護法第 63 条返還金となる決定がなされていたが、C氏へ返還決定通知書が送付されずに未処理のままになっていた。

**d. D氏のケース(提議:平成 25 年7月 10 日、
金額:54,894 円)**

平成 25 年 6 月に担当者がケースファイルを精査している際に、D氏が平成 24 年 10 月に 65 歳になっていることから、基礎年金部分が増額している可能性があることを発見した。D氏に確認したところ、平成 24 年 10 月に増額されている旨の回答があった。本来であれば年金増額分だけ扶助費の減額を行うべきであっ

た手続がなされておらず、扶助費の過払いが生じていた。

**e. E氏のケース(提議:平成 25年7月 23日、
金額:324,163円)**

E氏の老齢厚生年金について、平成 25年 6月に下関年金事務所に生活保護法第 29条の規定に基づく調査を行った結果、平成 24年 12月から老齢厚生年金の特別支給があったことが判明した。本来であれば平成 24年 12月分の扶助費から変更すべきところであるが、担当者の失念により収入認定変更が未処理となっていた。

**f. F氏のケース(提議:平成 25年8月 15日、
金額:41,430円)**

F氏は平成 25年 4月から児童扶養手当の金額が変更することが判明したため、担当者は平成 25年 4月分から認定額が変更となるよう認定予約を行う予定であった。しかし、その後平成 25年8月に児童扶養手当の資格が喪失することになるため、担当者がケースファイルを精査していたところ、上記の認定予約が行われていなかったことが判明した。

**g. G氏のケース(提議:平成 25年9月2日、
金額:177,805円)**

平成 25年7月の課税調査において、収入認定額との差異を確認した。その結果、平成 23年6月頃に記録漏れの厚生年金の統合手

続を行い、平成 24 年 3 月に年金額が変更になった旨の年金証書の写しを G 氏から提示されていたにもかかわらず、生活保護法第 63 条の手続が実施されていなかった。

**h. H 氏のケース(提議:平成 25 年 11 月 14 日、
金額 103,358 円)**

市県民税課税台帳等にて平成 25 年度の課税調査を行ったところ、課税台帳上の金額と H 氏の収入金額とが不一致であることが判明した。また、平成 25 年 10 月の県監査に伴って保護記録を精査した結果、平成 23 年度及び平成 24 年度の課税調査においても勤労収入が発見された(第 78 条徴収金)。本件は、各年度における課税調査が行われていれば、早期に発見できていたケースであると考えられる。

**i. I 氏のケース(提議:平成 25 年 12 月 17 日、
金額 431,740 円)**

平成 25 年 11 月に、I 氏が入所している施設の職員から、I 氏の障害共済年金更新の手続を行う際に等級が 2 級(下記(注)のイに該当)であることを確認したが、障害者加算が障害等級表の 1 級もしくは 2 級に相当する額(下記(注)のアに該当)となっており誤りではないかといった旨の問い合わせがあった。過去の記録を確認した結果、平成 20 年 12 月に精神障害者保健福祉手帳が 2 級から 1 級に変更されたことを確認した際に、誤って下記(注)のアに相

当する加算額に変更してしまっていた。

(注)生活保護法による生活保護基準(抄)においては、障害者加算は以下に掲げる者について行うとされており、アの方が加算額が多い。

- ア. 障害等級表の1級もしくは2級または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害がある者
- イ. 障害等級表の3級または国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害がある者

【指摘事項】

②督促状、催告状の発行業務について

生活保護法第63条返還金・第78条徴収金については、滞納者に対して督促状や催告状を送付する際に、その書面のみを郵送しているが、その書面を見た被保護者のうち、支払いの意思を示した者に対してだけ、別途納付書を送付している。生活支援課としては、支払いをしない債務者は、例え納付書を同封しても支払わない例が多く、納付書を作成する労力を考慮した場合、支払いの意思を示した債務者にだけ送付する方が効果的、効率的であるとのことであった。

しかし、そもそも支払う意思が低い債務者が督促状等の書面だけを受け取った場合、納付書入手のためになおさら手数料をかけて生活支援課に連絡してくる可能性は低くなるものと思われる。

①

督促状及び催告状を送付する際、納付書を同封するように努めます。
(福祉部生活支援課)

<p>したがって、督促状や催告状だけでなく納付書も同封することで、少しでも債務者が支払いやすい環境を整備することが必要である。</p>	
<p>【指摘事項】</p> <p>③督促状の発行期限について</p> <p>下関市会計規則第122条第1項では、納期限後20日以内に督促状の発行を定めているが、生活保護法第63条返還金・第78条徴収金にかかる滞留債権に関しては、必ずしもそれが守られていない。</p> <p>滞留債権の回収を行う上で早急の請求は肝要であり、会計規則に従い期限内に督促状を発行すべきである。</p>	<p>② 期限内に督促状を発行するように努めます。 (福祉部生活支援課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>④督促手数料、延滞金等の徴収について</p> <p>下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第2条では、「市長は、(地方自治)法第231条の3第1項の規定による歳入の督促をした時は、当該督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。」ことになっている。また、同条例第3条によると、「市長は、(地方自治)法第231条の3第1項の規定による歳入の督促をした時は、当該歳入金額に、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。」とされ</p>	<p>③ システム開発業者とシステム改修の可能性に関して検討します。 (福祉部生活支援課)</p>

ている。なお、同条例第 4 条に、「やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減免することができる。」という減免措置が例外的に認められているが、生活保護システムにおいては、そもそも延滞金を計算する機能を有していない。また、下関市債権管理マニュアルにおける督促状及び催告状のひな型には、督促手数料や延滞金の請求に関する記載(欄)があるにもかかわらず、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の督促状や催告状にはそのような記載はなく、督促手数料や延滞金を請求する仕様になっていない。

【指摘事項】

⑤ 法的措置について

下関市では、平成 21 年度から平成 25 年度までにおいて生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金に関して法的措置は行われていない。その理由としては、そもそも日々の暮らしに窮している生活保護者に対する法的措置は、その実施コストに比較して効果が少ないと判断しているためである。

しかし、以下の図表 5-6-7 からも明らかなおと、生活保護法第 78 条徴収金の収納率は生活保護法第 63 条返還金のそれを大きく下回っている。

公平性の観点からも、第 78 条徴収金の滞納者に対しては、その状況を鑑みて早急な法的措

⑤

現状の人員体制では、法的措置を講じることは困難なため、必要な人員配置について、人事当局と調整のうえ、法的措置を講じることを検討します。

(福祉部生活支援課)

置を講じることも検討すべきである。

【意見】

①債権徴収体制の整備について

社会福祉法第 16 条では、生活保護業務を行うケースワーカーの数を、被保護世帯 80 世帯に対して 1 人を配置することが定められている。下関市の平成 25 年 4 月における被保護世帯は 3,499 世帯であるため、80 で除すと 43.7 名となり、上記標準数を満たすためには 44 名のケースワーカーを配置すべきことになる。しかし、被保護世帯数が増加している現在においてもケースワーカー数は 43 名のままであり、1 名不足している状態である。

生活保護業務は、近年、一層その業務の幅が広がっていると同時に、その内容も、より専門知識を必要としている。一般的に、ケースワーカーの業務は体力的にも精神的にも厳しい業務と言われている。そのような中、生活保護業務を担当する生活支援課には、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金を徴収する専任の担当者は配置されておらず、給付係が滞納債権の把握、納付書や催告書の発行を行い、ケースワーカーが納付書を持って回収業務を担当している。

当該債権の徴収の状況を鑑みるに、債務者の支払能力が著しく低い上、ケースワーカーが多忙を極めていることから、費用対効果を考慮した債権回収にまで十分な対応ができていないものと

②
③
⑤

ご指摘のとおり、ケースワークは多忙を極め、年々激務となっています。そうした中、人員配置が標準数を下回っている現状では、適正な保護の実施が困難な状況にあります。

したがいまして、今後も引き続き職員の適正配置につきまして、人事当局に働きかけます。また、民間委託の可能性については、関係課等と検討します。

(福祉部生活支援課)

	<p>思われる。</p> <p>現在保護している世帯に対しては、ケースワーカーが戸別訪問や直接指導、財産調査等を行えるため債権回収も比較的实施しやすいが、保護を廃止した世帯では、その所在が不明(平成 25 年度末時点では 27 人が所在不明)となり、財産調査をする法的権限もなく、その結果、債権回収の意識が希薄化してしまうケースが多いように思われる。</p> <p>今後は、生活支援課に債権回収に詳しい職員を配置し、債権回収を専任で取り扱う部署(係)を設置することも検討されたい。また、債権回収の専任部署を設けることで、各規定に沿った合規的な債権管理が行えることとなるものと考えられ、さらに、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務については、民間委託とすることも検討されたい。</p>		
<p>個別事案 7: 住宅新築資金等貸付金元利収入 (P130)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①各種書類の整備について</p> <p>住宅新築資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧 1 市 4 町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となっては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経 	<p>①</p>	<p>現存する重要書類については、適切に管理を行うよう徹底します。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>

<p>過が不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱間の規定で不整合 ・ 旧2町から引き継いだ貸付金の種別が不明 ・ 抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明 <p>制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。</p>	
<p>【指摘事項】</p> <p>②連帯保証人要件の確認について</p> <p>住宅新築資金等貸付金の交付手続として、一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。</p> <p>しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査はなされていない。要件を満たしていることの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。</p>	<p>③</p> <p>連帯保証人要件の確認については、貸付当初に契約で特段の定めをしていないため、今の時点から毎年の確認を行うことは、債務者及び連帯保証人の理解を得ることが非常に困難であると見込まれ、現在支払いを続けている債務者との関係が悪化することも懸念されます。このため、債権者及び連帯保証人の理解を得ながら、連帯保証人要件の確認を行うよう努めます。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>③法的措置について</p> <p>地方自治法施行令第171条の2による法的措置としては抵当権の実行や訴訟手続が考えら</p>	<p>③</p> <p>全く納付の意思を見せない借受人で、かつ一定の財産を有する者に対しては、状況に応じて、借受人本人及び連帯保証人に対して法的措置も検討します。また納付の意思を見せて</p>

れ、現在の多くの滞納者について全ての実施の可否を検討すべきであるが、運用上過去には一度も法的手続として実施されていない。また、住宅新築資金等の貸付けに当たっては全てにおいて連帯保証人の設定を要請しているが、過去においては借受人が死亡、行方不明あるいは自己破産となつてから連帯保証人に対して履行請求を行うのみである。

担当課としては、既に時効が完成し時効の援用がなされれば債権が消滅してしまう貸付金が多数であるため、現段階になって借受人ないし連帯保証人に法的手続を実施した場合にはトラブルも多く発生する可能性があるとのことで実行に踏み切れず、それよりも臨戸により少額でも償還を受けることによって時効を中断させる方針として対応しているとのことである。

しかし、借受人等は高齢化してきており、また今後多くの方々が徐々に亡くなっていくことも予想されるため、今後の回収は一層困難を極めることになると思われる。

確かに法的手続を実施することで逆に債権が消滅してしまう可能性もあるが、このような状況の債権について不納欠損処分ができず、時効を中断させるために担当者が少額の償還を受けるような臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また、効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて

いる借受人に対しては、支払いを継続するよう粘り強く対応します。

(市民部人権・男女共同参画課)

<p>全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。</p>	
<p>【指摘事項】 ④違約金の徴収免除手続について 下関市住宅資金貸付条例及び旧豊田町住宅改修資金貸付条例並びに貸借契約書においては、延滞した額につき年 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金として徴収する旨の定めがある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。</p> <p>しかし、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考え。</p>	<p>③ 違約金の徴収免除については、何らかの意思決定を行えるよう、財政課等とも協議しつつ検討します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ⑤誓約書の作成について 下関市会計規則第 133 条第1項では、債権について地方自治法施行令第 171 条の6の規定により、履行期限を延長する特約または処分をしよ</p>	<p>③ 誓約書の提出については、滞納者に対して、臨戸時の面談等で求め続けており、今後も引き続き粘り強く徴求するよう努めます。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>

	<p>うとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。</p> <p>住宅新築資金等貸付金において滞納が発生した場合、過去には誓約書を徴求していたが、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴求することが必要である。</p>		
<p>個別事案 8: 福祉援護資金貸付金元利収入 (P145)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①各種書類の整備について</p> <p>福祉援護資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧1市4町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となっては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的には一部について、</p>	<p>①</p>	<p>現存する重要書類については、適切に管理を行うよう努めます。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>

- ・各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経過が不明
- ・各種条例、施行規則、貸付要綱で詳細な規定内容が不明瞭
- ・抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明

などであり、制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。

【指摘事項】

②連帯保証人要件の確認について

住宅新築資金と同様、福祉援護資金における貸付金の交付手続としても一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。

しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査がなされていないため、要件を満たすことの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。

【指摘事項】

③法的措置について

住宅新築資金と同様、回収が遅々として進まない状況の債権について不納欠損処分ができ

③

連帯保証人要件の確認については、貸付当初に契約で特段の定めをしていないため、今の時点から毎年の確認を行うことは、債務者及び連帯保証人の理解を得ることが非常に困難であると見込まれ、現在支払いを続けている債務者との関係が悪化することも懸念されます。このため、債権者及び連帯保証人の理解を得ながら、連帯保証人要件の確認を行うよう努めます。

(市民部人権・男女共同参画課)

全く納付の意思を見せない借受人で、かつ一定の財産を有する者に対しては、状況に応じて、借受人本に及び連帯保証人に対して法的措置も検討します。また、支払いの誠意を見

<p>ず、担当者が時効を中断させるための臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。</p>	<p>せている借受人に対しては、支払いを継続するよう粘り強く対応します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ④違約金の徴収免除手続について 貸借契約書においては、延滞した額につき年10.95%の割合を乗じて得た額を違約金(延滞金)として支払うとする規定がある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。 しかし、住宅新築資金と同様、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考え。</p>	<p>違約金の徴収免除については、何らかの意思決定を行えるよう、財政課等とも協議しつつ検討します。 (市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>【指摘事項】 ⑤誓約書の作成について</p>	<p>③ 誓約書の提出については、滞納者に対して、臨戸時の面談</p>

	<p>住宅新築資金と同様、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴求することが必要である。</p>		<p>等で求め続けており、今後も引き続き粘り強く徴求するよう努めます。</p> <p>(市民部人権・男女共同参画課)</p>
<p>個別事案 9: 母子寡婦福祉 資金貸付金元 利収入 (P163)</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>①催告書の発送について</p> <p>こども家庭課は、契約に基づく償還期間内に完済できていない借主に対しては、概ね年2回程度催告書を送付する方針としている。</p> <p>平成 23 年度から平成 25 年度までの発送日、各回における発送件数(貸付契約件数)及び基準日からの期間は次表のとおりである</p> <p>こども家庭課の方針では、催告状の発送は年2回としているが、上表のとおり、平成 24 年度及び平成 25 年度は1回のみでの発送となっている。</p> <p>また、発送対象先抽出基準日と発送日が乖</p>	<p>①</p>	<p>契約に基づく償還期間内に完済できていない借主に対し、概ね年2回程度催告書を送付する方針により、催告書を2回送付するとともに、滞納者への対応が遅れることがないように、発送対象先を抽出後、速やかに発送の処理を行うなど、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(こども未来部こども家庭課)</p>

離している場合、その期間、滞納者への対応が遅れることになるが、平成 24 年度及び平成 25 年度はいずれも 1 月以上の開きがあった

したがって、少なくとも両年度とも 6 月滞納者への取組みは速やかに行われていなかったと推察される。納付を失念している未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が一層困難になることが多いため、適時に償還を促すことは重要であり、適切に事務処理を行う必要がある。

②誓約書の作成について

下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務者から債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では口頭での確認に留まっているものがある。

滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ、かつ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。

【意見】

①過年度調定分の回収に対する取組みについて

図表 5-9-5 のとおり、現年度分の収納率は改善しているものの、過年度分の収納率は悪化傾

①

下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を承認した場合は、滞納者から納付誓約書を徴し、滞納者に債務額を認識させるとともに、定期的な支払いを促すことにより、収納率の向上を図ります。

また、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から誓約書を徴取するよう努めます。

(こども未来部こども家庭課)

③

債権に関して専門的助言を踏まえた整理・管理ができるよう、司法書士事務所等への債権管理(整理)の業務委託を検討します。

向にある。また、図表 5-9-11 のとおり、下関市の収納率は、全国に比して、現年度分は上回っているものの、過年度分は大きく下回っており、過年度分の収納率向上が今後の課題である。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務は、母子寡婦等の福祉のための他の施策にかかる事務も含めて、こども家庭課の職員2名及び嘱託職員である母子自立支援員2名だけで対応している。また、昨今は頻繁に福祉制度が改正されており、当該貸付事務のみに特化することはできない状況で、過年度分の滞納債権については十分な対応ができていないのではないかと考えられる。

監査人が過年度分の滞納債権の償還台帳を確認したところ、督促状等の発送をしているだけに留まっていると思われるものや、償還台帳とともにファイルされている状況記録の記載が不十分で、現状を把握できないものなどが散見されたため、担当者のみが把握している滞納者情報も他にあるのではないかとされる。また、母子寡婦福祉資金貸付金は私債権であるため、時効の援用なしには債権を消滅させることができないので、住所が分からずに、督促状等を発送できないものや、本人が死亡、あるいは保証人なども資力がなく実質的に回収できない債権が債権放棄などによる不納欠損処分がされずに管理され続けている状況である。このような状況ではとても適時

また、この委託業務において、回収が極めて困難な債権の抽出(判断基準も検討)や債権の類型化等を行い、債権放棄による不納欠損処分の検討も進めます。

さらに、上記作業を通じ、回収すべき債権を特定し、配置を検討している非常勤嘱託の徴収員により、効果的な債権回収も行いたいと考えています。

なお、徴収員は、記録等の台帳整理、督促事務等にも従事することを考えています。

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、効率的、効果的な債権管理を行うため、督促等の優先順位づけを想定した滞納期間別のリストアップや主な訪問等の記録が出来る機能があるものを導入したいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

に措置することは不可能であり、結果的に滞納を助長させているともいえる。

訪問による督促等は、昨年度は滞納者の住所地などを考慮して 30 件程度実施しているが、個々の滞納者の状況に応じた適切な対応が望まれるところである。したがって、限られた人員で効果的に償還事務を行うために以下の点について検討されたい。

- ・ 過年度分の収入未済額の現状分析を行い、個別に誰が見ても分かるよう経過記録の記載方法について工夫することが必要である。

債権の回収に当たっては、個々の滞納者の状況に応じた回収手続が必要であるが、現在は滞納者ごとの状況は把握できているものの、その状況を類型化した上で、それぞれに対応するといったような手法は取り入れられていない。過去から債権放棄などによる不納欠損処分の手続は実施されていないが、不要な事務手続を削減するためにも、回収が極めて困難な債権と判断する基準を設けた上で、債権放棄などによる不納欠損処分の手続を進め、回収すべき債権を特定し、効果的に訪問による催告や償還事務を集中させることが必要である。

なお、現行の母子・寡婦福祉資金貸付システムは中核市移行を契機に増加する事務に対応

	<p>するために導入されたものであるが、平成 28 年 4 月をもって保守契約が終了となる。新システム導入に際しては、督促等の優先順位づけのために滞納期間別にリストアップや滞納者の状況が訪問記録等で適宜確認できるなど、意思決定に資する情報の集約ができるような機能について十分に検討し、効率的、効果的な債権管理に努められたい。</p>		
	<p>【意見】 ②継続貸付案件に対するモニタリングについて 過年度における貸付案件には貸付条件に従って継続貸付中のものもあるが、貸付後の状況が把握できておらず、母子寡婦福祉法施行令第 16 条に定める一時償還の規定に該当しているにもかかわらず貸付けが継続されている可能性もある。 前述の「①過年度調定分に対する取組みについて」とともに、借主の貸付後の状況変化にも留意した適切な債権管理が望まれる。</p>	③	<p>継続貸付となる資金は基本的に修学資金ですが、各年度当初の在学証明の提出を実施要領に定めるなど、目的以外の貸付になっていないか確認を行い、借主の貸付後の状況変化にも留意した適切な債権管理に努めます。 (こども未来部こども家庭課)</p>
	<p>【意見】 ③滞納債権回収事務の外部委託化について 収入未済額のうち、過年度分の多くは、下関市への権限委譲以前に県において貸付・承認された案件である。これらの債権には同一借主に複数の貸付けを実行しているものも散見され、多重債務により、月々の返済額が多額となったために償還が困難となったケースもあったのではない</p>	③	<p>債権の回収事務については、非常勤嘱託の徴収員の配置を検討しており、また、債権に関して専門的な助言を踏まえた整理・管理を行うため、司法書士事務所等への債権管理(整理)の業務委託を検討しています。 この委託業務により、回収が極めて困難な債権を抽出し、債権放棄による不納欠損処分を検討も進め、回収すべき債権を効果的に回収出来るようにしたいと考えています。</p>

かと推察される。

下関市では全ての未納者になるべく訪問することにより納付促進に努めている。現状は債権管理専任者を設けず、他業務と兼務しながら回収努力を重ねているが、合併前の旧4町所在の債務者全てに直接訪問することなどは現実的ではない。また、中核市移行時において、借主の債権情報や交渉記録を含む償還台帳などについて県からの引き継ぎは適切にされているようであるが、当時の県債権管理担当者がどの程度具体的な業務の引き継ぎをしたかどうかまでは不明である。

昨年度子ども家庭課が臨戸した件数は30件であるが、全戸訪問するには相当の日数を要する。費用対効果の観点から、他の債権と合わせて民間外部業者へ一括して催告業務を委託する方法なども検討されたい。

【意見】

④違約金について

納期限までに納付されなかった場合には違約金を徴収する必要があるが、免除申請書の提出があったもの、もしくは違約金が500円未満のものについては、現状、下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領に定めのある違約金が免除される場合としてその徴収を行っていない(下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領 第14)。

違約金免除申請書提出による違約金の免除

なお、徴収員は、記録等の台帳整理、督促事務等にも従事することを考えています。

(こども未来部こども家庭課)

③

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、違約金について、500円未満のもの算定も含め、必要な期間の集計や免除申請状況との照合も可能な機能を持ったものを導入したいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

に当たっては、母子・寡婦福祉資金貸付システムから作成される「違約金リスト」に基づき、該当者へ違約金についてのお知らせと併せて母子寡婦福祉資金違約金免除申請書を送付し、当該申請書の提出があったものに対して違約金を免除するという方針で事務を進めている。

しかし、現在のシステム上、違約金の集計機能が任意の期間内の一覧表作成のみであること、また、500円未満の違約金はそもそも算定されないことから、全体が把握できない状態である。例えば、免除事由は個々の免除申請書を確認する必要があり、免除申請書の提出状況も、違約金リストと個々の免除申請書を照合させなければ把握できない。

事後的なモニタリングのためにも違約金の免除額を網羅的に集約し、個別案件ごとに適切な手続がされているか、またその免除事由について事後確認ができるような検討が望まれる。

【意見】

⑤情報の一元化について

現状、母子寡婦福祉資金貸付金の管理は紙の償還台帳と母子・寡婦福祉資金システムによっている。借主ごとの経過については紙の償還台帳に状況経過として記録されるが、記載の方針などが統一されていないため、その内容を適時に上席者が確認できる体制になっておらず、担当者に対する指示なども十分に行えていないので

③

現行の母子寡婦福祉資金貸付システムについては、平成28年度に新規システムに切り替える予定で、借主の状況経過等、主な記録が出来る機能も含め、基本的な借主の情報がシステム上で円滑に確認が出来るものを導入し、また、それ以上の情報は記録様式・方法を統一した上で電子データとして保存し、円滑かつ適切に情報確認・共有化が図れるようにしたいと考えています。

(こども未来部こども家庭課)

	<p>はないかと思われるため、滞納者への適時の対応に資するためにもこども家庭課内での情報共有の方法について検討されたい。</p>		
<p>個別事案 10: 住宅使用料 (P184)</p>	<p>【指摘事項】 ①市税滞納の有無の確認について 下関市営住宅の設置等に関する条例第6条第1項第3号では、市営住宅の入居条件として、市町村民税を完納していることを条件としている。しかし、使用許可時には市町村民税の納付状況が確認されているが、入居後は確認されておらず入居条件を満たしているか把握できていない。 毎年の収入申告の際には市民税の納付状況も合わせて確認すべきである。</p>	②	<p>新規入居者に対して、毎年の収入申告の際に「市税の滞納なしの証明書」を併せて提出するよう説明します。また、既入居者については、一定の周知期間を設けた後、同証明書の提出を求めるよう努めます。 (建設部建築住宅課)</p>
	<p>【指摘事項】 ②保証人要件の確認について 下関市営住宅の設置等に関する条例第12条第1項では、保証人の資格要件として入居者と同程度以上の収入を条件としている。しかし、当初使用許可時は所得証明書の提出を求めているが、入居後における所得証明書の提出は求められておらず、現在の保証人が条例で定められた資格要件を満たしているか把握できていない。 入居後においても所得証明書の提出を求め、保証人の資格要件を満たしているか確認すべきである。</p>	③	<p>保証人要件の確認については、平成29年度の新住宅管理システム導入時に、個人番号制度の庁内連携及び情報照会により、保証人の所得情報の入手について検討します。 (建設部建築住宅課)</p>

<p>【指摘事項】</p> <p>③退去者に対する取立てについて</p> <p>平成 25 年度末現在の収入未済額には、入居中が 1,175 世帯、既退去が 857 世帯含まれている。</p> <p>建築住宅課では、退去者は居所不明となり所在確認作業など、入居世帯に対する回収手続より手数を要し、費用面において負担が多くなるため、既退去者に対する債権回収業務は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からは、既退去者に対しても、現入居者と同様に債権回収手続を行うべきである。</p>	<p>③</p>	<p>既退去者に対する債権回収を実施するため、人事当局に人員の増員を求めるとともに、民間委託も視野に入れ検討していきます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>④延滞金について</p> <p>下関市営住宅の設置等に関する条例第 20 条第 2 項では、指定納期限までに支払いがなされない場合は延滞金を請求することを求めており、延滞金を請求しない場合は、市長による承認を求めている(同条例第 20 条第 6 項)。しかし、建築住宅課では、訴訟案件についてのみ延滞金を徴収しているが、その他の滞納債権については請求しておらず、また、請求しないことについて市長による承認は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からは、適切に延滞金を徴収すべきであり、請求しない場合は、適切に市長による承認を受けるべきである。</p>	<p>③</p>	<p>下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき、延滞金の徴収及び減免について、適切な措置をとるように努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

<p>【指摘事項】</p> <p>⑤分納誓約書の作成について</p> <p>下関市会計規則第133条第1項では、債権について地方自治法施行令第171条の6の規定により履行期限を延長する特約または処分をしようとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。しかし、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を受領していない。</p> <p>滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。</p>	<p>②</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を認めた全ての債務者から分納誓約書を徴取するよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】</p> <p>①収入未申告者への対応について</p> <p>収入未申告者に賦課する家賃は近傍同種の住宅の家賃となり、収入申告者の家賃よりも高額になっている。収入未申告となっている要因としては、単身高齢者が増加し、収入申告ができなくなっていることが挙げられるが、そのような居住者は家賃の納付も困難になっていることが考えられ</p>	<p>②</p>	<p>収入未申告者に対して、指定管理者による戸別訪問や、ポスティングなどの方法により、収入申告書の提出を促すよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

る。

そのため、収入未申告者に対しては、収入申告を行うことで家賃が減額されることを周知し、入居者の資力に応じた家賃の算定の実現を図るとともに、下関市内部の組織間においても情報を共有し、利用者の資力に応じた家賃の算定を実現できるよう、改善を図ることが望まれる。

【意見】

②代理納付制度について

下関市における代理納付制度の利用率は、50.9%と低い水準にある。その背景としては、生活保護受給者の収納率が住宅使用料全体の収納率と大差がないことから、積極的な代理納付制度への移行が行われていないことにある。

しかし、代理納付制度の利用を推進することにより確実な収納が可能となり、また、国の方針としても移行を促しているため、早期に代理納付制度への移行を進め、収納率のさらなる改善を図る必要があると考える。

【意見】

③法的措置について

下関市営住宅の設置等に関する条例第 42 条では、家賃を3月以上滞納したときは、その居住する市営住宅の明渡しを請求することができるとしている。したがって、3月以上滞納した入居者に対しては、全て明渡し請求の可否を検討すべきであるが、運用上は滞納期間 12 月以上また

③

代理納付制度の利用を促進し、収納率の改善に努めます。
(建設部建築住宅課)

③

下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき、個別の事案や収納状況を勘案のうえ、法的措置について検討します。
(建設部建築住宅課)

	<p>は滞納額 30 万円以上の債務者についてのみ法的措置候補として毎年度選定している。</p> <p>法的措置には一定の費用が発生するため、滞納金額が少額なものについて実施することは、費用対効果の観点から好ましくないということが現在の運用上の根拠となっているが、その対象範囲は下関市営住宅の設置等に関する条例の規定に従った処置として十分なものとは言い難い。また、早期の明渡し請求は、将来的な滞納を防止する側面もあり、運用基準を見直すことも含めて検討することが望まれる。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>④保証人に対する履行請求について</p> <p>下関市では、入居に際して保証人の設定を要請しているが、過去保証人に対して履行請求を行った実績はない。保証人への履行請求が行われないことは、代理弁済の意思を有する者からの回収の機会を逸し、保証人制度の形骸化を招いているといえる。</p> <p>保証人に対して履行請求通知することは、債務者の履行意識を高めるとともに、保証人から代理弁済を受ける機会も得られるため、滞納が発生した場合には速やかに保証人に対して履行請求を行うことが望ましい。</p>	②	<p>入居に際して保証人の設定を要請していますが、連帯保証人としての位置づけではないため、保証人へ履行請求を行った実績はありません。今後、連帯保証人制度への移行についても検討します。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
個別事案 11: 土地貸付収入 (P193)	<p>【指摘事項】</p> <p>①賃貸契約書の管理について</p> <p>建築住宅課では、借受人と土地賃貸借契約を</p>	②	<p>下関市文書取扱規程に基づき、文書の適正な保管に努めます。</p>

締結しており、3年ごとの契約更新に際しては一部変更契約を締結している。しかし、第三者への貸の禁止、第三者への権利譲渡、遅延金等の具体的な項目内容が記載された原契約書については、一部が所在不明であり、現物を確認することができない状況である。

下関市文書取扱規程第 40 条第1項第1号では、文書の保存年限及び保存種類が定められており、重要な契約書は永年保存すると定められている。同規程に則り、文書の保存年限及び保存種類の洗い出し作業を行い、原契約書を含む関連文書は保存期間に沿って適切に管理すべきである。

【指摘事項】

②契約更新時における連帯保証人要件の確認について

下関市公有財産取扱規則第 32 条第2項第2号では、連帯保証人の資格要件として一定額以上の固定資産税または市県民税の納付を要件としている。しかし、契約更新時においては、印鑑登録証明書の提出のみを求めており、納税証明書の提出を求めているため、現在の連帯保証人が下関市公有財産取扱規則で定められている連帯保証人の要件を満たしているかどうか不明である。契約更新時においても固定資産税または市県民税の納付状況を確認し、連帯保証人の要件を満たしているか確認すべきである。

(建設部建築住宅課)

②

下関市公有財産取扱規則に基づき、連帯保証人の要件を満たしているか確認するよう努めます。

(建設部建築住宅課)

<p>【指摘事項】</p> <p>③督促手続の発行期限について</p> <p>下関市会計規則第 122 条第1項では、納期限後 20 日以内に督促状の発行を定めているが、建築住宅課における送付は2月から3月後の送付となっており、期限内の送付ができていない。同規則に従って期限内に督促状を発行すべきである。</p>	<p>②</p>	<p>下関市会計規則に基づき、期限内に督促を行うよう努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>④催告手続について</p> <p>下関市債権管理マニュアルでは、督促状を送付し、納期限までに納付がなされない場合には、随時催告を行うことで納付を促すことが定められているが、建築住宅課では実施されていない。債権の早期回収、滞納債権の発生を防止し収納率を高めるためにも、催告を適宜実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、随時催告を行えるよう、人事当局に人員の確保を求めるとともに、債権管理システムの導入を検討します。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>⑤遅延利息について</p> <p>下関市公有財産取扱規則第 30 条第1項では、納付期日までに貸付料を納付しないときは、遅延利息の請求を定めており、同条第2項では、遅延利息を減免する場合は、市長による承認を求めている。しかし、建築住宅課では、遅延利息の徴収及び減免に伴う市長の承認は実施されていない。</p> <p>公平性の観点からも適切に遅延利息を徴収す</p>	<p>②</p>	<p>遅延利息の徴収及び減免については、下関市公有財産取扱規則に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(建設部建築住宅課)</p>

	<p>べきであり、減免する場合には、市長による承認を受けるべきである。</p>		
	<p>【指摘事項】 ⑥分納誓約について 下関市債権管理マニュアルでは、債務者と協議を行い、分割納付を認めた場合は、分納誓約書を徴することが求められているが、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を徴取していない。 分納誓約の徴取は、債務者に確認時点の債務額を承認させる効果を持ち、将来に亘って計画的に債権を徴収していく上でも重要であるため、適切に徴取するべきである。</p>	<p>②</p>	<p>下関市債権管理マニュアルに基づき、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を徴取するよう努めます。 (建設部建築住宅課)</p>
	<p>【指摘事項】 ⑦法的措置について 地方自治法施行令第 171 条の2においては、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法的措置をとらなければならないとされているが、建築住宅課では、過年度において土地貸付量に対する法的措置は行われていない。相当の期間が経過しても履行されずに滞納している債権については速やかに法的手続を実施すべきである。</p>	<p>③</p>	<p>土地貸付契約においては、原契約書の所在が不明なものもあり、正式な法的措置がとれない状況です。 よって、契約者の再調査から作業を進めている段階であり、法的措置は作業終了後進めます。 (建設部建築住宅課)</p>
	<p>【意見】 ①債権管理体制について 「(2)債権管理部署」に記載のとおり、当該債権の管理は2名で実施しており、債権管理も表計</p>	<p>③</p>	<p>債権管理業務が適切に行えるよう、人事当局に人員の増加を求めるとともに、専従職員の雇用や債権管理システムの導入についても検討していきます。</p>

<p>算ソフトによるものとなっている。このような状況が、上記で指摘したように、督促が期限内に行われず、催告も実施されていない一つの要因になっていると考えられる。例えば、回収業務を行う嘱託職員を採用することや債権管理システムの導入などを検討し、債権管理業務が適切に行われるようにすることが望ましい。</p>	<p>(建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】 ②口座振替について 土地貸付収入の納付方法は、現在納付書による納付のみとなっているが、口座振替納付制度を導入することにより、納付書の作成や発送にかかる事務作業を軽減することが可能となる。また、納付者が平日に金融機関の窓口に出向く手数を省き、収納率の改善につながることも考えられるため、口座振替制度の導入を検討することが望ましい。</p>	<p>③ 債権管理システムの導入、また、コンビニエンスストアにおける収納も含め、口座振替制度の導入について検討していきます。 (建設部建築住宅課)</p>
<p>【意見】 ③連帯保証人に対する督促及び催告について 土地の貸付けに際しては連帯保証人の設定を原則として義務付けており、連帯保証人に対して督促及び催告を行うことは、収入未済額の回収機会を増やすことにつながる。したがって、債務者に対して督促や催告を行ってもなお履行がなされない場合には、連帯保証人に対して督促及び催告を行い、収入未済額の回収を図ることが望ましい。</p>	<p>③ 債権管理システムの導入について検討し、督促及び催告を行うよう改善に努めます。 (建設部建築住宅課)</p>

※ページの表示は、「平成26年度包括外部監査結果報告書」による。

